

## 資料第2 協定・覚書関係

## 民間事業者等との災害時協定一覧

| 協定内容     |                  | 協定名（締結事業者・団体等）                                                | 資料番号 |
|----------|------------------|---------------------------------------------------------------|------|
| ライフライン   | 特設公衆電話の設置及び管理等   | 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（東日本電信電話（株））                                | 1    |
|          | 通信設備の借用          | 非常通信の運用に関する協定書（東京消防庁荒川消防署）                                    | 64   |
|          | 避難所の給排水設備の復旧     | 災害時における区有施設の緊急処置に関する協定書（荒川区機械設備防災協力会）                         | 118  |
|          | 電力復旧             | 災害時等における電力復旧等に関する相互支援協定（東京電力パワーグリッド（株）上野支社）                   | 119  |
|          |                  | 災害時における停電復旧作業及び啓開作業の相互協力に関する覚書（東京電力パワーグリッド（株）上野支社）            | 120  |
| ボランティア活動 | 災害ボランティアセンターの開設等 | 災害時におけるボランティア活動に関する協定（（福）荒川区社会福祉協議会）                          | 2    |
|          | 語学ボランティア活動       | 災害時における語学ボランティア協力に関する協定書（荒川・南千住・尾久警察署、（学）新井学園赤門会日本語学校）        | 115  |
| 施設利用     | 地震時の避難所          | 災害時における施設使用及び人的協力に関する協定書（首都大学東京（現：都立大学））                      | 69   |
|          |                  | 災害発生時における避難所等の設置運営に関する協定書（町屋文化センターの指定管理者）                     | 90   |
|          |                  | 災害時における施設利用及び人的協力に関する協定書（（学）北豊島学園）                            | 98   |
|          |                  | 災害発生時における避難所等の設置運営に関する協定書（区立荒川授産場の指定管理者）                      | 101  |
|          |                  | 災害発生時における施設利用及び避難所等の設置運営等の協力に関する協定書（荒川区民会館の指定管理者）             | 102  |
|          |                  | 災害発生時における施設利用及び避難所等の設置運営等の協力に関する協定書（日暮里サニーホールの指定管理者）          | 103  |
|          |                  | 災害発生時における施設利用及び避難所等の設置運営等の協力に関する協定書（ムーブ町屋の指定管理者）              | 104  |
|          |                  | 災害発生時における避難所等の設置運営に関する協定書（区立清里高原ロッジ・清里高原少年自然の家の指定管理者）         | 105  |
|          |                  | 災害時における避難所施設利用に関する協定書（都立竹台高等学校）                               | 106  |
|          |                  | 災害時における避難所施設利用に関する協定書（都立荒川工業高等学校（現：荒川工科高等学校））                 | 107  |
|          |                  | 災害時等の対応及び災害応急復旧対策活動での施設利用への協力に関する協定（ふれあい館等の指定管理者）             | 108  |
|          |                  | 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（高齢者施設）                             | 109  |
|          |                  | 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（障がい者施設／指定管理）                       | 110  |
|          |                  | 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（障がい者施設／指定管理以外）                     | 111  |
|          |                  | 災害時における施設等の利用に関する協定（日暮里ホテルマネジメント合同会社）                         | 112  |
|          |                  | 災害時における施設等の利用に関する協定（（株）ティーケービー）                               | 113  |
|          |                  | 災害時における施設等の利用に関する協定（（株）マイステイズ・ホテル・マネジメント）                     | 114  |
|          |                  | 災害時における応急協力に関する覚書（日本郵便（株）荒川郵便局）                               | 162  |
|          | 水害時の避難場所         | 災害時における施設利用に関する協定書（都立産業技術高等専門学校）                              | 3    |
|          |                  | 災害時における施設使用及び人的協力に関する協定書（首都大学東京（現：都立大学））                      | 69   |
|          |                  | 災害時における施設利用及び人的協力に関する協定書（（学）北豊島学園）                            | 98   |
|          |                  | 災害発生時における避難所等の設置運営に関する協定書（区立清里高原ロッジ・清里高原少年自然の家の指定管理者）         | 105  |
|          |                  | 災害時における避難所施設利用に関する協定書（都立竹台高等学校）                               | 106  |
|          |                  | 災害時における避難所施設利用に関する協定書（都立荒川工業高等学校（現：荒川工科高等学校））                 | 107  |
|          |                  | 災害時における施設等の利用に関する協定（日暮里ホテルマネジメント合同会社）                         | 112  |
|          |                  | 災害時における施設等の利用に関する協定（（株）ティーケービー）                               | 113  |
|          |                  | 災害時における施設等の利用に関する協定（（株）マイステイズ・ホテル・マネジメント）                     | 114  |
|          |                  | 大規模な水害時における緊急避難に関する覚書（東京都住宅供給公社）                              | 157  |
|          |                  | 大規模な水害時における緊急避難に関する覚書（東京都都市整備局）                               | 158  |
|          |                  | 大規模な水害時における一時避難施設の利用に関する協定書（独立行政法人都市再生機構）                     | 159  |
|          | 帰宅困難者一時滞在施設      | 土砂災害時における近隣住民の緊急避難施設の提供に関する協定書（（学）開成学園）                       | 160  |
|          |                  | 災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定書（（株）大起エンゼルヘルプ）                      | 89   |
|          |                  | 災害発生時における避難所等の設置運営に関する協定書（町屋文化センターの指定管理者）                     | 90   |
|          |                  | 災害時における帰宅困難者の一時滞在施設等に関する協定書（（学）東京朝鮮学園）                        | 91   |
|          |                  | 災害時における帰宅困難者の一時滞在施設等に関する協定書（立正佼成会）                            | 92   |
|          |                  | 大規模地震等の災害時における創価学会荒川文化会館施設の一時的滞在施設利用に関する申し合わせ事項確認書（創価学会東京事務局） | 93   |
|          |                  | 大規模地震等の災害時における創価学会荒川平和会館施設の一時的滞在施設利用に関する申し合わせ事項確認書（創価学会東京事務局） | 94   |
|          |                  | 災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定書（（株）千代田セレモニー）                       | 95   |
|          |                  | 災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定書（トキアス管理組合）                          | 96   |
|          |                  | 災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定書（町屋光明寺・東京御廟）                        | 97   |
|          |                  | 災害時における施設利用及び人的協力に関する協定書（（学）北豊島学園）                            | 98   |
|          |                  | 災害時等における応急活動に関する細目協定（北部緑地（株））                                 | 99   |
|          |                  | 災害時等における応急活動に関する細目協定（上園緑地建設（株））                               | 100  |
|          |                  | 災害発生時における避難所等の設置運営に関する協定書（区立荒川授産場の指定管理者）                      | 101  |
|          |                  | 災害発生時における施設利用及び避難所等の設置運営等の協力に関する協定書（荒川区民会館の指定管理者）             | 102  |
|          |                  | 災害発生時における施設利用及び避難所等の設置運営等の協力に関する協定書（日暮里サニーホールの指定管理者）          | 103  |
|          |                  | 災害発生時における施設利用及び避難所等の設置運営等の協力に関する協定書（ムーブ町屋の指定管理者）              | 104  |
|          | 災害ボランティアセンター     | 災害時における施設利用に関する協定書（都立産業技術高等専門学校）                              | 3    |
|          |                  | 災害発生時における避難所等の設置運営に関する協定書（荒川総合スポーツセンターの指定管理者）                 | 57   |
|          | 重機・資機材置き場        | 災害時等における応急活動に関する細目協定（岩田造園土木（株））                               | 12   |
|          | 地域内輸送拠点          | 災害発生時における避難所等の設置運営に関する協定書（荒川総合スポーツセンターの指定管理者）                 | 57   |
|          | 緊急医療救護所          | 災害時における施設使用及び人的協力に関する協定書（首都大学東京（現：都立大学））                      | 69   |
|          | 車両の退避場所          | 大規模水害時における庁有車の緊急避難駐車場の提供に関する覚書（（株）スーパーバリュー）                   | 161  |

| 協定内容     |                 | 協定名（締結事業者・団体等）                                                        | 資料番号 |
|----------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------|------|
| 応急対策     | 避難所、区施設等の応急措置   | 災害時における応急対策業務に関する協定書（東京都塗装工業協同組合荒川支部）                                 | 4    |
| 情報収集・調査  | 被害状況の収集及び調査     | 災害時等における無人航空機を活用した支援業務に関する協定書（（株）スペースワン）                              | 5    |
|          |                 | 災害時等における無人航空機等を活用した支援業務に関する協定書（アイセイ（株））                               | 6    |
|          | 被害状況に関する情報交換    | 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省）                                                 | 60   |
|          | 被災区民の情報共有       | 災害時における応急協力に関する覚書（日本郵便（株）荒川郵便局）                                       | 162  |
| 車両の貸与    | フォークリフト車等の貸与    | 災害時における応急対策活動支援に関する協定書（東京都製本工業組合城北支部荒川地区）                             | 7    |
|          | バックカー車等の貸与      | 災害時における運搬車両等の提供に関する協定書（荒川区リサイクル事業協同組合）                                | 8    |
|          | 輸送車両の貸与         | 災害時における緊急輸送及び応急対策業務に関する協定（（一社）東京都トラック協会荒川支部）                          | 58   |
|          |                 | 災害時における緊急輸送業務に関する協定書（東京都個人タクシー協同組合荒川支部、警視庁荒川警察署）                      | 81   |
|          | 自転車の提供          | 災害時における自転車の提供及び応急修理に関する協定（荒川区自転車商協同組合連合会）                             | 139  |
|          |                 | 災害時における自転車の提供及び応急修理に関する協定実施細目（荒川区自転車商協同組合連合会）                         | 140  |
| 障害物除去    | 障害物除去・資機材の貸与    | 災害時における応急対策活動支援に関する協定書（東京都製本工業組合城北支部荒川地区）                             | 7    |
|          |                 | 災害時における障害物除去等の応急対策業務に関する協定（荒川区建設業協会）                                  | 9    |
|          |                 | 災害時における応急対策業務に関する協定書（荒川美化研究会）                                         | 10   |
|          |                 | 災害時における応急活動に関する協定書（荒川区造園防災協力会）                                        | 11   |
| 災害廃棄物・し尿 | 仮置場の運営          | 災害時等における災害廃棄物一次仮置場に関する協定書（区内事業者）                                      | 13   |
|          |                 | 災害時等における災害廃棄物一次仮置場の運営に関する実施細目（区内事業者）                                  | 14   |
|          | 災害廃棄物・し尿の収集及び運搬 | 災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定（東京環境保全協会）                                   | 148  |
|          |                 | 災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定（東京廃棄物事業協同組合）                                | 149  |
|          |                 | 災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定（東京環境保全協会）                                      | 150  |
|          |                 | 災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定（東京廃棄物事業協同組合）                                   | 151  |
|          | 災害廃棄物・し尿の処理、処分等 | 災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定（東京都産業資源循環協会）                                | 152  |
|          |                 | 災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定（東京都中小建設業協会）                                 | 153  |
|          |                 | 災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定（（株）京葉興業）                                       | 154  |
|          |                 | 災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定（（株）太陽油化）                                       | 155  |
|          |                 |                                                                       |      |
|          |                 |                                                                       |      |
| 給電       | 小型発電機の貸与        | 災害時における仮設電力供給等に関する協定書（（一財）関東電気保安協会東京北事業本部）                            | 15   |
|          | 余剰電力の供給         | 「街なかメガソーラー」登録にかかる協定（区内居住者・事業者）                                        | 16   |
|          | 給電車両の貸与         | 災害時における給電車両貸与に関する協定書（トヨタモビリティ東京（株））                                   | 17   |
|          |                 | 災害時における電動車両等の支援に関する協定書（東日本三菱自動車販売（株）、三菱自動車工業（株））                      | 18   |
|          |                 | 電気自動車を活用した災害連携協定（日産東京販売（株）、日産自動車（株））                                  | 19   |
| 情報発信     | ヘリサインの表示        | 九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申し合わせ事項（九都県市）                                 | 56   |
|          | キャッシュサイトの掲載等    | 災害に係る情報発信等に関する協定書（ヤフー株式会社（現：LINEヤフー（株）））                              | 61   |
|          | 災害情報等の放送        | 災害時における放送要請に関する協定書（東京ケーブルネットワーク（株））                                   | 62   |
|          |                 | 災害時における放送要請実施細目（東京ケーブルネットワーク（株））                                      | 63   |
| 搬送業務     | 物資の搬送           | 災害時における緊急輸送及び応急対策業務に関する協定（（一社）東京都トラック協会荒川支部）                          | 58   |
|          |                 | 災害時等における緊急物資等の荷役及び配送等に関する協定書（佐川急便（株））                                 | 59   |
|          | 人の搬送            | 災害時における緊急輸送業務に関する協定書（東京都個人タクシー協同組合荒川支部、警視庁荒川警察署）                      | 81   |
|          | 遺体の搬送           | 災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定書（（社）全国霊柩自動車協会）                                | 87   |
|          |                 | 災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定実施細目（（社）全国霊柩自動車協会）                             | 88   |
| 医療救護     | 傷病者等の受入れ        | 災害時における重症者等の受入れに関する協定書（東京都立駒込病院）                                      | 66   |
|          |                 | 災害時における重症者等の受入れに関する協定書（東京女子医科大学附属足立医療センター）                            | 67   |
|          |                 | 災害時における重症者等の受入れに関する協定書（日本医科大学付属病院）                                    | 68   |
|          | 医療救護班の派遣等       | 災害時の医療救護活動についての協定書（（社）荒川区医師会）                                         | 70   |
|          |                 | 災害時の医療救護活動実施細目（（社）荒川区医師会）                                             | 71   |
|          |                 | 医療救護に係る費用弁償に関する覚書（（社）荒川区医師会）                                          | 72   |
|          |                 | 災害時における歯科医師会の協力に関する協定書（東京都荒川区歯科医師会）                                   | 73   |
|          |                 | 災害時における歯科医師会の協力に関する協定細目（東京都荒川区歯科医師会）                                  | 74   |
|          |                 |                                                                       |      |
|          | 応急手当            | 災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定書（（公社）東京都柔道整復師会荒川支部）                            | 75   |
|          |                 | 災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定細目（（公社）東京都柔道整復師会荒川支部）                           | 76   |
|          | 医薬品の供給          | 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（医薬品卸売販売業者）                                    | 77   |
|          |                 | 災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定書（（社）荒川区薬剤師会）                                  | 78   |
|          |                 | 災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定細目（（社）荒川区薬剤師会）                                 | 79   |
|          | 傷病者・資器材搬送       | 災害時における傷病者の搬送等の協力に関する協定書（福祉移送ネットワークアイラス・(株)ライフリンクス）                   | 80   |
|          | トレーラーハウスの貸与     | 災害時におけるトレーラーハウスの優先貸出に関する協定（トレーラーハウスデベロップメント（株））                       | 116  |
| 物資供給     | 葬祭用品の供給         | 災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書（（社）全日本冠婚葬祭互助協会）                           | 82   |
|          |                 | 災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定実施細目（（社）全日本冠婚葬祭互助協会）                        | 83   |
|          |                 | 災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書（全東京葬祭業連合会（現：全東京葬祭業協同組合連合会））               | 84   |
|          |                 | 災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定実施細目（全東京葬祭業連合会（現：全東京葬祭業協同組合連合会）・東京都葬祭業協同組合） | 85   |

| 協定内容  |                 | 協定名（締結事業者・団体等）                                                                | 資料番号 |
|-------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------|------|
| 物資供給  | 避難所資器材の供給       | 災害時における弾性ストック等供給に関する協定書（（一社）災害用弾性ストック協会）                                      | 86   |
|       |                 | 災害時における段ボール製品等の調達業務に関する協定書（興亜紙業（株））                                           | 121  |
|       |                 | 避難所用簡易間仕切りシステム及びハニカム製簡易ベッドの供給に関する協定書（（特非）ボランティア・アーキテツ・ネットワーク）                 | 122  |
|       |                 | 災害時における段ボール製品等の優先供給に関する協定書（王子コンテナ（株）東京工場）                                     | 123  |
|       | 食糧の供給           | 災害時における米穀供給に関する協定（東京都米穀小売商業組合荒川支部）                                            | 124  |
|       |                 | 災害時における米穀供給に関する協定細目（東京都米穀小売商業組合荒川支部）                                          | 125  |
|       | 食料、飲料水、生活用品等の供給 | 災害時における応急物資供給に関する協定書（荒川区商店街連合会）                                               | 126  |
|       |                 | 災害時における応急物資の優先供給に関する協定書（（株）イトーヨーカ堂（現：（株）セブン&アイ・ホールディングス））                     | 127  |
|       |                 | 災害時における応急物資の優先供給に関する協定書（（株）ライフコーポレーション）                                       | 128  |
|       |                 | 災害時における応急物資の優先供給等に関する協定書（（株）コスナカムラ）                                           | 129  |
|       |                 | 災害時における応急資機材及び物資の優先供給に関する協定書（ロイヤルホームセンター（株））                                  | 130  |
|       |                 |                                                                               |      |
| 動物関係  | トレーラーハウスの貸与     | 災害時におけるトレーラーハウスの優先貸出に関する協定（トレーラーハウスデベロップメント（株））                               | 116  |
|       | 救護活動の実施         | 災害時における動物救護活動に関する協定書（荒川区獣医師会）                                                 | 117  |
| 資機材供給 | 資機材、車両及び人員の提供   | 災害時における応急対策業務に関する協定書（東京都塗装工業協同組合荒川支部）                                         | 4    |
|       | 資機材の提供          | 災害時における資機材等の優先供給に関する協定書（（株）アクティオ）                                             | 131  |
| 給水    | 給水施設の維持管理及び運用   | 給水施設の維持管理及び運用に関する協定書（東京都）                                                     | 132  |
|       |                 | 給水施設の維持管理及び運用に関する協定書の実施細目（東京都）                                                | 133  |
|       | 給水車両の貸与         | 災害時の給水活動等に関する協定書（（有）K'プランニング（現：（有）ケイ・プランニング））                                 | 134  |
|       | 生活用水の供給         | 災害時協力井戸に関する協定書（おかもとポンプ（株））                                                    | 145  |
|       |                 | 災害時協力井戸に関する協定書（アトラスプランズタワー三河島団地管理組合）                                          | 146  |
|       | 飲料水の供給          | 大地震時飲料水使用協定（区内銭湯事業者）                                                          | 147  |
| 燃料の供給 | ガソリン・軽油等        | 災害時における燃料の優先供給及び工具類の提供に関する協定書（東京都石油商業組合荒川支部（現：東京都石油商業組合荒川北地区））                | 135  |
|       |                 | 災害時における燃料の優先供給及び工具類の提供に関する実施細目（東京都石油商業組合荒川支部（現：東京都石油商業組合荒川北地区））               | 136  |
|       | プロパンガス・灯油等      | 災害時におけるプロパンガス・灯油等燃料類供給に関する協定（東京都燃料小売商業組合荒川支部（現：東京都燃料商業組合）、東京都LPGガス協会城北第一支部）   | 137  |
|       |                 | 災害時におけるプロパンガス・灯油等燃料類供給に関する協定細目（東京都燃料小売商業組合荒川支部（現：東京都燃料商業組合）、東京都LPGガス協会城北第一支部） | 138  |
| 被災者支援 | 行政手続きの支援        | 災害時における行政手続の支援活動に関する協定書（東京都行政書士会荒川支部）                                         | 65   |
|       | 給食業務            | 震災時における緊急炊き出し協力に関する協定書（東京都種類環境衛生同業組合荒川支部（現：東京都種類協同組合））                        | 141  |
|       |                 | 震災時における緊急炊き出し協力に関する協定細目（東京都種類環境衛生同業組合荒川支部（現：東京都種類協同組合））                       | 142  |
|       |                 | 災害時における給食業務の協力に関する協定書（学校給食調理業務委託業者）                                           | 143  |
|       |                 | 災害時における給食業務の協力に関する協定細目（学校給食調理業務委託業者）                                          | 144  |
|       |                 |                                                                               |      |
|       | 理容サービス業務        | 避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定書（東京都理容生活衛生同業組合荒川支部）                                 | 163  |
|       |                 | 避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定実施細目（東京都理容生活衛生同業組合荒川支部）                              | 164  |

## 自治体間の災害時相互応援協定一覧

| 協定名                                                 | 締結自治体等                | 資料番号 |
|-----------------------------------------------------|-----------------------|------|
| 荒川区と吉川町（現：上越市）の非常災害時等における相互応援に関する協定                 | 新潟県上越市                | 20   |
| 荒川区と大多喜町の非常災害時等における相互応援に関する協定                       | 千葉県大多喜町               | 21   |
| 荒川区と秩父市（旧：荒川村）の非常災害時等における相互応援に関する協定                 | 埼玉県秩父市                | 22   |
| 荒川区と鴨川市の非常災害時等における相互応援に関する協定                        | 千葉県鴨川市                | 23   |
| 荒川区と石川町の非常災害時等における相互応援に関する協定                        | 福島県石川町                | 24   |
| 災害時等における相互応援に関する協定                                  | 岩手県釜石市                | 25   |
| 災害時における相互応援に関する協定書                                  | 福島県福島市                | 26   |
| 災害時における相互応援に関する協定書                                  | 福島県桑折町                | 27   |
| 災害時における相互応援に関する協定書                                  | 岐阜県大垣市                | 28   |
| 災害時における相互応援に関する協定書                                  | 山形県鮎川村                | 29   |
| 災害時における相互応援に関する協定書                                  | 茨城県つくば市               | 30   |
| 災害時における相互応援に関する協定書                                  | 新潟県津南町                | 31   |
| 災害時における相互応援に関する協定書                                  | 富山県射水市                | 32   |
| 災害時における相互応援に関する協定書                                  | 静岡県下田市                | 33   |
| 災害時における相互応援に関する協定書                                  | 山梨県北杜市                | 34   |
| 災害時における相互応援に関する協定書                                  | 山梨県南アルプス市             | 35   |
| 災害時における相互応援に関する協定書                                  | 茨城県潮来市                | 36   |
| 災害時における相互応援に関する協定書                                  | 新潟県村上市                | 37   |
| 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定                              | 特別区                   | 38   |
| 特別区支援対策本部の設置等に関する実施細目                               |                       | 39   |
| 職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する実施細目                |                       | 40   |
| 救援物資の区間相互支援及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する実施細目              |                       | 41   |
| 避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事項に関する実施細目 |                       | 42   |
| 被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する実施細目                         |                       | 43   |
| 被災住民の受入れに関する実施細目                                    |                       | 44   |
| 動物の保護に関する実施細目                                       |                       | 45   |
| 医療救護活動に関する実施細目                                      |                       | 46   |
| ごみ、し尿、がれきの処理に関する実施細目                                |                       | 47   |
| 災害時要援護者の救援支援に関する実施細目                                |                       | 48   |
| 遺体の搬送、埋葬等に関する実施細目                                   |                       | 49   |
| 道路の早期復旧に関する実施細目                                     |                       | 50   |
| 応急危険度判定、り災証明書発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明発行に関する実施細目         |                       | 51   |
| 仮設住宅の提供に関する実施細目                                     |                       | 52   |
| 帰宅困難者対策に関する実施細目                                     |                       | 53   |
| 児童・生徒の受入れ、応急教育の実施等に関する実施細目                          |                       | 54   |
| 被災区の業務継続のための支援区における施設等の提供に関する実施細目                   |                       | 55   |
| 災害廃棄物の共同処理等に関する協定                                   | 特別区<br>東京二十三区清掃一部事務組合 | 156  |

## 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

荒川区（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

## （目的）

第1条 本覚書は、甲の区域内で災害が発生した場合において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

## （用語の定義）

第2条 本覚書において「災害」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条に規定する政令で定める程度の災害又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書において「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等に対し通信の提供を可能とするものをいう。

## （特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議の上、甲が決定するものとする。

3 第1項の設置場所、前項の設置箇所及びこれらに付随する設置に係る必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管に当たっては、甲乙互いに情報管理責任者を指名し、別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

## （通信機器等の配備と管理）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管、引込み柱、端子盤、電話機等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話が利用可能な状態となるよう、電話機等を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（電話回線等の配備）

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュージャックを含む。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

（移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の移転、廃止等の発生及び新規設置を予定する場所が発生した場合には、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の新規設置に係る費用については、第4条及び前条に基づき行い、移転、廃止等に係る費用については甲の費用負担により、これを行うものとする。

（利用の開始）

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、特設公衆電話の設置場所が甲の指定する避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができないものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を、別紙2に記載する連絡先に通知するものとする。

（利用者の誘導）

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、利用者の誘導に努めるものとする。

（利用の終了）

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議の上、乙が決定するものとし、乙は甲に対し、利用の終了を通知する。

2 甲は、前項の通知を受けた場合、特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去するとともに、乙に対し撤去した場所等の情報を別紙2に記載する連絡先へ通知することとする。

（設置場所の公開）

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

（定期試験の実施）

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施するものとする。

（故障発見時の扱い）

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し、故障回復に向け協力するものとする。この場合における、電気通信回線回復に係る費用については、相互にその原因等を確認し、甲乙協議の上、その都度決定するものとする。

（目的外利用の禁止）

- 第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、第1条の目的の範囲以外の目的での特設公衆電話の利用を禁止するものとする。
- 2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。
- 3 甲は、乙より目的外利用の実績報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。
- 4 乙は、前項の目的外利用の実績報告にかかわらず、甲が目的外利用を継続する場合には、甲に対し、該当する特設公衆電話の利用中止を通知する。この場合において、特設公衆電話の撤去に関する工事費用等及び甲の目的外利用により発生した利用料は、甲が負担するものとする。

（機密保持）

第14条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

（協議事項）

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有する。



平成25年6月20日

- 甲 東京都荒川区荒川2－2－3  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎
- 乙 東京都江戸川区北葛西4－1－43 葛西ビル1F  
東日本電信電話株式会社 業務代行  
NTT東日本-東京 サービス運営部  
東フィールドサービスセンタ所長  
押田 博之

## 災害時におけるボランティア活動に関する協定

荒川区(以下「甲」という。 )と社会福祉法人荒川区社会福祉協議会(以下「乙」という。 )  
は、災害時におけるボランティア活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定書は災害時における災害応急対策活動として行うボランティア活動に関する協力体制について、必要事項を定めるものとする。

### (災害ボランティアセンターの設置)

第2条 甲は、次のいずれかに該当するときは、乙と協議し、災害時の円滑なボランティア活動の推進のため、災害ボランティアセンター(以下「センター」という。 )を設置するものとする。

- (1) 荒川区内で震度6弱以上の地震が起きたとき
- (2) 前号に掲げる場合のほか、甲がセンターの設置を必要と認めるとき

### (設置場所)

第3条 センターの設置場所は、荒川総合スポーツセンターとする。ただし、甲は当該施設が罹災し、設置することが困難な場合は、これに代わる場所を確保するものとする。

2 甲は、著しい被害を受けた地域にセンターの分室的な機能を持つ現地ボランティアセンターの設置の必要性を認めたときは、乙と協議のうえ、その設置場所の確保に努めるものとする。

### (連携及び協力)

第4条 甲と乙は、相互に連携及び協力し、センターの設置及び運営に関し、必要な業務を実施するものとする。

### (センターの活動)

第5条 センターが実施する活動は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 災害ボランティアの受け入れ、派遣に関すること
- (2) 災害時の避難所等の運営、維持等に対する支援及び協力に関すること
- (3) 災害時要援護者又は自宅避難者に対する支援及び協力に関すること
- (4) その他、災害応急及び復興に関する支援に関すること

(平常時の協力)

第6条 乙は、平常時より、災害時に備えたセンターの機能を整備するものとし、甲は乙に対して整備に関する必要な支援を行うものとする。

2 乙は甲とともに、平常時より相互に協議及び連携し、ボランティア団体、地域住民及び防災関係機関との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における協力体制の確立を図るものとする。

(資器材等の確保)

第7条 甲と乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第8条 センターの運営に関する必要な費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

(損害補償)

第9条 災害応急及び復興活動等に関し、ボランティアが被った損害の補償はボランティア保険によるものとする。

(報告)

第10条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙の一方からこの協定を終了させる旨の意思表示をしないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に1年間存続するものとする。以後においてもまた同様とする。

この協定に締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成22年7月2日

- 甲 荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西 川 太一郎
- 乙 荒川区南千住一丁目13番20号  
社会福祉法人荒川区社会福祉協議会  
代表者 会 長 三 嶋 重 信

災害時における施設利用に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と東京都立産業技術高等専門学校（以下「乙」という。）は、災害時における施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、荒川区内に災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、荒川区地域防災計画に基づき、甲が東京都立産業技術高等専門学校荒川キャンパス内の施設の一部（以下「乙の管理する施設」という。）を利用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する事項は、次のとおりである。

- （1）災害時の応援職員や救助部隊等の宿舎、災害ボランティアセンターの開設場所として、乙の管理する施設を提供すること。
- （2）風水害時に近隣住民等を受け入れるために開放する緊急的かつ一時的な避難場所として、乙の管理する施設を提供すること。
- （3）その他甲乙協議の上、定める事項

（避難場所として利用できる施設の周知）

第3条 甲は、乙の管理する施設のうち、第2条第1項第2号に定める避難場所として利用できる施設の範囲を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（利用場所）

第4条 甲は、第2条第1項第1号に掲げられる災害ボランティアセンターの開設場所として、乙の管理する施設における次に掲げる場所を利用することができる。

- （1）体育館1階部分 小体育館・トレーニングルーム
- （2）体育館2階部分 第7講義室
- （3）体育館3階部分 アリーナ
- （4）その他甲乙協議の上、定める場所

2 甲は、第2条第1項第2号に掲げられる風水害時に近隣住民等を受け入れるための避難場所として、前項第3号に掲げられる場所を利用できるものとする。

（応急危険度判定の実施）

第5条 甲は、乙の管理する施設を第2条第1項第1号に定める場所として利用する場合、二次災害を防止するため都と連携して早急に応急危険度判定員を派遣し、施設利用の安

全性について調査する。

2 甲は、判定員が到着しない場合は建築関係者により施設・設備等の安全確認を行う。

(施設利用の要請)

第6条 甲は、前条に定める協力事項の実施を要請するときは、文書により通知する。ただし、緊急を要する場合は、口頭により協力を要請し、後日、速やかに文書により通知するものとする。

2 前項に定める要請が甲からあった場合、文書による通知、緊急時の口頭による要請に対し、乙が回答するにあたり、乙の管理する施設について防火・防災管理者から注意事項等を甲に対して連絡する。

(管理運営)

第7条 施設の管理運営は、甲の責任において行うものとし、乙は、甲に協力するものとする。

(利用期間)

第8条 施設の利用期間については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(施設利用の終了への努力)

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、施設利用の早期終了に努めるものとする。

(施設利用の終了)

第10条 甲は、施設の利用を終了する際は、乙に利用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(費用の負担)

第11条 この協定に基づき発生した費用については、甲が負担するものとする。

(損害賠償)

第12条 甲は、協力業務の実施中に、甲の責に帰する事由により施設又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、協力業務の実施中に、乙の責に帰する事由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合においては、乙は事故発生後、速やかに甲に報告するものとする。

（災害補償）

第13条 甲は、協力業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡したときは、災害に際し応急措置等の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年条例第8号）に基づき、これを補償するものとする。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第15条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲と乙のいずれからこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年10月15日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都荒川区南千住八丁目17番1号  
東京都立産業技術高等専門学校  
代表者 校長 渡辺 和人

## 災害時における応急対策業務に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と東京都塗装工業協同組合荒川支部（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、荒川区内に地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、荒川区地域防災計画に基づく災害時における応急対策業務に係る協力について、必要な事項を定めるものとする。

## （協力業務）

第2条 乙は、甲の要請を受けて、乙が保有する資機材等を使用し、次に掲げる応急対策業務（以下「協力業務」という。）へ積極的に従事する。

- （1）避難施設及び区施設の応急措置に関すること。
- （2）車両、資機材及び人員の提供に関すること。
- （3）その他乙が甲に協力できること。

## （報告）

第3条 乙は、甲に対して、災害時に出勤可能な人員及び資機材の状況を報告する。

2 乙は、甲の要請へ迅速に対応できる連絡体制を確立し、これを甲に報告する。

3 乙は、前2項に著しい変化が生じたときは速やかに、甲に報告する。

## （要請）

第4条 甲は、災害が発生し、第2条の規定による要請をするときは、乙に対し、文書により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、後日速やかに文書により通知するものとする。

2 前項の要請は、災害現場の状況により必要な人員、資機材、場所及び日時等を指定して行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙は、甲の要請がない場合であっても、災害の状況により緊急を要すると判断した場合、第2条の協力業務を実施する。

4 乙は、前項の協力業務を実施した場合は、速やかに甲に報告する。

## （費用負担）

第5条 乙が実施した協力業務に要した人員及び資機材等にかかる費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、甲と乙の協議により決めるものとする。

## （損害賠償）

第6条 甲は、甲の責に帰する事由により、協力業務で使用する乙の資機材に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対して、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、協力業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者もしくは第三者に損害を与えたときは、その損害の責を負うものとする。この場合、乙は事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。



## (災害補償)

第7条 甲は、乙が実施した協力業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）に基づき補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

## (有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成29年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲と乙のいずれからこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

## (協議)

第9条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲と乙の協議により定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年5月23日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西 川 太一郎

乙 東京都荒川区西日暮里一丁目19番14号  
東京都塗装工業協同組合荒川支部  
代表者 支部長 都 築 洋

## 災害時等における無人航空機を活用した支援業務に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と株式会社スペースワン（以下「乙」という。）は、災害時等における航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機を活用した支援業務に関して、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲が実施する災害時の情報収集・調査業務において、乙が無人航空機を活用して、甲に対して支援及び協力する場合の必要な事項を定めるものとする。

## （支援の要請）

第2条 甲は、荒川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、無人航空機を活用した情報収集・調査業務を実施する必要があるときは、乙に対して支援を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、支援の業務内容及び期間等を明らかにし、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等その他通信可能な手段により要請し、その後速やかに乙へ文書を提出するものとする。

3 乙は、甲からの要請を受けた場合は、人員体制、無人航空機等の必要資器材等を確認の上、支援の実施の可否を甲に回答するものとする。

## （支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に対して支援を実施するときは、直ちに、支援の実施に必要な人員及び資器材等を動員し、甲の指示に従い、次に掲げる業務を実施するものとする。

（1）災害時等における無人航空機を活用した荒川区内やその周辺の被害状況の情報収集及び調査

（2）無人航空機により撮影した映像、画像及びその他情報（以下「映像等」という。）の甲への提供

（3）その他甲の要請により、乙が応じられる事項

## （支援業務の報告）

第4条 乙は、前条に定める支援業務を実施したときは、甲の指示に従い、情報収集や調査により得られた映像等を甲へ随時提供するとともに、業務の完了後は速やかにその実施した業務内容等を甲へ報告するものとする。

(映像等の権利帰属)

第5条 第3条に定める支援業務の実施により得られた映像等については、甲乙双方に帰属するものとし、その使用については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

(平常時からの協力)

第6条 乙は、この協定による業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練や普及啓発の活動等への参加に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 本協定に基づき乙が実施した支援業務に要した費用は、法令その他特別の定めがある場合を除き、第2条の規定による甲の要請直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

(支払及び請求)

第8条 甲は、前条の規定により決定した費用について、乙から請求があったときは、速やかに支払うものとする。

(無人航空機の飛行手続等)

第9条 無人航空機の飛行に係る許可及び承認等その他第3条及び第6条に定める支援及び協力に際して必要な手続は、乙が行うものとする。

2 甲は、前項に定める乙が行う手続に協力するものとする。

(関係法令の遵守)

第10条 乙は、第3条及び第6条に定める支援及び協力に際して、航空法等の関係法令を遵守するものとする。

(事故等に係る責任)

第11条 乙は、第3条及び第6条に定める支援及び協力に際して、事故及びその他損害（以下「事故等」という。）が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上適切な措置を講じるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話によるものとし、その後速やかに甲へ文書を提出するものとする。

2 前項の規定による事故等のうち、次の各号に掲げる事由等による損害の賠償及び補償等の一切の費用は、乙が負担するものとする。

- (1) 乙が動員した者の故意又は過失によるもの
- (2) 乙が使用した資器材等の不具合によるもの
- (3) 乙の出動途上及び業務完了後において発生したもの

- 3 第1項の規定による事故等のうち、甲及び乙の責に帰さない事由による損害の賠償及び補償等は、甲乙協議の上取り決めるものとする。

(災害補償)

第12条 甲は、乙が実施した支援業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）に基づき補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙は、本協定の履行により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。履行終了後についても同様とする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和4年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の3か月前までに甲又は乙のいずれから本協定の解除又は変更の申し出がないときは、当該有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第15条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年5月10日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都台東区上野三丁目14番5号 4階  
株式会社スペースワン  
代表者 代表取締役 小林 康宏

## 災害時等における無人航空機等を活用した支援業務に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）とアイセイ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機等を活用した支援業務に関して、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲が実施する災害時の情報収集・調査業務において、乙が無人航空機等を活用して、甲に対して支援及び協力する場合の必要な事項を定めるものとする。

## （支援の要請）

第2条 甲は、荒川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、無人航空機等を活用した情報収集・調査業務を実施する必要が生じたときは、乙に対して支援を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、支援の業務内容及び期間等を明らかにし、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等その他通信可能な手段により要請し、その後速やかに乙へ文書を提出するものとする。

3 乙は、甲からの要請を受けた場合は、人員体制、無人航空機等の必要資器材等を確認の上、支援の実施の可否を甲に回答するものとする。

## （支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に対して支援を実施するときは、直ちに、支援の実施に必要な人員及び資器材等を動員し、甲の指示に従い、次に掲げる業務を実施するものとする。

（1）災害時等における無人航空機、360度カメラ及び地上走行型ロボットを活用した荒川区内やその周辺の被害状況の情報収集及び調査

（2）無人航空機、360度カメラ及び地上走行型ロボットにより撮影した映像、画像及びその他情報（以下「映像等」という。）の甲への提供

（3）その他甲の要請により、乙が応じられる事項

## （支援業務の報告）

第4条 乙は、前条に定める支援業務を実施したときは、甲の指示に従い、情報収集や調査により得られた映像等を甲へ随時提供するとともに、業務の完了後は速やかにその実施した業務内容等を甲へ報告するものとする。

(映像等の権利帰属)

第5条 第3条に定める支援業務の実施により得られた映像等については、甲乙双方に帰属するものとし、その使用については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

(平常時からの協力)

第6条 乙は、この協定による業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練や普及啓発の活動等への参加に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 本協定に基づき乙が実施した支援業務に要した費用は、法令その他特別の定めがある場合を除き、第2条の規定による甲の要請直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

(支払及び請求)

第8条 甲は、前条の規定により決定した費用について、乙から請求があったときは、速やかに支払うものとする。

(無人航空機の飛行手続等)

第9条 無人航空機の飛行に係る許可及び承認等その他第3条及び第6条に定める支援及び協力に際して必要な手続は、乙が行うものとする。

2 甲は、前項に定める乙が行う手続に協力するものとする。

(関係法令の遵守)

第10条 乙は、第3条及び第6条に定める支援及び協力に際して、航空法等の関係法令を遵守するものとする。

(事故等に係る責任)

第11条 乙は、第3条及び第6条に定める支援及び協力に際して、事故及びその他損害（以下「事故等」という。）が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上適切な措置を講じるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話によるものとし、その後速やかに甲へ文書を提出するものとする。

2 前項の規定による事故等のうち、次の各号に掲げる事由等による損害の賠償及び補償等の一切の費用は、乙が負担するものとする。

- (1) 乙が動員した者の故意又は過失によるもの
- (2) 乙が使用した資器材等の不具合によるもの
- (3) 乙の出動途上及び業務完了後において発生したもの

- 3 第1項の規定による事故等のうち、甲及び乙の責に帰さない事由による損害の賠償及び補償等は、甲乙協議の上取り決めるものとする。

(災害補償)

第12条 甲は、乙が実施した支援業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）に基づき補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙は、本協定の履行により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。履行終了後についても同様とする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和5年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の3か月前までに甲又は乙のいずれから本協定の解除又は変更の申し出がないときは、当該有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第15条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年3月22日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都荒川区西日暮里二丁目40番3号  
横山ビル6階  
アイセイ株式会社  
代表者 代表取締役 岩佐 宏一

## 災害時における応急対策活動支援に関する協定書

災害時における応急対策活動支援に関し、東京都荒川区（以下「甲」という。）と東京都製本工業組合城北支部（荒川地区）（以下「乙」という。）との間において、次の協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、荒川区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲が荒川区地域防災計画に基づく緊急応急車両の確保の一環として、乙から人的・物的協力を受けることにより、災害時における応急対策活動の円滑な遂行を図ることを目的とする。

## （要請）

第2条 甲は、荒川区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要に応じて乙に対し、次に掲げる応急対策活動の要請を行うものとする。

- (1) フォークリフト、トラックその他の作業用資機材の提供（以下、「作業用資機材の提供」という。）に関する事。
- (2) 建築物その他の工作物の崩壊、倒壊又は損壊に伴う緊急人命救助活動及び道路啓開のための障害物の除去作業、救援調達物資の運搬作業等（以下、「除去作業等」という。）に関する事。

2 前項の規定による要請は、具体的な災害の状況に応じて日時及び場所を指定した上、文書、ファックス、電話等の方法により行うものとする。

## （作業用資機材の提供等）

第3条 乙は、前条第1項の規定により要請があったときは、特別な理由がない限り、作業用資機材の提供又は除去作業等（以下、これらを「業務等」という。）を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により除去作業等を行なうときは、甲、消防署、警察署等の防災関係機関の指示に従わなければならない。

## （費用）

第4条 乙が業務等に要した費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用は、通常要する実費であって、かつ、甲の認定を受けた金額とする。

3 甲は、乙から前項の要件を満たす費用の請求があったときは、速やかにその費用を支払うものとする。

## （災害補償）

第5条 甲は、業務等に従事した者が、当該業務等において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、東京都荒川区災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年条例8号）に基づき、これを補償するものとする。

## （損害賠償）

第6条 甲は、業務等に従事した者が、甲の責めに帰すべき事由により乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。



2 乙は、業務等の実施に伴い、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

この場合、事故発生後、速やかに甲に報告するものとする。

(報告)

第7条 乙は、業務等を完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

2 乙は、毎年4月に災害時に提供可能な作業用資機材等の台数を甲に報告するものとする。

(期限)

第8条 この協定の期間は、この協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間の満了日の3箇月前までに、甲、乙、いずれからこの協定の解除、又は変更の申出がないときは、有効期間はさらに1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定の解釈について、疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成11年3月9日

(甲) 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
東京都荒川区  
代表者 荒川区長 藤 枝 和 博

(乙) 東京都荒川区町屋八丁目10番9号  
東京都製本工業組合城北支部荒川地区  
代表者 小 澤 敦

## 災害時における運搬車両類の提供に関する協定書

災害時における運搬車両類(パッカー車、フォークリフト車、貨物運搬車等をいう。以下同じ。)の提供に関し、荒川区(以下「甲」という。)と荒川区リサイクル事業協同組合(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

## (目的)

第1条 この協定は、荒川区地域防災計画に基づく災害応急対策に必要な運搬車両類を乙の積極的な協力を得ることにより確保し、円滑な災害応急対策の実施を図ることを目的とする。

## (協力要請)

第2条 甲は、区内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、緊急輸送用車両類が必要であると認めたときは、乙に対し、運搬車両類の提供を要請するものとする。

## (協力)

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請があったときは、当該車両の点検を行い、異常がないことを確認された場合及びその他特別の理由がない限り、運搬車両類の提供に協力するものとする。

## (経費の負担)

第4条 運搬車両類を破損及び故障等させた場合は、原則として甲の負担とする。破損、消耗等細部については、協議のうえ決定するものとする。

## (請求)

第5条 乙は、災害時に使用したガソリン等の燃料代金を甲に請求するものとする。

## (価格)

第6条 使用した燃料の価格は、災害発生直前における小売価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

## (支払)

第7条 甲は、乙から第5条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払わなければならない。

## (損害補償)

第8条 甲の要請に基づく乙の運搬業務等に係る従業者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事したもの等にかかる損害補償に関する条例」(昭和36年荒川区条例第8号)によるものとする。

## (協議)

第9条 この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定又は、細目の解釈について疑義が生じたときは、速やかに甲乙協議のうえ決定解決を図る。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙の一方からこの協定を終了させる旨の意思表示をしないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に1年間存続するものとする。以後においてもまた同様とする。

この協定に締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成22年7月2日

甲 荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
荒川区長 西川 太一郎

乙 荒川区東日暮里一丁目39番12号  
荒川区リサイクル事業協同組合  
理事長 大久保 信 隆

## 災害時における障害物除去等の応急対策業務に関する協定

災害時における応急対策業務に関し、東京都荒川区（以下「甲」という。）と荒川区建設業協会（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、荒川区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、区民の生命財産を守ることを基本とし、荒川区地域防災計画に基づく道路障害物除去等の応急対策業務について、乙の積極的な協力を得て甲乙相互間において円滑な運営を確保することを目的とする。

## （要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、この協定に基づく道路障害物除去等の応急対策業務を実施する必要があるときは、乙に対して協力を要請する。

2 乙に対する甲の要請は、災対土木部長が行うものとする。ただし、災対土木部長が不在のときは、その職務を代理するものが行う。

3 前項の要請は、災害現場の状況により必要な人員、資機材、場所及び日時等を指定し行うものとする。

## （協力）

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請があったときは区民の生活維持に努めることを基本とし、積極的に協力するものとする。

## （活動業務）

第4条 乙は、甲の要請を受けたとき、直ちに、乙の荒川区建設業協会災害協力隊（以下「協力隊」という。）を出動させ、区職員の指揮に従い、乙の保有する資機材等を使用し、積極的に応急作業活動に従事する。

2 乙は、災害現場に区職員が派遣されていない場合は、甲の要請内容に従い、応急作業活動に従事する。この場合、乙は、活動状況概要を甲に報告する。

3 乙は、災害の状況により、緊急を要すると判断し、甲の要請を待たずに応急作業活動を実施した場合は、初動後、速やかに応急作業活動の概要を甲に報告する。

## （費用負担）

第5条 甲の要請に基づき、乙が応急作業活動を実施するため、隊員の出動及び資機材等に要した経費は甲が負担する。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、内容を精査し速やかにその経費を支払うこととする。

## （賠償）

第6条 甲は、甲の責に帰する事由により、業務に従事する資機材等に損害を与え、又は滅失したときは乙に対して、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者若しくは第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

(損害賠償)

第7条 この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により、死亡し、負傷若しくは疾病にかかり、又は負傷若しくは疾病により死亡若しくは心身に著しい障害を生じたときは「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例」(昭和三十六年七月十日条例第八号)の規定により、甲が補償するものとする。

(報告)

第8条 乙は、甲に対して、災害時に出動可能な人員及び資機材の状況を報告する。

2 乙は、甲の要請に迅速に対応できる連絡体制を確立し、これを甲に報告する。

3 乙は、第1、2項に著しい変化が生じたときは速やかに、甲に報告する。

(協議)

第9条 この協定の解釈について、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(期限)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から、昭和65年3月31日までとする。ただし、期間満了日までの3ヵ月前までに、甲乙いずれからか協定の解除又は変更の申し出がないときは、さらに5年間延長されるものとし、以後はこの例によるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

昭和60年4月1日

東京都荒川区荒川2丁目2番3号

甲 東京都荒川区

代表者 東京都荒川区長 町田 健彦

東京都荒川区西日暮里2丁目21番7号

乙 東京都荒川区建設業協会

代表者 会長 兼村 喜市

## 災害時における応急対策業務に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と荒川美化研究会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、荒川区内に地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、荒川区地域防災計画に基づく災害時における応急対策業務に係る協力について、必要な事項を定めるものとする。

### （協力業務）

第2条 乙は、甲の要請を受けて、乙が保有する資機材等を使用し、積極的に次に掲げる応急対策業務（以下「協力業務」という。）に従事する。

- （1）倒木撤去及び道路等の障害物除去に関すること。
- （2）がれきその他廃棄物等の運搬に関すること。
- （3）道路清掃、散水及び側溝浚渫等による生活道路の通行確保に関すること。
- （4）車両、資機材及び人員の提供に関すること。
- （5）その他乙が甲に協力できること。

### （報告）

第3条 乙は、甲に対して、災害時に出勤可能な人員及び資機材の状況を報告する。

- 2 乙は、甲の要請へ迅速に対応できる連絡体制を確立し、これを甲に報告する。
- 3 乙は、前2項に著しい変化が生じたときは速やかに、甲に報告する。

### （要請）

第4条 甲は、災害が発生し、第2条の規定による要請をするときは、乙に対し、文書により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、後日速やかに文書により通知するものとする。

- 2 前項の要請は、災害現場の状況により必要な人員、資機材、場所及び日時等を指定して行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、乙は、甲の要請がない場合であっても、災害の状況により緊急を要すると判断した場合、第2条の協力業務の実施を判断するものとする。

### （費用負担）

第5条 乙が実施した協力業務に要した会員の出勤及び資機材等にかかる費用は、甲が負担する。

- 2 前項に規定する費用は、甲と乙の協議により決めるものとする。

### （損害賠償）

第6条 甲は、甲の責に帰する事由により、協力業務で使用する乙の資機材に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対して、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、協力業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者もしくは第三者に損害を与えたときは、その損害の責を負うものとする。この場合、乙は事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第7条 甲は、乙が実施した協力業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）に基づき補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成29年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲と乙のいずれからこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲と乙の協議により定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年5月17日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都荒川区南千住一丁目43番1号  
荒川美化研究会  
代表者 会長 川口 宏

## 災害時等における応急活動に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と荒川区造園防災協力会（以下「乙」という。）は、荒川区  
内（以下「区内」という。）に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害  
時等」という。）における応急活動の実施に関する協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、災害時等において、荒川区地域防災計画に基づく応急活動の実施につい  
て、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 本協定における「災害時等」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他の異常な  
自然現象又は大規模な火災などによる被害をいう。

### （協力要請内容）

第3条 甲が乙に対し要請する協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急活動に要する人員・資機材の提供及び建設機械の出動（以下「建設資機材等」とい  
う。）に関する事。
- (2) 荒川区地域防災計画に基づく道路障害物の除去作業等に関する事。
- (3) 区内の公園、児童遊園、広場、運動場及びその他施設における倒木等の除去作業に関す  
る事。
- (4) 被害状況の調査及び調査結果の共有に関する事。
- (5) 乙が管理する施設の利用に関する事。
- (6) その他、甲が必要と認めた工事及び業務に関する事。

### （要請の手続き）

第4条 甲は、乙に対し前条に規定する協力要請をするときは、災害時等協力要請書（第1  
号様式）により通知する。ただし、緊急を要する場合は、口頭により協力を要請すること  
ができるものとし、後日、速やかに書面により通知する。

2 乙は、前項に規定する協力要請を受けたときは、特別な理由がない限り、直ちに必要な  
措置を実施する。

3 第1項に規定する協力要請は、乙の代表者に対して行うものとする。ただし、代表者が  
事故又は不在のときには、あらかじめ代表者が指名した者に対して要請するものとする。



(実施報告)

第5条 乙は、甲の要請により第3条各号に規定する協力を実施したときは、災害時等協力要請実施報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。ただし、書面による報告が困難な場合は、口頭で報告することができるものとし、後日、速やかに書面により報告するものとする。

(協力体制の整備)

第6条 乙は、災害時等における円滑な協力体制が図れるよう、あらかじめ乙の会員の応援体制及び情報収集伝達体制を定め、これを甲に提出するものとする。

(建設資機材等の報告)

第7条 乙は、災害時等における円滑な協力業務が図れるよう、建設資機材等の現況について把握し、甲が報告を求めたときは、速やかに報告するものとする。

2 前項の建設資機材等に、著しく変化があった場合は、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 甲の要請に基づき、乙が協力業務を実施した場合において、それに要した経費は、甲が負担するものとする。

2 経費の算出方法については、荒川区工事施行規程第7条第1項及び第29条第2項に基づき算出し、甲と乙が協議の上決定する。

(賠償)

第9条 協力業務の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または甲若しくは乙の保有する建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後速やかにその状況を書面により報告し、その処置について甲乙協議して定めるものとする。

(損害補償)

第10条 甲の要請に基づき協力業務に従事した者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償費は、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区253条例第8号）に基づき、甲がこれを負担するものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、本協定の円滑な実施を図るため、次に掲げる職にある者を連絡責任

者として定める。

(1) 甲 荒川区防災都市づくり部土木管理課長の職にある者

(2) 乙 荒川区造園防災協力会代表幹事の職にある者

(守秘義務)

第12条 乙は、本協定に基づき、応急活動を行う場合において知り得た災害に関わる情報及び個人情報について、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和10年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に5年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年3月23日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都荒川区東日暮里六丁目26番12号  
荒川区造園防災協力会  
代表者 代表幹事 岩田 あい子

災害時等における応急活動に関する細目協定

本協定は、荒川区（以下「甲」という。）と荒川区造園防災協力会とが締結した「災害時等における応急活動に関する協定書」（令和5年3月23日締結）第3条第5号に基づき、甲と岩田造園土木株式会社（以下「乙」という。）とが、災害時における、乙が所有する施設の駐車場の一時使用について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）  
 第1条 この協定は、災害対策の充実及び地域貢献を目的として、地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生し、又はそのおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、災害の復旧作業を円滑に行うことを目的に、乙が所有する施設の駐車場を、甲が管理する重機等の待機場所（以下「臨時駐車場」という。）として提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（臨時駐車場）  
 第2条 甲は、次に掲げる施設を臨時駐車場として使用する。

|      |                     |
|------|---------------------|
| 施設名称 | 岩田造園土木株式会社本社        |
| 所在地  | 東京都荒川区東日暮里六丁目26番12号 |
| 駐車箇所 | 屋外駐車場               |

  

|      |                |
|------|----------------|
| 施設名称 | 岩田造園土木株式会社本社   |
| 所在地  | 東京都荒川区荒川三丁目31番 |
| 駐車箇所 | 屋外駐車場          |

（協力要請）  
 第3条 甲は、災害時等において、前条の掲げる臨時駐車場を一時使用する必要があるときは、乙に対し、文書により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、後日速やかに文書により通知するものとする。  
 2 前項に掲げる一時使用する臨時駐車場の台数は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用負担）  
 第4条 乙が協定に基づく協力により要した費用は、甲が負担する。  
 2 前項に規定する費用は、甲と乙の協議により決めるものとする。

（損害賠償）  
 第5条 甲は、乙の責に帰さない事由により、乙の管理施設に損害が発生したときは、そ

の損害を賠償するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和6年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲と乙のいずれからこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲と乙の協議により定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和5年11月20日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙 荒川区東日暮里六丁目26番12号  
岩田造園土木株式会社  
代表者 代表取締役 岩田 あい子

災害時等における災害廃棄物一次仮置場の運営に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と〇〇会社（以下「乙」という。）は、災害時等における、甲が公園等の公共施設に設置する災害廃棄物等の一次仮置場（以下「仮置場」という。）の運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、荒川区地域防災計画に規定する仮置場に関して必要な事項を定め、もって安全で円滑な仮置場の管理、運営を行い、災害時等により生じた被害の早期復旧につなげることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定における「災害時等」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他の異常な自然現象又は大規模な火災などによる被害をいう。

（協力の内容）

第3条 災害時等において、仮置場を確保する必要がある場合、甲は乙に対して以下に掲げる事項について協力を要請できるものとする。

- (1)仮置場の整備に関すること。
- (2)仮置場の管理・運営に関すること。
- (3)仮置場の撤去に関すること。

なお、実施するために必要な細目は、別に定める。

- 2 乙は、甲から要請があった時点における人員及び重機等の資機材の状況などを踏まえ、第1項に掲げた事項のうち実施可能な規模等について検討し、可能な範囲で応じることとする。
- 3 乙は、第1項及び第2項に基づき作業を行う前に、甲が実施する道路啓開作業における補助作業等が行える場合、可能な範囲で協力することとする。

（要請の手続き）

第4条 甲は、乙に対して前条に規定する協力要請をする場合、その内容等を整理し、災害時等協力要請書（第1号様式）により通知する。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等その他通信可能な手段により要請ができるものとし、後日、速やかに書面により通知するものとする。

- 2 乙は、前項に規定する協力要請を受けた場合は、直ちに要請内容に応じて必要な人員と資機材等を確認の上、特別な理由がない限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(実施報告)

第5条 乙は、甲の要請により第3条各号に規定する協力を実施したときは、災害時等協力要請実施報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。ただし、書面による報告が困難な場合は、口頭で報告することができるものとし、後日、速やかに書面により報告するものとする。

(実施期間)

第6条 協力業務の実施期間は、原則として災害発生の日から道路啓開に伴う発生材等（以下、「発生材等」という。）の搬出が完了するまでの期間とし、業務終了の時期については、甲と乙協議の上決定する。

(協力体制の整備)

第7条 乙は、災害時等における円滑な協力体制が図れるよう、あらかじめ乙の応援体制及び情報収集伝達体制を定め、これを甲に提出するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が協力業務を実施した場合において、それに要した経費は、甲が負担するものとする。

- 2 経費の算出方法については、甲と乙が協議の上決定する。
- 3 乙は協力業務が終了した後、速やかに前項の費用を甲に請求し、甲はその内容を確認の上、速やかに当該費用を乙に支払うものとする。

(損害の報告)

第9条 協力業務の実施にともない、第三者に損害を及ぼしたとき、または甲の保有する施設等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後速やかにその状況を書面により報告し、その処置について甲乙協議して定めるものとする。

(損害補償)

第10条 協力業務に従事した者が、これに従事したことが原因で負傷し、又は死亡した場合の損害補償費は、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）に基づき、甲がこれを負担するものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、本協定の円滑な実施を図るため、次に掲げる職にある者を連絡責任者として定める。

- (1) 甲 環境清掃部清掃リサイクル推進課清掃事務担当課長の職にある者
- (2) 乙 ○○会社代表取締役又は本協定に対して責任を有する職にある者

2 第1項で定めた連絡責任者に事故があった場合又は不在の場合に備え、甲乙はそれぞれ代理者を定めておくこととする。

(守秘義務)

第12条 乙は、本協定に基づき、応急活動を行う場合において知り得た災害に関わる情報及び個人情報について、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、協定締結の日から 年 月 日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長

乙 東京都荒川区○○丁目○○番○号  
○○会社  
代表者 代表取締役 ○○ ○○

## 災害時等における災害廃棄物一次仮置場の運営に関する実施細目

この実施細目は、荒川区（以下「甲」という。）と〇〇会社（以下「乙」という。）が、令和〇年〇月〇日に締結した「災害時等における災害廃棄物一次仮置場の運営に関する協定書」第3条の規定に基づく活動の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （仮置場の設置）

第1条 乙は、甲が指定した公園等の公共施設を仮置場として使用するために、甲乙協議のうえ、次の事項について可能な範囲で実施するものとする。

- (1) 甲が指定する場所に仮置場を設置し、その際に発生材等が搬入、分別、保管、搬出の作業の支障となる場合には区の指示に従い処理する。
- (2) 車両や重機が進入する土地の状況等に応じて、敷鉄板等の仮設材を使用する。
- (3) 発生材等の円滑な搬入及び搬出のため、仮置場内に表示看板や案内看板を設置する。
- (4) 区が指定する基準に沿って分別が行えるよう場内を品目別に整備する。
- (5) 火災防止対策として、消火器等を設置する。
- (6) 飛散流出防止対策として、区と協議のうえ必要に応じて飛散防止ネット等の設置や、散水機を整備する。
- (7) 仮置場設置前の現場写真を撮影し、甲に提出する。

## （仮置場の管理・運営）

第2条 乙は、前項により設置した仮置場について、甲乙協議のうえ、安全の確保と円滑な運営を行うために次の事項について可能な範囲で実施するものとする。

- (1) 搬入される発生材等の内容、重量等の確認及び記録、写真の撮影を行う。
- (2) 区が指定する基準に則り、仮置場に搬入された発生材等を粗選別する。
- (3) 有害物、危険物等については、搬入を認めないものとする。
- (4) 土のう袋等により内容物が確認できない場合は、破袋のうえ受入可否を確認する。
- (5) 車両の入出場にあたり、安全に誘導する。
- (6) 可能な限り、搬入された発生材等の荷下ろしの補助を行う。
- (7) 搬出される発生材等の内容、重量等の確認及び記録、写真の撮影を行う。
- (8) 飛散防止ネットや散水等により発生材等の飛散を抑える措置を講じる。
- (9) 飛散流出のおそれのある発生材等は、フレキシブルコンテナバッグ等で保管する。
- (10) 火災防止のため、発生材等内部の温度や一酸化炭素濃度のモニタリングを実施する。
- (11) 場内において、品目別に保管するため、重機等を使用し、整理する。なお、木くず、可燃性混合物の保管に当たっては高さ5m以上、畳については2m以上に積み上げないようにする。
- (12) 不法投棄防止対策として、区と協議のうえ必要に応じて警備員を配置する。



(13)発生材等に起因する害虫、悪臭への対策措置を講じる。

(仮置場の撤去)

第3条 乙は、本業務終了後は速やかに、仮置場の原状復帰を行うものとする。

(業務従事者、重機等の配置)

第4条 乙が業務に使用する業務従事者、重機に関しては、甲と協議し、その承認を受け、配置するものとする。また、発生材等の搬入量の大幅な変動等により、業務に使用する業務従事者、重機、車両等の数量の変更が必要となったとき、又は見込まれるときは、速やかに甲と協議し、その承認後に数量を変更するものとし、後日、速やかに災害時等協力要請実施内容変更書（第1号様式）により通知するものとする。

(業務従事者の安全管理)

第5条 乙は、安全対策のため、業務従事者はヘルメット、防塵マスク、ゴーグル、安全靴、長袖の作業服等を着用するものとする。

(業務報告)

第6条 乙は、業務実施にあたり、甲に対して次の事項について実施するものとする。

- (1)本業務に係る業務従事者、重機等の稼働状況を記載した日次業務報告書（第2号様式）を作成し、月ごとに集計して報告すること。なお、日次業務報告書は業務休止日を除き毎日作成し、保存する。
- (2)業務日ごとに業務従事者、重機等の稼働状況を確認することができる写真を撮影のうえ管理し、月ごとに月次業務報告書（第3号様式）を作成し報告する。
- (3)日次業務報告書及び月次業務報告書の様式を変更する場合、甲と協議のうえ決定する。
- (4)事故など緊急事態が発生した際には、直ちに甲へ連絡する。

甲と乙とは、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長

乙 東京都荒川区〇〇丁目〇〇番〇号  
〇〇会社  
代表者 代表取締役 〇〇 〇〇

## 災害時における仮設電力供給等に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と一般財団法人関東電気保安協会東京北事業本部（以下「乙」という。）は災害時における仮設電力供給等に関する基本的な事項について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、荒川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲に対する仮設電力供給及び甲が開設した避難所及びこれに準ずるもの（以下「避難所等」という。）の電気設備の安全確保を行い、区民の安全安心を図ることを目的とする。

## （連絡責任者）

第2条 この協定内容の円滑な遂行を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

- (1) 甲にあっては区民生活部防災課長の職にある者をもって充てる。
- (2) 乙にあっては荒川事業所電気保安課統括課長の職にある者をもって充てる。
- (3) 前2号に掲げる者が不在の場合は、その職務を代理の者が行うものとする。

## （協力要請）

第3条 甲は、区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、乙に対して、仮設電力供給等を要請する。

- 2 前項の要請を行う場合は、災害の状況、応急復旧作業を実施する場所及び電気工作物の種別、その他必要な事項を明らかにし、書面をもって要請を行うものとする。ただし、書面をもって要請することができないときは、口頭で要請することができる。

## （支援の内容）

第4条 甲乙間における支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、甲の要請に基づく仮設電力供給としての小型発電機等（コードドラム及び照明器具等を含む。）の貸出しを行うものとする。
- (2) 乙は、甲との間で既に保安管理業務契約がある避難所等において停電が発生した場合の応急復旧作業の業務に従事するものとする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項への協力

## （損害賠償）

第5条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、第4条第1号に掲げる機材を毀損し、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償する。

## （従事者の損害補償）

第6条 甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年7月10日荒川区条例第8号）の規定によりその損害を補償するものとする。

(費用負担)

第7条 乙が支援を実施するに当たり、要請に応じて負担した費用については、法令等に特段の定めがある場合を除き、甲が負担する。

2 前項の規定により負担すべき額は、甲乙協議の上その都度定める。

(協定期間および更新)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の1か月前までに、甲、乙のいずれからこの協定を解除、又は変更する申し出がないときは、この協定の有効期間はさらに1年間延長するものとし、以降もまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項で疑義が生じたものについては、甲乙協議の上定める。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成23年11月28日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区

代表者 荒川区長

西 川 太一郎

乙 東京都荒川区南千住七丁目30番8号

一般財団法人 関東電気保安協会 東京北事業本部

代表者 東京北事業本部長 小 林 眞 一

荒川区街なかメガソーラーへの登録に係る協定書

荒川区（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、荒川区街なかメガソーラーへの登録に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地球温暖化防止対策の推進とともに、東日本大震災の影響による電力供給不足への対応又は災害等により大規模停電が発生した際に利用することができる自立電源の確保及び地域での有効活用のため、甲が乙所有の太陽光発電システムを、荒川区街なかメガソーラー登録制度に基づき、街なかメガソーラーとして、登録することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 街なかメガソーラー 災害等による大規模停電時に、発電した電力の一部を、自ら利用するほか、近隣住民に対して共助の一環として供給するものとして、この要綱に定めるところにより登録された太陽光発電システムをいう。
- （2） 自立運転 太陽光発電システムにおいて、災害等による大規模停電時に電力会社から電力が供給されなくなった場合に、停電用コンセントから電力を使用できる運転のことをいう。

（登録要件）

第3条 甲は、乙の承諾を得て、次の要件に適合する乙所有の太陽光発電システムを街なかメガソーラーとして登録するものとする。

- （1） 荒川区内にある住宅又は事業所等に設置された太陽光発電システム
- （2） 自立運転する機能を有する太陽光発電システム

（太陽光発電システムの用途）

第4条 大地震等の災害等による大規模停電が発生したときは、乙は、乙が所有する太陽光発電システムを自立運転に切り替え、その発電電力を自ら利用するとともに、その余剰電力について、甲または近隣住民の要請により、近隣住民に対して、携帯電話等の情報通信機器充電等の用に供する比較的小規模な電力を無償で提供するものとする。

（近隣住民への電力供給方法）

第5条 乙は、災害等による大規模停電時に、次の方法によって、近隣住民に対して太陽光発電システムによる発電電力を提供するものとする。

- （1） 乙は、原則、午前10時から午後3時までの間で、自立発電による発電量に応じて近隣住民への電力提供を行う。

(登録を示す表示板の掲示)

第6条 乙は、乙の門柱、堀等外部から見やすい場所に、街なかメガソーラー登録の太陽光発電システムを所有している旨の、登録を示す表示板を掲示する。

(登録名簿の作成)

第7条 甲は、登録された太陽光発電システムに関する情報について、所在地及び発電規模等に関する名簿を作成し、関係機関で情報共有を行う。また、近隣住民からの問合せを受けた場合及び災害時等に緊急を要する場合に、区民に対して当該名簿に基づき情報提供を行うことがある。

(維持管理)

第8条 登録した太陽光発電システムの日常的な維持管理は、乙が行う。

(自立運転機能の確認等事前準備)

第9条 乙は、大規模停電時に、速やかに、太陽光発電システムを自立運転させることができるよう、日頃から自立運転への切替手順について確認を行う。

2 乙は、近隣住民に対して電力の供給が可能な延長コード等の機器を予め準備し、それにより電力を提供する。

(協定の解除について)

第10条 次の特別な理由がある場合は、甲又は乙は、本協定を解除することができる。

(1) 乙が「荒川区街なかメガソーラー登録制度実施要綱」第7条に基づき、登録(内容変更・辞退届)(別記第3号様式)を提出し、登録を辞退したとき。

(2) 甲が「荒川区街なかメガソーラー登録制度実施要綱」第8条に基づき、乙の街なかメガソーラー登録を抹消したとき。

(協議)

第11条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、またはこの協定の実施に関して必要な事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

以上、協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

年 月 日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
荒川区長

乙

## 災害時における給電車両貸与に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）とトヨタモビリティ東京株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における給電車両の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲の区域内（以下「区内」という。）又はその周辺において、大規模な地震災害、風水害その他の災害により、区内で大規模停電等の電力が不足する事態が発生し、又は発生する恐れがある場合、甲が行う災害対応業務における電力確保を、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑に実施することを目的とする。

## （協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために必要があるときは、乙に対して、給電車両貸与要請書（第1号様式）により給電車両の貸与を要請することができる。この場合において、要請を受けた乙は、貸与することが可能な給電車両を確認し、要請に係る対応について速やかに甲に対して連絡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合には、甲は口頭で要請し、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

## （協力）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において応ずるものとする。

2 甲が要請する給電車両の貸与に当たり、当該要請に対して乙が提供できる車両台数が不足する場合は、トヨタ自動車株式会社に対して協力を要請する等し、甲の要請に応えるよう努めるものとする。

## （給電車両）

第4条 第2条の規定による要請を受け、乙が貸与する給電車両は、AC100V（1500W）のコンセント（以下「コンセント」という。）を装着している車両とする。

2 甲は、乙から貸与を受ける給電車両の車種、コンセントの数等について、指定できないものとする。

3 乙が貸与する給電車両の台数は5台までとする。ただし、甲がそれ以上に給電車両が必要であると申し出た場合は甲乙協議の上、台数を決定するものとする。

(使用用途)

第5条 甲は、第1条に規定する電力確保のほか、人、物資等の移送その他の災害対応業務のために給電車両を使用できるものとする。

(引渡し)

第6条 乙は、第2条の規定による要請を受け、給電車両を貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、甲が指定する者の立会いの下、車種、数量等を確認の上、甲に引き渡すものとする。

2 乙は、前項の規定により給電車両の引渡しを行う場合は、甲に対して貸与した給電車両の内容を記載した書面を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定により、給電車両の引渡しを行う際に、第9条第2項に規定する保険の契約書の写しなど保険内容が確認できるものを甲に提出するものとする。

(貸与期間)

第7条 給電車両の貸与期間（以下「貸与期間」という。）は、大規模停電が収束するまでとし、詳細な期間は甲乙協議の上、決定するものとする。

(返却)

第8条 貸与期間が終了した場合、甲は、速やかに貸与を受けた給電車両を乙に対して返却するものとする。

2 甲が返却を行う場合の場所、日時等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第9条 給電車両の提供に係る費用については、乙が負担するものとする。ただし、貸与期間中の給電車両の使用に係る燃料、充電スタンド使用料及び電気代については、甲が負担するものとする。

2 乙は、甲に貸与する給電車両に対し自賠責保険及び任意保険（以下、総じて「保険」という。）に加入し、その費用は乙が負担する。

3 甲の責により保険を適用した場合、保険契約の定めにより、甲は乙に対して免責金額を支払うものとする。

4 甲は、前項の規定に基づく請求があったときは、甲乙協議の上定めた期日までに乙に支払うものとし、支払手数料は甲の負担とする。

(故障対応)

第10条 貸与期間中に提供された給電車両が部品の消耗等により故障した場合の対応は、甲の使用又は管理に明らかな過失がある場合を除き、乙が行うものとする。ただし、当該過失が不明な場合は、甲乙協議の上、対応するものとする。

(賠償)

第11条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与を受けた給電車両に損害を与え、又は滅失したとき、その賠償が、乙が加入する保険の賠償範囲を超える場合、甲は乙に損害を賠償する。

(連絡体制)

第12条 甲及び乙は、第2条に規定する手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿(第2号様式)を作成し、相互に確認するものとする。当該連絡責任者等に変更が生じた場合も、また同様とする。

(平常時の取組)

第13条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するよう努めるものとする。

2 前項の防災訓練等の参加に係る費用は、乙の負担とする。

3 甲及び乙は、災害時における給電車両の有効性について、平常時から広報活動に努めるものとする。

(締結期間及び更新等)

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙のいずれかが別段の意思表示をしないときは、この協定をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。



この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年12月15日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都港区芝浦四丁目8番3号  
トヨタモビリティ東京株式会社  
代表者 代表取締役社長 片山 守

## 災害時における電動車両等の支援に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）、東日本三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲の区域内（以下「区内」という。）又はその周辺において、大規模な地震災害、風水害その他の災害により、区内で大規模停電等の電力が不足する事態が発生した場合に、電動車両等の貸与について必要な事項を定めることにより、甲、乙及び丙が相互に連携して災害応急対策を円滑に実施すること、また平時から、災害時における電動車両の有用性を区民へ啓発するとともに、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めることを目的とする。

## （電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- （1）電気自動車
  - （2）プラグインハイブリッド車
  - （3）前二号に掲げるもののほか、電動車両からの外部給電に必要な機器
- （貸与の要請）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し、口頭又は電話等その他通信可能な手段により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式第1号）により正式に要請するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を可能な限り甲に優先的に貸与するよう応ずるものとする。

4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

## （電動車両等の引渡し等）

第4条 乙又は丙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙又は丙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又

は電話等その他通信可能な手段により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、原則1週間とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第7条 電動車両等の貸与に係る費用については、乙又は丙が負担するものとする。ただし、貸与期間中の電動車両等の使用に係る費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

（補償）

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

1 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

2 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

（保険について）

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

（費用の支払）

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

（使用上の留意事項）

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

（1）乙又は丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

（2）原則として、荒川区内で使用する。

（3）故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第14条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第12条 甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式第3号)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第14条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第15条 甲、乙及び丙は、平時から、災害時における電動車両の有用性を区民へ啓発するとともに、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

第16条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部又は一部の履行遅滞、履行不能若しくは不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申し出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和4年3月22日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都目黒区鷹番一丁目4番7号  
東日本三菱自動車販売株式会社  
取締役社長 長田 昭夫

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号  
三菱自動車工業株式会社  
代表執行役社長兼最高経営責任者  
加藤 隆雄

## 電気自動車を活用した災害連携協定

荒川区(以下「甲」という。 )と日産東京販売株式会社(以下「乙」という。 )及び日産自動車株式会社(以下「丙」という。 )は、第1条に定義する災害時等における電気自動車による避難所等への電力の供給について、次のとおり協定を締結する。

## (趣旨)

第1条 この協定は、電気自動車の普及を通じ、荒川区内の自助力、共助力、公助力向上を図るため、荒川区内の電気自動車普及に向けた諸施策の実施に加え、甲が乙及び丙の協力を得て、地震又は風水害等の大規模災害が発生した若しくはその可能性があること(以下「災害時等」という。 )により、荒川区内に大規模停電発生のおそれがある場合に、電力不足が想定される甲指定の避難所等(以下「避難所等」という。 )において、電気自動車から電力を供給すること(以下「電力供給」という。 )により、住民の生命、身体及び財産を守るための基本的事項を定めることを目的とする。

## (電気自動車の貸与要請)

第2条 甲は、災害時等において、電力供給のための電気自動車及び電気自動車用充電スタンド(以下「充電スタンド」という。 )が必要なときは、乙に対し、第1号様式「協力要請書」により電気自動車の貸与を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって速やかに処理するものとする。

## (協力)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において乙の所有する電気自動車を甲に貸与することに努めるものとする。なお、本項に基づき乙から甲に貸与される電気自動車を、以下「貸与車両」という。

2 乙は、前項に基づく貸与に併せて、乙の指定する日時及び場所において、乙の管理する充電スタンドの使用を許諾することに努めるものとする。なお、使用許諾する充電スタンドの使用料については、原則無償とする。

3 貸与車両の貸与期間(以下「貸与期間」という。 )及び充電スタンドの使用許諾期間は、原則として貸与開始日から1週間とし、甲が延長を希望する場合は、災害時等の状況及び避難所等の閉鎖時期等を勘案の上、甲乙間で協議して延長期間を決定する。

## (電気自動車の貸与実施)

第4条 乙は、乙の指定する日時及び場所で貸与車両を甲に無償で貸与し、原則として電力供給のために貸与車両を甲に使用させるものとする。

(貸与時の残充電)

第5条 乙は、貸与車両の貸与に当たっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

2 貸与時点において貸与車両に充電されている電力は、乙が無償で提供する。

(電気自動車の移動)

第6条 貸与車両に関する乙の営業所（乙による貸与車両の保管管理場所）等と甲の避難所等間の移動は、甲の責任において行うものとする。

(管理等)

第7条 甲は、貸与車両を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。なお、管理方法その他の取扱いは、甲乙間での協議により取り決める。

2 甲は、充電スタンドを乙から提示される使用条件に従って使用するものとする。

3 前二項の規定に違反し、甲の責に帰すべき事由により、貸与車両又は充電スタンドに損害を与え、又は滅失したときは、甲は乙に対しその損害を賠償するものとする。

(事故等の対応)

第8条 甲は、貸与期間中、貸与車両に関する事故が発生した場合、直ちに事故現場における危険防止措置及び負傷者の救護措置を講じるとともに、乙に通知した上で、甲の費用負担と責任において、これをすべて解決するものとする。なお、当該事故に起因して乙又は丙に損害を与えた場合には、甲は当該損害を賠償する責を負うものとする。

2 甲は、貸与期間中、貸与車両に故障又は紛失等があった場合、直ちに乙に通知するものとし、その対応について甲乙間での協議により取り決める。

(返却)

第9条 甲は、乙からの貸与車両を原状に復した上で（ただし、通常損耗を除く。）、乙に返却するものとする。なお、返却方法については、甲乙間で協議し決定する。

(外部給電器の使用上の注意)

第10条 甲は、貸与車両に外部給電器を接続して使用（医療機器等への使用を含む）する場合、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。

(電気自動車等の情報提供)

第11条 乙及び丙は、電気自動車の普及促進に資する情報、及び災害時等に電力供給が可能な電気自動車等の情報を、適宜、甲に提供する。

(連絡調整)

第12条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙及び丙があらかじめ第2号様式「連絡調整者名簿」により指定した者が行う。なお、甲、乙及び丙は当該名簿により指定する者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

(定期協議)

第13条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙及び丙は、年1回以上、意見交換、協議等を行うよう努めるものとする。

(広報活動)

第14条 甲、乙及び丙は、平常時においても電気自動車の普及や電気自動車を活用した防災の広報活動に努めるものとする。

2 甲、乙又は丙が、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行おうとする場合は、事前に他の当事者と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

(協定期間)

第15条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日の3か月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(譲渡制限)

第16条 甲、乙及び丙は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、この協定から生ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは移転し又は担保の用に供してはならないものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(全17条)

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙それぞれが記名押印又は



署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年3月22日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都品川区西五反田四丁目32番1号  
日産東京販売株式会社  
代表取締役社長 竹林 彰

丙 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番1号  
日産自動車株式会社  
首都圏リージョナルセールスオフィス部長 星野 敦彦

## 荒川区と吉川町の非常災害時等における相互応援に関する協定

荒川区と吉川町は、友好交流都市として災害時において、相互に防災協力を行うことを、平成7年4月29日「防災協力宣言」により確認した。

この宣言の趣旨を踏まえ、円滑な相互応援を図るため、この協定を締結する。

## (趣旨)

第1条 荒川区及び吉川町は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合において、応急復旧対策等の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (連絡の窓口)

第2条 両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

## (応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

## (応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療・防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供または貸与
- (3) 職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受け入れ
- (5) その他、特に要請のあった事項

## (経費の負担)

第5条 応援に要した費用は、原則として応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には、応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

3 前2号の定めにより難しいときは、両自治体が協議して定めるものとする。

## (資料・情報の交換)

第6条 両自治体は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年一定時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

## (その他)

第7条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成7年8月5日

東京都荒川区

荒川区長

藤 枝 和 博

新潟県中頸城郡吉川町

吉川町長

角 張 保

荒川区と大多喜町の非常災害時等における相互応援に関する協定

荒川区と大多喜町は、友好交流都市として災害時において、相互に防災協力を行うことを、平成7年4月29日「防災協力宣言」により確認した。

この宣言の趣旨を踏まえ、円滑な相互応援を図るため、この協定を締結する。

(趣旨)

第1条 荒川区及び大多喜町は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合において、応急復旧対策等の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療・防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供または貸与
- (3) 職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受け入れ
- (5) その他、特に要請のあった事項

(経費の負担)

第5条 応援に要した費用は、原則として応援を受けた自治体の負担とする。

- 2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には、応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。
- 3 前2号の定めにより難しいときは、両自治体が協議して定めるものとする。

(資料・情報の交換)

第6条 両自治体は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年一定時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成7年10月 1日

東京都荒川区

荒川区長

藤 枝 和 博

千葉県夷隅郡大多喜町

大多喜町長

田 嶋 隆 威

## 荒川区と秩父市の非常災害時等における相互応援に関する協定

荒川区と秩父市は、相互協力の友愛的精神に基づき、災害時において円滑な相互応援を図るため、つぎのとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、荒川区と秩父市のいずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、災害を受けていない自治体が行う被災自治体の円滑な応急対策及び復旧対策の遂行のための協力・応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 荒川区と秩父市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の要請)

第3条 被災した自治体は、応援を必要とする場合は、災害を受けていない自治体に応援を要請するものとする。

(応援の手続)

第4条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、第2条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話又は電子メール等により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名及び数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第5条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療・防疫資器材、発電機及び車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受け入れ
- (5) その他、特に要請のあった事項

(経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には、応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

3 前2項の定めにより難しいときは、荒川区と秩父市が協議して定めるものとする。

(資料・情報の交換)

第7条 荒川区と秩父市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画を始め災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成21年8月10日

東京都荒川区荒川二丁目2番3号      荒川区長      西 川 太 一 郎

埼玉県秩父市熊木町8－15      秩父市長      久   喜   邦   康

## 荒川区と鴨川市の非常災害時等における相互応援に関する協定

荒川区と鴨川市は、友好交流都市として災害時において、相互に防災協力を行うことを、平成7年4月29日「防災協力宣言」により確認した。

この宣言の趣旨を踏まえ、円滑な相互応援を図るため、この協定を締結する。

(趣旨)

第1条 荒川区及び鴨川市は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合において、応急復旧対策等の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療・防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供または貸与
- (3) 職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受け入れ
- (5) その他、特に要請のあった事項

(経費の負担)

第5条 応援に要した費用は、原則として応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には、応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

3 前2号の定めにより難しいときは、両自治体が協議して定めるものとする。

(資料・情報の交換)

第6条 両自治体は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年一定時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。



平成7年11月 9日

東京都荒川区

荒川区長

藤 枝 和 博

千葉県鴨川市

鴨川市長

本 多 利 夫

## 荒川区と石川町の非常災害時等における相互応援に関する協定

荒川区と石川町は、友愛の精神に基づき非常災害時等における円滑な相互応援を図るため、この協定を締結する。

(趣旨)

第1条 荒川区並びに石川町は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合において、応急復旧対策等の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 荒川区並びに石川町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療・防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供または貸与
- (3) 職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受け入れ
- (5) その他、特に要請のあった事項

(経費の負担)

第5条 応援に要した費用は、原則として応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には、応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

3 前2号の定めにより難しいときは、荒川区と石川町が協議して定めるものとする。

(資料・情報の交換)

第6条 荒川区並びに石川町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成8年1月17日

東京都荒川区

荒川区長

藤 枝 和 博

福島県石川郡石川町

石川町長

鈴 木 信 夫

## 災害時等における相互応援に関する協定

荒川区（以下「区」という。）と釜石市（以下「市」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、区又は市のいずれかにおいて、地震、津波等による災害が発生した場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第67条第1項の規定に基づき、区及び市との間で、迅速かつ円滑な相互応援を図るため、必要な事項について定めるものとする。

## （応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援措置等を行うにあたって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及びあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な職員等（以下「応援職員等」という。）の派遣
- (5) 前号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

## （応援要請等）

第3条 被災した区又は市（以下「被災団体」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、応援を行なう区又は市（以下「応援団体」という。）に応援の要請を行なうものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号及び第3号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 応援職員等の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 応援要請は、電話、ファクシミリ等により行うものとし、後日、別紙様式による文書を提出すものとする。

3 応援団体は、前項の要請を受けた場合は、速やかに、応援内容等の調整を図り、応援を行なう事項について被災団体に連絡するものとする。

## （自主応援）

第4条 区又は市は、いずれかに甚大な被害が発生したと認められる場合において、被災団体との連絡が取れないとき、又は応援の要請を待ついとまがないときは、前条第1項の要請を待たず、必要な応援を行なうことができるものとする。この場合においては、同項の

規定に基づく被災団体からの要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として、被災団体が負担するものとする。

ただし、応援職員等の派遣に要する経費の負担については、次に定めるとおりとする。

- (1) 応援職員等に対して支給する旅費及び諸手当については、応援団体の負担とする。
- (2) 応援職員等が、応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の必要な補償については、地方公務員災害補償法の規定に基づき、応援団体が行なう。
- (3) 応援職員等が、業務上第三者に損害を与えた場合において、損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災団体が、被災団体への往復の途中において生じたものについては応援団体が、それぞれ賠償する。
- (4) 前各号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災団体及び応援団体が協議して定める。

2 被災団体は、経費の支弁するいとまがない場合は、応援団体に当該経費の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(経費の支払方法)

第6条 応援団体が、前条第2項の規定により、応援に要した経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額を、被災団体に請求するものとする。

- (1) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (2) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (3) 資機材については、借上費、燃料費、購入費及び輸送費
- (4) 第3条第1項第6号の規定するものについては、その実施に要した額

2 前項に規定する請求は、応援団体の長による請求書(関係書類を添付)により、連絡担当課を経由して、被災団体の長に請求するものとする。

3 前2項により難しいときは、被災団体及び応援団体が協議して定めるものとする。

(経費負担の協議)

第7条 第5条第2項の規定にかかわらず、被災団体の被災状況等を勘案し、特別の事情があるときは、応援に要した経費の負担について、被災団体と応援団体との間で協議することができるものとする。

(連絡担当課)

第8条 区及び市の相互応援に関する連絡担当課は、区においては防災課、市においては消防防災課とし、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(情報の交換等)

第9条 区及び市は、この協定に基づく相互応援が円滑に行なわれるよう、必要に応じて、情報や資料を相互に交換するものとする。

(訓練等)

第10条 協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

(協定等の見直し)

第11条 この協定は、必要に応じて見直すことができるものとする。

(疑義)

第12条 この協定の実施について、疑義が生じたときは、その都度両者が協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、両者が署名押印の上、各1通を保有する。

平成11年3月25日

荒川区長      藤 枝    和    博

釜石市長      野 田    武    義

## 災害時における相互応援に関する協定書

荒川区と福島市は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

## (目的)

第1条 この協定は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

## (連絡担当部署)

第2条 両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

## (応援の内容)

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動に必要な車両その他の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受け入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

## (応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする自治体は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする資機材の品名並びに数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員及び応援の期間
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

## (経費の負担)

第5条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した自治体の負担とする。

2 応援を要請した自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合、応援を行う自治体は当該費用を一時立替支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(情報の交換)

第6条 両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両自治体が署名のうえ、各1通を保有する。

平成18年4月17日

東京都荒川区荒川2丁目2番3号  
荒 川 区  
荒川区長 西 川 太一郎

福島県福島市五老内町3番1号  
福 島 市  
福島市長 瀬 戸 孝 則



## 災害時における相互応援に関する協定書

荒川区と桑折町は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和38年法律第223号）第67条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

### （連絡担当部署）

第2条 両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

### （応援の内容）

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧、その他の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動に必要な車両その他の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受け入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

### （応援要請の手続き）

第4条 応援を受けようとする自治体は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする資機材の品名並びに数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員及び応援の期間
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

### （経費の負担）

第5条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した自治体の負担とする。

- 2 応援を要請した自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合、応援を行う自治体は、当該費用を一時立替支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(情報の交換)

第6条 両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両自治体が署名のうえ、各1通を保有する。

平成23年7月11日

東京都荒川区荒川2丁目2番3号

荒川区

荒川区長 西川 太一郎

福島県伊達郡桑折町字東大隅18番地

桑折町

桑折町長 高橋 宣博

## 災害時における相互応援に関する協定書

荒川区と大垣市は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

## (目的)

第1条 この協定は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

## (連絡担当部署)

第2条 両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

## (応援の内容)

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動に必要な車両その他の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受け入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

## (応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする自治体は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする資機材の品名並びに数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員及び応援の期間
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

2 前項による要請がない場合でも、被害が甚大であると判断された場合、かつ被災した自治体と連絡がとれない場合には、一方の自治体は自主的に応援を行うことができる。また、この場合、第一項の規定に基づく応援要請があったものとする。

## (経費の負担)

第5条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した自治体の負担とする。

- 2 応援を要請した自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合、応援を行う自治体は、当該費用を一時立替支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(情報の交換)

第6条 両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両自治体が署名のうえ、各1通を保有する。

平成23年8月24日

東京都荒川区荒川2丁目2番3号

荒川区

荒川区長 西川 太一郎

岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地

大垣市

大垣市長 小川 敏

## 災害時における相互応援に関する協定書

荒川区と鮭川村は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

## (目的)

第1条 この協定は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

## (連絡担当部署)

第2条 両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

## (応援の内容)

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動に必要な車両その他の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受け入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

## (応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする自治体は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする資機材の品名並びに数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員及び応援の期間
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

2 前項による要請がない場合でも、被害が甚大であると判断された場合、かつ被災した自治体と連絡がとれない場合には、一方の自治体は自主的に応援を行うことができる。また、この場合、第一項の規定に基づく応援要請があったものとする。

## (経費の負担)

第5条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した自治体の負担とする。

2 応援を要請した自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合、応援を行う自治体は、当該費用を一時立替支弁するものとする。

3 前2項の規定により難い場合には、別途協議する。

(情報の交換)

第6条 両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両自治体が署名のうえ、各1通を保有する。

平成24年5月30日

東京都荒川区荒川2丁目2番3号

荒川区

荒川区長 西川 太一郎

山形県最上郡鮭川村大字佐渡2003番7

鮭川村

鮭川村長 元木 洋介

## 災害時における相互応援に関する協定書

荒川区とつくば市は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

## (目的)

第1条 この協定は、荒川区（以下「区」という。）とつくば市（以下「市」という。）いずれかの地方公共団体（以下「自治体」という。）の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

## (連絡担当部署)

第2条 両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

## (応援の内容)

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動に必要な車両及びその他車両の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受け入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、両自治体の首長が特に必要と認める事項

## (応援要請の手続)

第4条 被災した自治体（以下「被災自治体」という。）が応援を必要とする場合は、次に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする資機材の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員及び応援の期間
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災自治体の首長が応援を必要とする事項

2 応援自治体は、前項による要請がない場合でも、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡をとることができないときには、自主的に応援を行うことができる。この場合においては、前項の規定に基づく応援の要請があったものとする。

(指揮)

第5条 応援の業務に従事する職員は、被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として被災自治体の負担とする。

2 被災自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合、応援自治体は、当該費用を一時立替支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(情報の交換)

第7条 両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

(交流)

第8条 両自治体は、この協定を実効性のあるものとするため、平時から地域間交流に努めるものとする。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、各自治体が締結した協定等を排除するものではない。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両自治体の首長が署名の上、各1通を保有する。

平成24年8月24日

東京都荒川区荒川2丁目2番3号

荒川区

荒川区長 西川 太一郎

茨城県つくば市苅間2530番地2（研究学園D32街区2画地）

つくば市

つくば市長 市原 健一



## 災害時における相互応援に関する協定書

荒川区と津南町は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

## (目的)

第1条 この協定は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

## (連絡担当部署)

第2条 両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

## (応援の内容)

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動に必要な車両及びその他の活動に必要な車両の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受け入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、両自治体の首長が特に必要と認める事項

## (応援要請の手続)

第4条 被災した自治体（以下「被災自治体」という。）が応援を必要とする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする資機材の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員及び応援の期間
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 住宅の提供を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災自治体の首長が応援を必要とする事項

2 応援自治体は、前項による要請がない場合でも、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡をとることができないときには、自主的に応援を行うことができるものとする。この場合においては、前項の規定に基づく応援の要請があったものとみなす。

(指揮)

第5条 応援の業務に従事する職員は、被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として被災自治体の負担とする。

2 被災自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合、応援自治体は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(情報交換・交流)

第7条 両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素から必要に応じ、相互に情報交換及び相手方自治体の住民との交流を行うものとする。

(他の協定等との関係)

第8条 この協定は、各自治体が締結した協定等を排除するものではない。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両自治体が署名の上、各1通を保有する。

平成25年12月20日

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区

荒川区長 西川 太一郎

新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊585番地

津南町

津南町長 上村 憲司

## 災害時における相互応援に関する協定書

荒川区と射水市は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

## (目的)

第1条 この協定は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体（以下「被災自治体」という。）独自では十分に被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

## (連絡担当部署)

第2条 両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

## (応援の内容)

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動及びその他の活動に必要な車両の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受け入れ
- (6) インターネット等を利用した災害情報に関する広報業務の代理
- (7) 前各号に掲げるもののほか、両自治体の首長が特に必要と認める事項

## (応援要請の手続)

第4条 被災自治体が応援を必要とする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする資機材の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員及び応援の期間
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 住宅の提供を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災自治体の首長が応援を必要とする事項

2 応援自治体は、前項の規定による応援要請がない場合であっても、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡を取ることができないときは、自主的に応援を行うことができる。この場合においては、前項の規定による応援要請があったものとみなし、事後に応援要請に係る手続きを行うものとする。

(指揮)

第5条 応援の業務に従事する職員は、被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として被災自治体の負担とする。

2 被災自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合は、応援自治体は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合(第4条第2項の規定により応援する場合を含む。)には、別途協議する。

(情報交換・交流)

第7条 両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素から必要に応じ、相互に情報交換及び相手方自治体の住民との交流を行うものとする。

(他の協定等との関係)

第8条 この協定は、各自治体が締結した協定等を排除するものではない。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両自治体が署名の上、各1通を保有する。

平成26年7月15日

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区

荒川区長 西川 太一郎

富山県射水市戸破1511番地

射水市

射水市長 夏野 元志

## 災害時における相互応援に関する協定書

荒川区（以下「区」という。）と下田市（以下「市」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

## （目的）

第1条 この協定は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体（以下「被災自治体」という。）独自では十分に被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

## （連絡担当部署）

第2条 両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

## （応援の内容）

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
  - （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供
  - （3）救援活動及びその他の活動に必要な車両の提供
  - （4）救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
  - （5）被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受入れ
  - （6）前各号に掲げるもののほか、両自治体の首長が特に必要と認める事項
- 2 前項に規定するほか、荒川区立下田臨海学園（以下「臨海学園」という。）については、次の各号に掲げる自治体は当該各号に定める応援を行うものとする。

- （1）区 臨海学園への市の被災者の受入れ
- （2）市 臨海学園を利用している児童生徒の救援等

## （応援要請の手続）

第4条 被災自治体が応援を必要とする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況及び要請理由
- （2）必要とする資機材の品名及び数量
- （3）必要とする職員の職種別人員及び応援の期間
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）住宅の提供を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、被災自治体の首長が応援を必要とする事項

2 応援自治体は、前項の規定による応援要請がない場合であっても、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡を取ることができないときは、自主的に応援を行うことができる。この場合においては、前項の規定による応援要請があったものとみなし、事後に応援要請に係る手続きを行うものとする。

(指揮)

第5条 応援の業務に従事する職員は、被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として被災自治体の負担とする。

2 被災自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合は、応援自治体は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合(第4条第2項の規定により応援する場合を含む。)には、別途協議する。

(情報交換及び交流)

第7条 両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素から必要に応じ、相互に情報交換及び相手方自治体の住民との交流を行うものとする。

(他の協定等との関係)

第8条 この協定は、各自治体が締結した協定等を排除するものではない。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両自治体が署名の上、各1通を保有する。

平成26年10月17日

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区

荒川区長 西川 太一郎

静岡県下田市東本郷1丁目5番18号

下田市

下田市長 楠山 俊介

## 災害時における相互応援に関する協定書

荒川区（以下「区」という。）と北杜市（以下「市」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

## （目的）

第1条 この協定は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体（以下「被災自治体」という。）独自では十分に被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

## （連絡担当部署）

第2条 両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

## （応援の内容）

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
  - （2） 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供
  - （3） 救援活動及びその他の活動に必要な車両の提供
  - （4） 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
  - （5） 被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受入れ
  - （6） 前各号に掲げるもののほか、両自治体の首長が特に必要と認める事項
- 2 前項に規定するほか、区が市に設置する荒川区立清里高原少年自然の家及び荒川区立清里高原ロッジ（以下「少年自然の家及びロッジ」という。）における応援については、次の各号に掲げる自治体は当該各号に定める応援を行うものとする。

- （1） 区 少年自然の家及びロッジへの市の被災者の受入れ
- （2） 市 少年自然の家及びロッジを利用している区民等の救援

## （応援要請の手続）

第4条 被災自治体が応援を必要とする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- （1） 被害の状況及び要請理由
- （2） 必要とする資機材の品名及び数量
- （3） 必要とする職員の職種別人員及び応援の期間
- （4） 応援場所及び応援場所への経路
- （5） 住宅の提供を希望する被災者の世帯数、人数及び期間

(6) 前各号に掲げるもののほか、被災自治体の首長が応援を必要とする事項

- 2 応援自治体は、前項の規定による応援要請がない場合であっても、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡を取ることができないときは、自主的に応援を行うことができる。この場合においては、前項の規定による応援要請があったものとみなし、事後に応援要請に係る手続きを行うものとする。

(指揮)

第5条 応援の業務に従事する職員は、被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として被災自治体の負担とする。

- 2 被災自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合は、応援自治体は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

- 3 前2項の規定により難い場合(第4条第2項の規定により応援する場合を含む。)には、別途協議する。

(情報交換及び交流)

第7条 両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素から必要に応じ、相互に情報交換及び相手方自治体の住民との交流を行うものとする。

(他の協定等との関係)

第8条 この協定は、各自治体が締結した協定等を排除するものではない。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両自治体が署名の上、各1通を保有する。

平成27年6月5日

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区

荒川区長 西川 太一郎

山梨県北杜市須玉町大豆生田961番地1

北杜市

北杜市長 白倉 政司



## 災害時における相互応援に関する協定書

荒川区と南アルプス市は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

## （目的）

第1条 この協定は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体（以下「被災自治体」という。）独自では十分に被災者の救援その他応急措置ができない場合に、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

## （連絡担当部署）

第2条 両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

## （応援の種類）

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 食糧、飲料水及び生活必需品物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2） 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供
- （3） 救援活動その他の活動に必要な車両の提供
- （4） 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5） 被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受入れ
- （6） 前各号に掲げるもののほか、両自治体の首長が特に必要と認める事項

## （応援要請の手続）

第4条 被災自治体が応援を必要とする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- （1） 被害の状況及び要請理由
- （2） 必要とする資機材の品名及び数量
- （3） 必要とする職員の職種別人員
- （4） 応援場所及び応援場所への経路
- （5） 受入れを希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- （6） 応援を受ける期間
- （7） 前各号に掲げるもののほか、被災自治体の首長が応援を必要とする事項

2 応援自治体は、前項による要請がない場合でも、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡を取ることができないときには、自主的に応援を行うことができる。この

場合においては、前項の規定に基づく応援の要請があったものとみなし、事後に応援要請に係る手続きを行うものとする。

(指揮)

第5条 応援の業務に従事する職員は、被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援のために要した経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要した経費は、応援自治体が負担する。
- (2) 救援物資の調達その他応援に要した経費は、被災自治体の負担とする。
- (3) 被災自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災自治体から要請があった場合は、応援自治体は当該経費を一時繰替え支弁する。

(災害保障等)

第7条 応援の業務に従事する職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、本人又はその遺族に対する損害補償は、応援自治体が負うものとする。

2 応援の業務に従事する職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が被災自治体への往復途中に生じたものを除き、被災自治体はその賠償の責めを負うものとする。

(情報交換及び交流)

第8条 両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素から必要に応じ、相互に情報交換及び相手方自治体の住民との交流を行うものとする。

(他の協定等との関係)

第9条 この協定は、両自治体が締結した協定等を排除するものではない。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、両自治体が署名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 2 7 年 1 0 月 7 日

東京都荒川区荒川二丁目 2 番 3 号  
荒川区長                      西川  太一郎

山梨県南アルプス市小笠原 3 7 6 番地  
南アルプス市長      金丸  一元

## 災害時における相互応援に関する協定書

荒川区と潮来市は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

## （目的）

第1条 この協定は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体（以下「被災自治体」という。）独自では十分に被災者の救援その他応急措置ができない場合に、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

## （連絡担当部署）

第2条 両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

## （応援の種類）

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 食糧、飲料水及び生活必需品物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及び運搬
- （2） 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供及び運搬
- （3） 救援活動その他の活動に必要な車両の提供
- （4） 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5） 被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受入れ
- （6） 前各号に掲げるもののほか、両自治体の首長が特に必要と認める事項

## （応援要請の手続）

第4条 被災自治体が応援を必要とする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- （1） 被害の状況及び要請理由
- （2） 必要とする資機材の品名及び数量
- （3） 必要とする職員の職種別人員
- （4） 応援場所及び応援場所への経路
- （5） 受入れを希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- （6） 応援を受ける期間

(7) 前各号に掲げるもののほか、被災自治体の首長が応援を必要とする事項

- 2 応援自治体は、前項による要請がない場合でも、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡を取ることができないときには、自主的に応援を行うことができる。この場合においては、前項の規定に基づく応援の要請があったものとみなし、事後に応援要請に係る手続きを行うものとする。

(指揮)

第5条 応援の業務に従事する職員は、被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援のために要した経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要した経費は、応援自治体が負担する。
- (2) 救援物資の調達その他応援に要した経費は、被災自治体の負担とする。
- (3) 被災自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災自治体から要請があった場合は、応援自治体は当該経費を一時繰替え支弁する。

(災害補償等)

第7条 応援の業務に従事する職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、本人又はその遺族に対する損害補償は、応援自治体が負うものとする。

- 2 応援の業務に従事する職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が被災自治体への往復途中に生じたものを除き、被災自治体はその賠償の責めを負うものとする。

(情報交換及び交流)

第8条 両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素から必要に応じ、相互に情報交換及び相手方自治体の住民との交流を行うものとする。

(他の協定等との関係)

第9条 この協定は、両自治体が締結した協定等を排除するものではない。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両自治体が署名押印の上、各1通を保有する。

平成30年11月19日

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区長                      西 川 太 一 郎

茨城県潮来市辻626

潮来市長                      原        浩 道

## 災害時における相互応援に関する協定書

荒川区と村上市は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体（以下「被災自治体」という。）独自では十分に被災者の救援その他応急措置ができない場合に、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

### （連絡担当部署）

第2条 両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

### （応援の種類）

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1） 食糧、飲料水及び生活必需品物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及び運搬

（2） 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供及び運搬

（3） 救援活動その他の活動に必要な車両の提供

（4） 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

（5） 被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受入れ

（6） 前各号に掲げるもののほか、両自治体の首長が特に必要と認める事項

### （応援要請の手続）

第4条 被災自治体が応援を必要とする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（1） 被害の状況及び要請理由

（2） 必要とする資機材の品名及び数量

（3） 必要とする職員の職種別人員

（4） 応援場所及び応援場所への経路

（5） 受入を希望する被災者の世帯数、人数及び期間

（6） 応援を受ける期間

(7) 前各号に掲げるもののほか、被災自治体の首長が応援を必要とする事項

- 2 応援自治体は、前項による要請がない場合でも、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡を取ることができないときには、自主的に応援を行うことができる。この場合においては、前項の規定に基づく応援の要請があったものとみなし、事後に応援要請に係る手続きを行うものとする。

(指揮)

第5条 応援の業務に従事する職員は、被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援のために要した経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要した経費は、応援自治体が負担する。
- (2) 救援物資の調達その他応援に要した経費は、被災自治体の負担とする。
- (3) 被災自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災自治体から要請があった場合は、応援自治体は当該経費を一時繰替え支弁する。

(災害補償等)

第7条 応援の業務に従事する職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、本人又はその遺族に対する損害補償は、応援自治体が負うものとする。

- 2 応援の業務に従事する職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が被災自治体への往復途中に生じたものを除き、被災自治体はその賠償の責めを負うものとする。

(情報交換及び交流)

第8条 両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素から必要に応じ、相互に情報交換及び相手方自治体の住民との交流を行うものとする。

(他の協定等との関係)

第9条 この協定は、両自治体が締結した協定等を排除するものではない。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。



この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両自治体が署名の上、各1通を保有する。

令和2年9月1日

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区長                      西 川 太 一 郎

新潟県村上市三之町1番1号

村上市長                      高 橋 邦 芳

## 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

## (目的)

第1条 この協定は、特別区（以下、「区」という。）の区域において大規模な地震等の災害が発生した場合において、区相互間の協力により応急対策及び復旧対策等の円滑化を図るとともに、災害を受けた区（以下、「被災区」という。）独自では、十分な対策等が実施できない場合において、被災を免れた区あるいは被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区（以下、「支援区」という。）が、連携して支援体制を構築し、被災区の支援に万全を期すことを目的とする。

## (支援対策本部の設置)

第2条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、前条の目的を達成するため、災害発生後直ちに特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

2 本部は、予め区相互で定める方法に従い、支援区のうち一区に設置する。

3 本部に本部長を置き、本部長は、本部設置区の区長とする。

4 本部は、被災区の要請に基づき、又は、被災区からの要請を待っている間は応急対応に支障が出ると予想されるときは自らの判断により、支援区に対して支援活動を要請し、又は支援区及び支援区相互の活動に必要な調整を行う。

5 本部長は、支援区その他関係団体に対し、本部従事職員の派遣を要請し、又は本部の活動に必要な資機材その他の応援を求めることができるものとする。

6 本部の設置、運営その他に関し、必要な事項は別に定める。

## (支援各区の体制)

第3条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、災害発生後直ちに支援体制を整えるとともに、原則として、本部の要請に従い、支援活動を行うものとする。

2 本部と支援区は相互に情報連絡を密にするものとする。

3 支援区は、前2項のほか、本部の活動に協力するものとする。

## (支援の要請)

第4条 この協定に基づき、本部が行った支援活動及び本部の要請に基づき行った支援区の支援活動は、被災区の支援要請に基づき行われたものとする。

第4条の2 隣接区等において、本部の要請等がある前に支援を開始する場合は、支援区の本部への報告をもって、被災区の支援要請に基づき行われたものとする。

## (相互協力及び相互支援の内容)

第5条 この協定に基づく相互協力及び相互支援の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 職員の派遣及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する次の事項

イ 被災区への応援職員の派遣

ロ 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供

ハ その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

(2) 救援物資の提供及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する次の事項

イ 被災区への救援物資の提供

ロ 支援区又は他の地方公共団体等からの救援物資の集積場所等の提供

ハ その他救援物資に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

(3) 避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事項

(4) 被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する次の事項

- イ 被災区へのボランティアの斡旋
- ロ 支援区におけるボランティアへの情報提供、募集、受付、宿舍の提供
- ハ その他ボランティアに関し、被災区の支援に必要な事項
- (5) 被災住民の受入れに関し、施設の提供その他被災区の支援に必要な事項
- (6) 動物の保護に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (7) 被災区への医療救護班の派遣その他医療救護活動に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (8) ごみ、し尿、がれきの処理に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他区間協力、区間支援に必要な事項
- (9) 災害時要援護者の救援支援に関する次の事項
  - イ 被災区への専門職員等の派遣
  - ロ 支援区での二次避難場所の提供等災害時要援護者の受入れ
  - ハ その他災害時要援護者の救援に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (10) 遺体の搬送、埋葬等に関し、職員、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (11) 道路の早期復旧に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (12) 応急危険度判定、り災証明発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明発行に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区の支援に必要な事項
- (13) 仮設住宅の提供に関する次の事項
  - イ 被災区への職員、物資等の派遣、提供
  - ロ 支援区での仮設住宅建設用地の確保
  - ハ その他仮設住宅の提供に関し、区間協力、区間支援に必要な事項
- (14) 帰宅困難者への対応に関し、情報提供、一時滞在施設への受入れ、物資提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (15) 児童・生徒の受入れ、応急教育の実施に関し、必要な事項
- (16) 被災区の被災区外での業務継続に関し、施設の提供、その他被災区の支援に必要な事項
- (17) 前各号に定めるもののほか、被災区から要請があった事項  
(支援経費の負担)

第6条 支援区の支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災区の負担とする。

2 支援を受けた区が、前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ、支援を受けた区から要請があった場合には、支援する区は当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 被災区間の経費の割り振り又は被災区に費用負担を求められない特別の事情がある場合の措置その他については、本部が調整する。

(連絡担当部署)

第7条 各区は、防災担当課をこの協定に基づく相互協力、相互支援に関する連絡担当部署とする。

(平常時の措置)

第8条 各区は、この協定が災害時において有効に機能するよう、平常時において、区相互の情報交換、防災訓練の実施、災害時における対策に関する調査研究その他に努めるもの

とする。

（実施細目の作成）

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、区間の協議により実施細目を定めるものとする。

（協定内容等の見直し）

第10条 各区は、この協定の内容及び前条に定める実施細目の内容については、毎年度見直しを行い、常に実践的な内容を持たせるよう必要な修正を行うものとする。

（その他）

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、区が協議して定める。

附則

1 この協定は、平成26年4月1日から適用する。

2 平成8年2月16日締結の特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定書及び実施細目は廃止する。

3 この協定の締結を証するため、本協定書を23通作成し、各区長は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年3月14日

千代田区長 石川 雅己

新宿区長 中山 弘子

中央区長 矢田 美英

文京区長 成澤 廣修

港区長 武井 雅昭

台東区長 吉住 弘

墨田区長 山崎 昇

豊島区長 高野 之夫

江東区長 山崎 孝明

北区長 花川 與惣太

品川区長 濱野 健

荒川区長 西川 太一郎

目黒区長 青木 英二

板橋区長 坂本 健

大田区長 松原 忠義

練馬区長

職務代理者 琴尾 隆明

世田谷区長 保坂展人

足立区長 近藤弥生

渋谷区長 桑原敏武

葛飾区長 青木克徳

中野区長 田中大輔

江戸川区長 多田正見

杉並区長 田中良

特別区支援対策本部の設置等に関する実施細目  
(協定第2条・3条・4条関係)

1 本部の設置

特別区において大規模な地震等の災害が発生した場合、発災後直ちに被災を免れた区あるいは被災の軽微な区（以下、「支援区」という。）のうち一区に「特別区支援対策本部」（以下、「本部」という。）を設置し（以下、本部が設置された区を「本部設置区」という。）、支援区は相互に協力して被災区の支援にあたることとする。

2 本部設置区の決定

発災時に本部設置区を決定する場合、迅速に支援体制を確立するため、支援区間で協議することなく、以下に定める順位に従って、支援区のうち一区を本部設置区とする。

(1) 本部設置区は次の順位に従って決定する。

- ① 第1順位 区長会会長区
- ② 第2順位 区長会副会長区のうち、23区行政順位が先の区
- ③ 第3順位 区長会副会長区のうち、23区行政順位が後の区

(2) 支援区の中に第1順位から第3順位までの該当区がなかった場合は、次の順により本部設置区を決定する。

- ① 支援区の中から、区長会幹事区で、行政ブロック順が先の区を本部設置区とする。
- ② ①による該当区がなかった場合は、支援区の中から、行政順が先の区を本部設置区とする。

3 本部設置区の変更

(1) 本部設置区となった区が2次災害の発生等の事情により本部としての機能を果たせなくなった場合は、支援区の中の直近後順位の区にその旨を通知することとし、この通知をもって当該後順位の区を本部設置区とする。

(2) 本部設置区が本部機能を果たせなくなったと判断できる場合は、本部設置区からの連絡を待たずに、支援区の中の直近後順位の区を本部設置区とする。

(3) 本部機能を果たせなくなったと判断される場合とは、以下の場合である。

- ① 本部設置区において2次災害が発生し、支援区と本部設置区との連絡手段が途絶えた場合
- ② ①に準ずる状況で、本部設置区が被災したことが明らかな場合

4 被災区及び支援区等への連絡

本部設置区となった区は、その旨を各区並びに東京都等の関係団体に連絡する。

5 本部の組織及び運営

- (1) 本部には本部長を置くこととし、本部長は、本部設置区の区長とする。
- (2) 本部長は、本部設置区の職員を本部従事職員に指定し、本部の運営にあたらせる。
- (3) 本部長は、本部の運営に必要な場合、支援区その他の関係団体に対し、応援職員の派遣を要請することができる。
- (4) (3) の要請を受けた区は、速やかに応援職員を本部設置区に派遣することとし、本部派遣に要する費用は、派遣する支援区の負担とする。

#### 6 被災区からの支援要請

被災区からの支援要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話その他の手段で要請し、後日文書で提出する

#### 7 本部の役割と支援区の協力体制

- (1) 本部は、被災区への支援活動が円滑、効果的に行われるよう、協定第5条に基づく支援活動に関する連絡調整を行う。
- (2) 本部は、各支援区が支援活動を行うにあたり、被災区に負担をかけない、効率的、効果的な支援活動が展開できるよう、必要に応じて各支援区に支援活動に関する要請を行うことができる。
- (3) 各支援区は本部の要請に従って、一体となって被災区の支援にあたることとする。

#### 8 支援対策会議

本部は、以下の事項について、支援活動等に関して各区に協議する必要がある場合、被災区並びに支援区による支援対策会議を招集することができる。

- (1) 国、都、他の地方公共団体等との調整が必要で、各区に協議する必要がある場合
- (2) 支援経費の負担等、経費負担に関する協議が必要な場合
- (3) 本部を解散する場合
- (4) その他協議が必要な場合

#### 9 本部の解散

本部は、8の(3)の決定により解散する。

#### (附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する実施細目  
(協定第5条第1号関係)

1 被災区への応援職員の派遣

- ① 被災区は応援職員の派遣が必要な場合、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）若しくは連絡可能な区に速やかに派遣要請を行うこととし、被災区から応援職員の派遣要請を受けた区は、速やかにその旨を本部に連絡することとする。
- ② 本部は、被災区からの要請を受けた場合、早急に応援職員の派遣について支援区間の調整を行い、各支援区に職員の派遣を要請する。
- ③ 本部は、被災区からの要請を待たずに、応援職員の派遣先・規模等を調整し、各支援区に応援職員の派遣を要請することができる。
- ④ 各支援区は、本部から応援職員の派遣について要請を受けた場合、速やかに応援職員を派遣することとし、派遣先、規模等についても本部の要請にできる限り応えるよう努める。

2 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供

- ① 各支援区が応援職員を派遣する場合は、原則として、職員宿舎、食料等支援活動に必要な設備、装備等は支援区で用意し、被災区に負担をかけることがないよう努める。
- ② 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供については、被災区近隣の支援区が中心となって、支援区相互が協力して対応することとする。
- ③ 宿舎、食料等の提供に関して必要がある場合は、本部において支援区間の連絡調整を行うこととする。

3 その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

発災直後に各区が応援職員を自主的に緊急派遣する場合においても、原則として、応援職員は自らの食料・飲料水・野営用具等を装備のうえ被災地に向かうこととする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。



救援物資の区間相互支援及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する実施細目  
(協定第5条第2号関係)

- 1 被災区は、特別支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、救援物資の品目、数量、搬入場所などを極力明確にしたうえで、救援物資の提供を要請することができる。  
なお、被災区は、被災区内に搬入場所を確保することが困難な場合には、本部に対して、支援区内において搬入場所を確保するよう要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする。
- 3 支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事項に関する実施細目  
(協定第5条第3号関係)

- 1 避難場所を共用する区(以下、「関係区」という。)は、共同で現地本部(以下、「現地共同本部」という。)を設置して避難場所の運営を行うものとする。
- 2 関係区の災害対策本部は、次の場合、相互に連絡のうえ、現地共同本部を設置し派遣人数を通報する。
  - (1) 避難勧告を発令した場合
  - (2) その他、関係区の災害対策本部が必要と認めた場合
- 3 現地共同本部の統轄は、当該避難場所の所在区がこれを行う。

なお、避難場所が複数の区にまたがる場合は、関係区間で事前に協議して定める
- 4 現地共同本部の業務は、次のとおりとする。
  - (1) 避難場所の状況にかかる次の情報を収集し、災害対策本部に連絡すること。
    - ①避難者数
    - ②傷病者、乳幼児等緊急に支援が必要な者の数及び状況
    - ③その他緊急に対応する必要がある事項
  - (2) 災害対策本部からの情報に基づき、避難者に対して次の情報提供を行うこと。

なお、情報の提供にあたっては、関係区が有する手段を共同で利用して、相互に連携・協力して行う。

    - ①避難場所周辺の被災の状況
    - ②避難所に関する情報
    - ③交通機関の状況
    - ④その他被災者に必要な情報
  - (3) 避難場所の避難者に対する応急救護を行うこと。
  - (4) その他、避難場所において給食・給水等を行う必要があるときは、関係区は共同で必要な処置をとる。
- 5 避難場所の運営に関して経費の負担が生じたときは、当該関係区間で協議する。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する実施細目  
(協定第5条第4号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、必要とするボランティアの種類、人数、活動場所などを極力明確にしたうえで、ボランティアの斡旋を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、ボランティア希望者に対して、ボランティア関連情報の提供、相談、募集及び受付業務を実施するとともに、被災区におけるボランティア活動に従事することを要請するものとする。
- 3 支援区は、ボランティアに対し、活動拠点の確保等支援体制の整備に努めるものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

被災住民の受入れに関する実施細目  
(協定第5条第5号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区外での避難生活が必要な被災住民の人数、健康等の状態、受入希望施設などを極力明確にしたうえで、支援区への受入れを要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区外での避難生活が必要な被災住民の状況に応じて、受入施設及び移送手段を確保するとともに、被災住民に対する支援を行う。  
なお、支援区は、被災区において福祉措置等を受けていた被災住民が避難した支援区で引き続き措置等を受ける場合には、被災区の措置基準に準じた措置等を行うものとする。
- 3 本項は、ペットの同行避難にも配慮するものであり、支援区は、支援を行う。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

動物の保護に関する実施細目  
(協定第5条第6号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に動物の保護・収容に必要な食料、資機材の救援物資の品目、数量、搬入場所等を極力明確にしたうえで、要請することができる。
- 2 支援区は、本部と連携のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする。
- 3 支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

医療救護活動に関する実施細目  
(協定第5条第7号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対し、必要とする医療救護班の内容・班数・救護活動の場所などを極力明確にしたうえで、必要な医療救護班の派遣を要請することができる。

なお、支援区は23区内での被災を知ったときは、支援要請の有無に関わらず、直ちに区内の医療資源（医師・医療品・ベッド等）の把握や医療機材の確保に努めるとともに、医療救護班（保健師等を含む）を編成し、支援体制を整えるものとする。

- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び医療機材・物資・運送車両をもって、指定された場所で医療救護活動を実施するものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

ごみ、し尿、がれきの処理に関する実施細目  
(協定第5条第8号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、ごみ、し尿、がれきの処理に要する資機材、物資等の品目、搬入場所などを極力明確にしたうえで、資機材、物資等の提供を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで、要請を受けた資機材、物資等を搬送するものとする。
- 3 支援区は、資機材、物資等を搬入場所に搬入後、被災区の要請に基づき、仕分・配送・組立作業等について支援するものとする。
- 4 被災区は、本部に対して、がれきの処理に関する事務に要する職員の人員、期間などを極力明確にしたうえで、職員の派遣を要請することができる。
- 5 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、職員に必要な装備、物資を携行させ、自らの運送車両をもって、指定された場所まで、要請を受けた職員を派遣するものとする。
- 6 支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づいて、被災区の指示に従って、がれきの処理に関する事務に従事する。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

災害時要援護者の救援支援に関する実施細目  
(協定第5条第9号関係)

1 被災区への専門職員等の派遣

(1) 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、災害時要援護者の救援活動に関する専門職員等の派遣を要請することができる。

要請の要領は、次のとおりとする。

- ① 応援を要請する職員の職種と人員数
- ② 応援を必要とする期間
- ③ その他必要な事項

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な専門職員等の派遣を行うものとする。

2 支援区での二次避難所の提供

(1) 被災区は、災害時要援護者の避難のため、区の設置した二次避難所では避難者を収容できないとき、あるいは災害の状況、その他の理由で避難者を区外の施設等に移す必要のあるときは、本部に対して、二次避難所の提供を要請することができる。

要請の要領は次のとおりとする。

- ① 災害時要援護者の態様と人員
- ② 開設を希望する施設の種類
- ③ 開設を希望する期間
- ④ 避難者の移送方法
- ⑤ その他必要な事項

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自区内に二次避難所を開設し、被災区の避難者を受入れ、災害時要援護者に必要な物資や情報の提供を行い、介護等に必要な要員を配置するものとする。

3 被災区への資機材の提供

(1) 被災区は、災害時要援護者の救援に関し、車椅子、紙おむつ等、必要な物資の支援を要請することができる。

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な支援を行うものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。



遺体の搬送、埋葬等に関する実施細目  
(協定第5条第10号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、遺体の保管に要するドライアイス、棺、その他必要な資機材及び車両を区独自で調達することが困難な場合には、その提供を要請することができる。

この場合、被災区は提供を必要とする資機材の種類、数量及び搬入場所等を極力明確に示すものとする。

- 2 被災区は、遺体の搬送等の人的作業を区独自で処理することが困難な場合には、本部に対して、応援職員を要請することができる。

この場合、被災区は応援を必要とする職員の人数、派遣期間等について、極力明確に示すものとする。

- 3 応援職員を派遣する場合、応援職員の装備及び被災区までの運送車両の手配については、支援区が行うものとする。

- 4 支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づき、被災区の指示に従って業務に従事するものとする。

- 5 資機材の輸送に要する車両の手配については、支援区が行うものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

道路の早期復旧に関する実施細目

(協定第5条第11号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、道路の被害状況調査並びに資機材の提供、障害物の除去、仮復旧工事等に関する応援要請をすることができる。

なお、被災区は、可能なかぎり道路の被害状況を把握し、本部に報告するものとする。

- 2 本部は、被災区の要請を待たずに、本部の判断により支援体制を決定することができる。
- 3 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び資機材をもって、指定された場所で道路復旧活動を実施するものとする。
- 4 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

応急危険度判定、り災証明書発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明発行に関する実  
施細目

(協定第5条第12号関係)

- 1 支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき、速やかに被災区に対し応急危険度判定、り災証明書発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明の発行（以下「建物の被害調査等」という。）に必要な職員の派遣及び資機材等の提供を行う。
- 2 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。
- 3 本部は、支援区の活動内容を取りまとめるとともに、建物の被害調査等に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

仮設住宅の提供に関する実施細目  
(協定第5条第13号関係)

- 1 支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき、指定された場所に必要物資等を搬送するほか、応援職員を派遣するものとする。
- 2 被災区は、被災区内に仮設住宅建設用地を確保することが困難なときは、本部に仮設住宅建設用地の提供を要請することができる。
- 3 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。
- 4 本部は、支援区の活動内容をとりまとめるとともに、仮設住宅建設に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

帰宅困難者対策に関する実施細目  
(協定第5条第14号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、帰宅困難者への情報提供、帰宅困難者の一時滞在施設への受入れ及び水、食料等の提供、帰宅困難者の避難誘導等に必要な協力等、必要な援助を極力明確にしたうえで、職員の派遣、資機材の提供、施設の提供等を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、対応可能な範囲において、職員の派遣、資機材の提供、施設の提供等、必要な支援を行うものとする。
- 3 その他、区界に存するターミナル駅等に滞留した帰宅困難者による混乱や事故の発生等の危険性がある場合は、関係区が連携及び協力し、必要な措置を講じることとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

児童・生徒の受入れ、応急教育の実施等に関する実施細目  
(協定第5条第15号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区の児童・生徒の受入れ、応急教育等に関し、要請することができる。

要請の要領は、次のとおりとする。

- (1) 受入れを要請する児童・生徒の人数
- (2) 受入れを必要とする期間
- (3) その他必要な事項

- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区の児童・生徒を受入れ、教材や文具等の必要な物資や情報の提供を行なうものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

被災区の業務継続のための支援区における施設等の提供に関する実施細目  
(協定第 5 条第 1 6 号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区外で実施する業務に必要な資機材、応援職員などを極力明確にしたうえで、施設等の提供を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区の業務継続のために必要な施設及び資機材等の確保に努めるものとする。
- 3 被災区の業務への支援区職員の応援に関しては、「職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する実施細目（第 5 条第 1 号関係）」に準ずるものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成 2 6 年 4 月 1 日から適用する。

## 九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申し合わせ事項

九都県市は、構成する都県市が公共建築物の屋上等へ施設名の表示（以下「ヘリサイン」という。）に共同して取り組んでいくものとし、その利用上の利便性を高めるため、ヘリサインを表示する場合の表示方法等を以下のとおりとすることを申し合わせる。

### 1 目的

当該都県市が所管する公共建築物の屋上等にヘリサインを表示することにより、災害時にヘリコプターからの識別を容易にし、被害状況の把握や救助・救急活動、緊急輸送活動等の迅速化に資することを目的とする。

### 2 表示対象建築物

ヘリサイン表示の対象となる公共建築物は、当該都県市が所管する公立学校、災害時に医療活動の拠点となる公立病院等の公立施設の中から、表示スペースの有無及び災害対策上の有効性等を考慮して選定する。

### 3 表示方法

ヘリサインの表示方法は、原則として次のとおりとする。

なお、当該都県市の実情に応じて、仕様を付加することは防げない。

- (1) ヘリサインには、対象建築物の名称またはその略称を用いるものとする。
- (2) 表示場所は、対象建築物の屋上等とする。
- (3) 文字は、漢字、ひらがな、またはカタカナ等を使用し、横書きとする。
- (4) 一文字の大きさは、縦4メートル、横4メートル程度とし、文字の間隔は1メートル程度とする。
- (5) 文字の色は、白色、オレンジ色または黄色等の明るい色を用いるものとする。

平成14年4月25日

七都県市首脳会議防災対策委員会決定

追捕

平成19年4月24日

八都県市首脳会議防災・危機管理対策委員会決定

平成22年4月1日

九都県市首脳会議防災・危機管理対策委員会決定



## 災害発生時における避難所等の設置運営に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と荒川総合スポーツセンターの指定管理者TM共同事業体（以下「乙」という。）は、大地震や大規模な水害、火災、事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が荒川区地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、業務を円滑に行う上で必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、災害時等にあつて、かつ荒川区内で避難所等の災害応急復旧対策活動のための拠点等が必要な場合において、荒川総合スポーツセンターを活用して円滑な対応ができるよう、必要な事項を定めるものである。

## （対象施設）

第2条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 荒川総合スポーツセンター

所在地 東京都荒川区南千住六丁目45番5号

## （避難所等開設の通知）

第3条 甲は、災害時等において、前条に規定する施設（以下「指定施設」という。）を住民の避難所又は帰宅困難者等の一時滞在施設及び荒川区災害対策本部の活動拠点並びに遺体安置所、災害ボランティアセンター、資機材保管場所、物資の集積場所（地域内輸送拠点）等の災害応急復旧対策活動のための施設（以下「避難所等」という。）として開設する場合は、荒川区長名により、指定施設の長に対して通知する。

2 指定施設の具体的な用途は、前項の指定等の際に通知する。

3 避難所等の運営は甲の責任において行うものとする。

4 乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認めるときは、予め甲に確認し、甲から指示を受け、前条で規定する施設を開放し、甲に協力するものとする。

## （災害時等の指定管理業務）

第4条 乙は、災害時等にあつては、施設利用者の安全確保のための対策を行う。

2 乙は、前項に加え、指定施設の緊急点検や応急修繕を実施する。

3 乙は、荒川区内のいずれかの地域で震度5強以上の地震が発生した場合、直ちに前2項に定める安全確保・施設緊急点検等を行うものとする。

## （避難所等の運営への協力）

第5条 乙は、第2条に規定する施設が、被災する等やむを得ない事情がある場合を除き、

甲の指示に基づき避難所等の運営に協力する。ただし、自らが被災する等やむを得ない事情がある場合については、この限りではない。

- 2 乙は、自らが被災する等やむを得ない事情により、利用者等の安全確保、指定施設の緊急点検等に対応できない場合は、速やかにその状況を甲に報告する。
- 3 乙は、第4条に規定する緊急点検を行い、指定施設が使用することができることの可否も含め、甲にその状況を報告する。
- 4 乙が担当する避難所等における具体的な業務内容は、甲乙協議の上決定する。

#### (実施体制)

第6条 甲と乙は、あらかじめ前条に規定する災害時等における担当業務の具体的な内容について協議し、それを明確にするとともに、実施するために双方の指揮命令系統、責任体制等（以下「体制等」という。）を明らかにしなければならない。

- 2 前項の内容に変更が生じた場合は、甲乙協議の上、体制等を変更することができる。
- 3 甲と乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

#### (費用負担)

第7条 災害時等の使用により、指定施設に発生した損害、甲の施設使用により発生した費用等については、甲乙の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される場合は、その定めに従うものとする。

#### (備蓄及び訓練等)

第8条 甲乙は連携して、管理する施設及び設備等について、災害時等に備え、安全性の確保、消火、救出救助等のための資機材の整備、飲料水、食糧等の備蓄、その他を講じなければならない。

- 2 甲乙は連携して、積極的に防災区民組織等と連携を図るよう努めるものとする。
- 3 甲乙は連携して、災害時等の予防のため、あらかじめ具体的計画を記載したマニュアルを整備する等、防災等の体制を整え、職員への必要な訓練を行うとともに、区や地域住民が行う防災訓練等に積極的に参加するよう努めなければならない。

#### (補償等)

第9条 甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）第5条の規定を準用し、同上に定める損害補償の基準の額を限度として、補償を行う。

2 甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を与えた場合において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行う。

(荒川区外における災害時等における協力)

第10条 甲は、荒川区外における災害時等により、指定施設を避難所として使用する必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

(その他)

第11条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、令和3年3月26日から令和7年3月31日までとする。又、本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年3月26日

甲

所在地 東京都荒川区荒川二丁目2番3号

名称 荒川区

代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙

所在地 東京都中野区中野二丁目14番16号

名称 TM共同事業体

代表者 株式会社 東京アスレティッククラブ

代表取締役 正村 宏人

## 災害時における緊急輸送及び応急対策業務に関する協定

災害時における緊急輸送及び応急対策業務に関し、東京都荒川区（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都トラック協会荒川支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、荒川区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に荒川区地域防災計画に基づくトラックやフォークリフト等の緊急輸送及び応急対策車両の確保の一環として、乙の積極的な協力を得ることにより、災害時における応急対策業務を円滑にすることを目的とする。

## （要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、この協定に基づく輸送用車両、応急対策車両、運転手、荷役（以下「車両・人員等」という。）の必要が生じたときは、乙に対して車両・人員等の優先供給及び物流業務に関する実務の見識や経験を有する専門家である災害時物流コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の派遣を要請する。

2 乙に対する甲の要請は、災対総務企画部長が行うものとする。ただし、部長不在のときは、その職務を代理するものが行うものとする。

3 前項の要請は、車両・人員等の数、コーディネーターの人数、日時及び場所等を指定し行うものとする。

## （車両・人員等の供給及びコーディネーターの派遣）

第3条 乙は、前条第1項の規定による甲の要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に対し車両・人員等の供給及びコーディネーターの派遣を行い、物資等の緊急輸送及び応急対策業務を行うものとする。

## （コーディネーターの業務等）

第4条 乙は、乙の会員からコーディネーターを指名し、平常時において、あらかじめ甲に対して文書により報告するものとする。

2 コーディネーターは、第2条の規定による要請があったときは、速やかに荒川区災害対策本部に参集するものとする。

3 コーディネーターは、前項の規定に関わらず参集できないとき又はコーディネーターを途中で交代するときは、速やかに甲及び乙に連絡し、その後の対応については甲及び乙が協議のうえ、決定する。

4 コーディネーターは、荒川区災害対策本部において、次に掲げる業務を行う。

（1）第3条により供給された車両・人員等及び甲が用意した車両を活用した物資集積所と避難所との間における物資等の輸送ルートの策定、輸送手段の確保等に係る助言及び調整

- (2) 物資集積所における物資等の搬入、荷役、仕分け、搬出等に係る助言及び調整
- (3) 物資集積所の管理運営、新たな物資等の保管場所の確保等に関する助言及び調整
- (4) 物資等の配分計画の立案、在庫管理等に関する助言及び調整
- (5) その他緊急輸送業務全般に関する助言及び調整

(実施期間)

第5条 物資等の緊急輸送及び応急対策業務の実施期間は、第2条の規定による要請の日から7日以内とする。ただし、甲及び乙が協議の上、必要に応じてその期間を変更することができる。

(報告)

第6条 乙は、第3条及び第4条の規定による協力により緊急輸送及び応急対策業務を完了したときは、甲に対して遅滞なく、次に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 緊急輸送及び応急対策業務に従事した乙の会員名、供給車両数、車種及び人員
- (2) 緊急輸送及び応急対策業務の期間、輸送区間及び走行距離
- (3) 輸送した物資等の品目、内容及び数量
- (4) コーディネーターが業務に従事した期間及び人員
- (5) その他甲が必要と認める事項

(費用負担)

第7条 この協定により乙が実施する業務に要した次に掲げる費用は、甲が負担する。

- (1) 乙が提供した車両・人員等及びコーディネーターに係る経費
- (2) 業務の実施に係る高速道路等有料道路の通行料金及び有料駐車場の使用料金
- (3) その他、甲が負担すべき費用

(運賃及び料金)

第8条 前条第1号に掲げる乙が提供した車両・人員等に係る経費のうちの運賃は、「東京都陸運局認可貨物自動車運送業運賃料金表」の時間制運賃率を準用する。

2 前項に記載の時間制運賃によることが適切でない場合は、甲乙協議のうえ決定する。

3 その他、第1項及び第2項に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

(費用の請求)

第9条 乙は、業務が終了した後、速やかに甲に報告し、業務に要した費用を書面により請求する。

2 甲は、前項による乙の請求があったときは、内容を確認のうえ、当該請求の日から起算して30日以内に支払うこととする。

(事故等)

第10条 乙は緊急輸送及び応急対策業務の実施に当たって、事故等が発生したときは、甲に対して速やかに事故等の状況を報告するものとする。

2 乙は、供給車両が事故や故障等によって運行できなくなったときは、速やかに代替の供給車両

を確保する等の必要な措置を講じて、緊急輸送及び応急対策業務を継続するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、緊急輸送及び応急対策業務の継続が困難なときは、乙は甲に対して速やかに報告し、その後の対応について甲及び乙が協議のうえ決定する。

(損害賠償)

第11条 甲は、甲の責に帰する理由により、業務に従事する車両等に損害を与え、または滅失したときは乙に対して、その損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者若しくは第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第12条 この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は負傷若しくは疾病により死亡若しくは心身に著しい障害を生じたときは「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例」(昭和36年7月10日条例第8号)の規定により甲が補償するものとする。ただし、当該活動に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(燃料の確保)

第13条 甲は、平時から災害時供給車両に係る燃料の確保に努めるものとする。

(連絡体制等)

第14条 甲及び乙は、それぞれの連絡の体制及びその手段を毎年4月に相互に通知するものとする。

- 2 甲は、災害時における乙との連絡体制を確保するため、乙に無線機等の通信機器を貸与するものとする。

- 3 乙は、毎年4月に災害時に提供可能な車両等の台数について、甲に報告するものとする。

(協議)

第15条 この協定の解釈について、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(期限)

第16条 この協定の期間は、協定締結の日から、平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了日までの3ヵ月前までに、甲乙いずれからか協定の解除または変更の申し出がないときは、さらに1年間延長されるものとし、以後はこの例によるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和元年8月29日

東京都荒川区荒川2丁目2番3号

甲 東京都荒川区

代表者 荒川区長 西川 太一郎

東京都荒川区東日暮里6丁目26番10号

乙 一般社団法人東京都トラック協会荒川支部

代表者 支部長 熊井 昌一郎

## 災害時等における緊急物資等の荷役及び配送等に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における緊急物資及び備蓄品等（以下「物資」という。）の荷役、配送及び一時集積に関して、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲の区域内（以下「区内」という。）で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙に協力を求める物資の荷役、配送等の業務に関して、必要な事項を定めるものとする。

## （協力の内容）

第2条 災害時等において、物資の荷役、配送等の業務を実施する必要があるときは、甲は乙に対して次の各号に掲げる内容の協力を要請するものとする。

- （1）区内備蓄倉庫、区内物資輸送拠点、及び甲が指定する場所における荷役作業の実施及び荷役作業に必要な人員、車両及び資機材（以下「資機材等」という。）の提供
- （2）区内、又は甲の近隣区域に存する乙の施設における物資の一時集積
- （3）甲が指定する避難所等への物資の配送
- （4）その他、甲及び乙が必要と認め、かつ乙が応じられる事項

## （協力の要請等）

第3条 甲は、乙に対して前条に定める内容の協力を要請する場合は、その内容及び期間等を明らかにし、原則として別紙様式第1号により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等その他通信可能な手段により要請し、その後速やかに乙へ文書を提出するものとする。

2 乙は、甲から協力の要請を受けた場合は、要請内容に応じて必要な資機材等を確認の上、協力の可否について甲に回答するものとする。

3 乙は、甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

## （完了報告）

第4条 乙は、前条に定める要請により協力したときは、完了後、速やかに別紙様式第2号により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

## （費用の負担）

第5条 本協定に基づき乙が実施した協力に要した費用は、法令その他特別の定めがある場合を除き、第3条の規定による甲の要請直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

## （支払及び請求）

第6条 甲は、前条の規定により決定した費用について、乙から請求があったときは、速やかに支払うものとする。



(災害時等における車両通行等の手続)

第7条 第2条に定める協力に際して必要な災害時等における車両通行等の手続きは、乙が行うものとする。

2 甲は、前項に定める乙が行う手続に協力するものとする。

(事故等に係る責任)

第8条 乙は、第2条に定める協力に際して、事故及びその他損害(以下「事故等」という。)が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上適切な措置を講じるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話によるものとし、その後速やかに甲へ文書を提出するものとする。

2 前項の規定による事故等のうち、次の各号に掲げる事由等による損害の賠償及び補償等の一切の費用は、乙が負担するものとする。

(1) 乙が動員した者の故意又は過失によるもの

(2) 乙が使用した資機材等の不具合のうち乙の責に帰すべき事由によるもの

(3) 乙の出動途上及び業務完了後において発生したもの

3 第1項の規定による事故等のうち、甲及び乙の責に帰さない事由による損害の賠償及び補償等は、甲乙協議の上取り決めるものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、乙が実施した支援業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和36年荒川区条例第8号)に基づき補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(秘密の保持)

第10条 乙は、本協定の履行により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。履行終了後についても同様とする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和5年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の3か月前までに甲又は乙のいずれから本協定の解除又は変更の申し出がないときは、当該有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(平時の情報共有)

第12条 甲及び乙は、災害時等における円滑な協力体制を構築するために、平時から次の情報を共有するものとする。

(1) 平時及び緊急時連絡担当窓口(別紙様式第3号)

(2) 区内における避難所等の名称及び住所

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年8月1日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都江東区東雲二丁目13番32号  
佐川急便株式会社 関東支店  
支店長 広瀬 禎幸

## 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 下保修(以下「甲」という。)と、荒川区長 西川太一郎(以下「乙」という。)とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

### (目的)

第1条 この協定は、荒川区の地域について災害が発生又は、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等(以下「情報交換」という。)について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

### (情報交換の開始時期)

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 荒川区内で重大な被害が発生又は、発生するおそれがある場合
- 二 荒川区災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲又は乙が必要とする場合

### (情報交換の内容)

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設(道路、河川、ダム、砂防、都市施設等)の被害状況に関すること
- 三 その他甲又は乙が必要な事項

### (情報連絡員(リエゾン)の派遣)

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し、情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

### (平素の協力)

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

### (協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙、押印のうえ各1通を所有する。

平成23年6月27日

甲)埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省

関東地方整備局長 下保 修

乙)東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区

荒川区長 西川 太一郎

## 災害に係る情報発信等に関する協定

荒川区とヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、荒川区内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、荒川区が区民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ区の行政機能の低下を軽減させるため、荒川区とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

## （協力内容）

第2条 この協定に基づき、ヤフーは荒川区と協議の上、以下の取組を実施する。

- （1）ヤフーが、荒川区の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、荒川区の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- （2）荒川区が、荒川区内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （3）荒川区が、荒川区内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （4）荒川区が、災害発生時の荒川区内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （5）荒川区が、荒川区内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （6）荒川区が、荒川区内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2 荒川区およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、荒川区およびヤフーは両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

## （費用）

第3条 前条に基づく荒川区およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 ヤフーは、荒川区から提供を受ける情報について、荒川区が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(協定の公表)

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、荒川区およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲と乙のいずれからこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、荒川区およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年1月29日

荒川区：東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号  
ヤフー株式会社  
代表者 代表取締役 川邊 健太郎

## 災害時における放送要請に関する協定書

荒川区を甲とし、東京ケーブルネットワーク株式会社を乙とし、甲と乙は、災害時等の緊急の放送に関して次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、荒川区民(以下「区民」という。)の安全を脅かす災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合において、区民に迅速かつ正確な情報を伝達するため、災害情報等の放送について、必要な事項を定めるものとする。

### (放送の要請)

第2条 甲は、災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合において、乙に対して、災害情報等の放送を要請することができるものとする。

### (要請の手続き)

第3条 甲は、前条の規定による放送を要請するときは、甲乙間で別に定める細目により行うものとする。

### (放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻を甲と協議の上決定し、放送する。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

### (放送料)

第5条 前条の放送に係る放送料は、甲乙が協議し、定めるものとする。

### (平常時の準備)

第6条 乙は、災害時に災害情報を円滑に放送するため、想定される放送内容等について、可能な範囲において平常時から準備しておくものとする。

### (連絡責任者)

第7条 第3条の規定による放送要請に関する事項の伝達を確実に、また、円滑に行うため、甲及び乙はそれぞれ連絡責任者を決め、相互に届け出しておくものとする。

### (有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成17年3月31日までとする。ただし甲または、乙より2ヵ月前までにこの協定を取り消す意思表示がない場合は、1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

### (協議)

第9条 この協定の定める事項に疑義が生じた場合、またはこの協定に定めなき事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成16年4月1日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒 川 区  
代表者 荒川区長 藤 澤 志 光

乙 東京都文京区後楽一丁目2番8号  
東京ケーブルネットワーク株式会社  
代表者 代表取締役社長 淀 敬



## 災害時における放送要請実施細目

荒川区を甲とし、東京ケーブルネットワーク株式会社を乙とし、甲乙間において、平成16年4月1日締結した、「災害時における放送要請に関する協定書」（以下「協定」という。）第4条の放送の実施、及び第3条の規定に基づく細目は、次のとおりとする。

## （放送の実施）

第1条 協定第4条の「放送の実施」については次の通りとする。

- (1) 放送の形式 通常放送(5ch:荒川区民チャンネル)の映像(以下「映像」という。)に文字情報を合成する。
- (2) 内容 緊急情報合成送出システムにより映像を圧縮し、余白の部分(L字)に災害等の情報等を合成し放送する。
- (3) 時刻 甲乙双方とも可及的すみやかに対応し実施する。

## （放送内容）

第2条 協定第2条に定める、甲が乙に対して放送要請を行う災害等の情報は次のとおりとする。

- (1) 火災情報 延焼火災
- (2) 救助・救急情報 多数死傷者が発生している事故
- (3) 災害情報 台風や地震等による建物浸水や倒壊等人命の危険に関すること
- (4) その他 人命に関わる特別な事件や事故

## （要請の手続き）

第3条 協定第3条に定める、甲が乙に対して放送要請を行う場合は、別表に定めるメールアドレスから前条の情報を発信することにより行うものとする。

## （要請の受理）

第4条 乙は、別表に定めるメールアドレスにより、甲からの要請を受理する。

## （メールアドレスの届け出）

第5条 第3条および第4条に定めるメールアドレスは、別表のとおりとし、変更があった場合は速やかに届け出るものとする。

## （連絡責任者の届け出）

第6条 協定第7条に定める、連絡責任者は別表のとおりとし、変更があった場合は速やかに届け出るものとする。

## 非常通信の運用に関する協定書

荒川区(以下「甲」という。)及び東京消防庁荒川消防署(以下「乙」という。)は、東京都地域防災計画に定める非常無線通信の利用(電波法第52条第4号に定める非常通信)に基づく通信及びその他非常時において用いられる必要な通信(以下、「非常通信」という。)の円滑な運用を図るため、次のとおり協定を締結する。

## (目的)

第1条 この協定書は、甲が非常通信を行う場合において、乙に協力を要請するときに必要な事項について定める。

## (非常通信の扱い)

第2条 甲は、甲の有する施設内において東京都防災行政無線が使用不能となった場合、乙に協力を要請することにより非常通信を行うことができる。

2 前項により、甲が乙に協力を要請したときは、乙は自らの専従職務に支障のない範囲で甲が行う非常通信に協力する。

## (伝達の手段)

第3条 非常通信は、乙の有する消防電話用通信設備のうち電話またはファクシミリによるものとする。

## (伝達の方法)

第4条 非常通信は、甲が自らの非常通信文を乙が通信設備を有するところに持参し、乙の有する通信設備を使用して非常通信文を送信するものとする。

2 前項により甲が乙の設備を使用して行う非常通信に対して、乙は出来る限り協力する。

3 乙の有する通信設備において甲を受取り手とする非常通信文を受信した場合には、原則として甲が自ら受領し持ち帰るものとする。

## (非常通信の受付)

第5条 甲と乙とは、甲が非常通信の協力を要請する乙の受付をあらかじめ確認しておく。

## (身分の確認)

第6条 甲は、非常通信のために乙の施設へ立ち入るときは、身分が確認できるものを持参し、乙の職員から提示を求められたときには速やかに提示する。

第7条 甲が乙の通信設備を使用して行う非常通信に係る費用は無償とする。

## (訓練)

第8条 甲が非常通信訓練を実施するときは、乙はそれに協力する。

## (疑義の決定方法)

第9条 この協定書の各条項について疑義が生じたとき及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成21年3月31日までとする。なお、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからもなんら申出がないときは、この協定書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

平成20年3月28日

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

甲 荒川区

代表者 荒川区長 西川 太一郎

東京都荒川区荒川二丁目1番13号

乙 東京消防庁荒川消防署

代表者 荒川消防署長 長瀬 聡

## 災害時における行政手続の支援活動に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と東京都行政書士会荒川支部（以下「乙」という。）は、災害時における行政手続の支援活動に関して、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、荒川区内で災害が発生した場合において、甲の要請に基づき乙が実施する被災者の行政手続を支援するための活動（以下「支援活動」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## （要請）

第2条 甲は、災害時において乙が実施する支援活動が必要であると認めるときは、乙に対して協力を要請するものとする。乙は甲より要請を受けたときは、可能な範囲の中で支援活動を行うものとする。

2 前項に規定する要請をするときは、乙に対し、文書により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等その他通信可能な手段により要請し、後日速やかに文書により通知するものとする。

## （支援活動の範囲）

第3条 甲の要請に基づき乙が実施する支援活動は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に規定される業務並びに被災者の行政手続を支援するために必要な次の各号に掲げるものとする。

（1）甲への乙の会員の派遣

（2）乙による被災者のための相談窓口（電話等その他通信可能な手段によるものを含む。）の開設

（3）その他被災者の行政手続の支援のために必要な業務として、双方の協議により定めた業務

## （実施報告）

第4条 乙は、前条に規定する支援活動を実施した場合は、甲に対し、文書により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等その他通信可能な手段により報告し、後日速やかに文書を提出するものとする。

## （費用負担）

第5条 乙は、乙が第3条に規定する支援活動を遂行するために必要となる乙の人件費等の一切の経費を全て負担するものとし、第3条に規定する支援活動により支援を受けた被災者から一切の対価を受け取らないものとする。

(情報の適正管理)

第6条 乙は、この協定の履行により知り得た被災者の個人情報等を紛失、漏洩、又は甲以外の第三者に提供してはならず、また、この協定の目的以外に利用してはならない。なお、この協定が終了した後も同様とする。

2 乙は、第3条に規定する支援活動を終了する際は、この協定の履行により知り得た被災者の個人情報について、適切に廃棄しなければならない。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時において、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、乙が実施した支援活動に従事した乙の会員が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）に基づき補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和5年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれから本協定の解除又は変更の申し出がないときは、当該有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、甲と乙の協議により定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各一通を保有するものとする。

令和4年5月31日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区

代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都荒川区荒川四丁目2番13号  
東京都行政書士会荒川支部

代表者 支部長 宮川 修

災害時における重等症者等の受入れに関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）及び地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立駒込病院（以下「乙」という。）は、災害時における相互の連携、協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、荒川区内に災害拠点病院が不在となる期間に地震等災害が発生した場合に、甲から受入要請のあった重症者等に対する治療を乙が行うことにより、荒川区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、荒川区内に地震等災害が発生した場合は、必要に応じて乙に対し、重症者等の受入れ要請を行うものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請があったときは、院内が満床である場合及びその他特別の理由がない限り、重症者等の受入れに協力するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から荒川区内に災害拠点病院が設置されるまでとする。

（その他）

第5条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各一通を保有するものとする。

令和4年7月28日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区

荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都文京区本駒込三丁目18番22号

地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立駒込病院

院長 神澤 輝実



災害時における重等症者等の受入れに関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）及び東京女子医科大学附属足立医療センター（以下「乙」という。）は、災害時における相互の連携、協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、荒川区内に災害拠点病院が不在となる期間に地震等災害が発生した場合に、甲から受入要請のあった重症者等に対する治療を乙が行うことにより、荒川区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、荒川区内に地震等災害が発生した場合は、必要に応じて乙に対し、重症者等の受入れ要請を行うものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請があったときは、院内が満床である場合及びその他特別の理由がない限り、重症者等の受入れに協力するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から荒川区内に災害拠点病院が設置されるまでとする。

（その他）

第5条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各一通を保有するものとする。

令和4年1月1日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都足立区江北四丁目33番1号  
東京女子医科大学附属足立医療センター  
代表者 理事長 内潟 安子

災害時における重等症者等の受入れに関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）及び日本医科大学付属病院（以下「乙」という。）は、災害時における相互の連携、協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、荒川区内に災害拠点病院が不在となる期間に地震等災害が発生した場合に、甲から受入要請のあった重症者等に対する治療を乙が行うことにより、荒川区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、荒川区内に地震等災害が発生した場合は、必要に応じて乙に対し、重症者等の受入れ要請を行うものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請があったときは、院内が満床である場合及びその他特別の理由がない限り、重症者等の受入れに協力するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から荒川区内に災害拠点病院が設置されるまでとする。

（その他）

第5条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各一通を保有するものとする。

令和4年1月11日

- 甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
荒川区長 西川 太一郎
  
- 乙 東京都文京区千駄木一丁目1番5号  
日本医科大学付属病院  
院長 汲田 伸一郎

## 災害時における施設使用及び人的協力に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と公立大学法人首都大学東京（以下「乙」という。）は、災害時において、乙の管理する荒川キャンパスの施設（東京都荒川区東尾久七丁目2番10号。以下「施設」という。）を、甲の緊急医療救護所及び医療活動調整センター（以下「医療活動拠点」という。）又は避難所として使用すること並びに甲が実施する応急対策業務に対し、乙が人的な協力を行うことに関して、協定を次のとおり締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、災害時において、荒川区地域防災計画に基づき、甲が、乙の管理する施設を医療活動拠点又は避難所として使用するため、並びに甲が実施する応急対策業務に対し乙が人的な協力を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

## （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、荒川区地域防災計画に基づき、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 緊急医療救護所 甲が、災害発生直後から概ね72時間までの間において、災害拠点病院等の医療機関の近接地に設置し、主に負傷者のトリアージ、軽症者に対する応急処置、重症者の医療機関への搬送等を行う場所をいう。
- （2） 医療活動調整センター 甲が、荒川区内に派遣された医療救護班及びDMAT（災害派遣医療チーム）の配置管理及び活動の支援、東京都災害拠点病院（東京女子医科大学東医療センター）及び東京都の災害医療コーディネーターとの連絡調整等を行う場所をいう。
- （3） 避難所 甲が、災害によって住居が損壊や火災等のため使用できなくなった被災者に対し、宿泊、給食等の救援救護を行う場所をいう。

## （医療活動拠点の優先使用）

第3条 甲が施設を使用するに当たっては、医療活動拠点としての施設使用を優先させるものとする。

## （医療活動拠点の開設場所）

第4条 甲は、乙の管理する施設における次の場所に医療活動拠点を開設することができる。

- （1） 緊急医療救護所 体育館
- （2） 医療活動調整センター 体育館附属棟2階トレーニングルーム

2 甲は、前項第1号の場所で、負傷者を受け入れトリアージを行った上で、軽症者については応急処置を行った後、避難所等へ誘導するとともに、軽症者以外については医療機関等へ搬送する。

3 甚大な被害により多数の負傷者が発生するなどして、第1項の開設場所のみでは医療

活動拠点が不足する場合は、乙の教育研究活動に支障のない範囲で、追加の開設場所を甲乙協議の上、定めるものとする。

- 4 甲は、乙の管理する施設における医療活動拠点の開設場所について、関係機関に周知するため必要な措置を講じるものとする。

(医療活動拠点の開設通知)

第5条 甲は、前条の規定に基づき医療活動拠点を開設する場合、乙に対し事前にその旨を文書又は口頭により通知するものとする。

- 2 医療活動拠点の開設に緊急を要し、事前に通知する時間的余裕がないときは、前項の規定にかかわらず、前条に定める場所に開設することができる。この場合、甲は、乙に対し、開設後速やかにその旨を通知するものとする。

- 3 甲は、施設の使用に当たって、乙に別途使用許可を申請し許可を受けなければならない。

(医療活動拠点の管理運営)

第6条 医療活動拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

- 2 乙は、医療活動拠点の管理運営について、甲に協力するものとする。

(医療救護活動拠点の開設期間)

第7条 医療活動拠点の開設期間は、次のとおりとする。ただし、被害等の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、延長の期間を定めるものとする。

- (1) 緊急医療救護所 災害発生の日から7日以内
- (2) 医療活動調整センター 災害発生の日から30日以内

(医療活動拠点の終了)

第8条 甲は、医療活動拠点としての施設の使用を終了する際は、乙に使用終了届を提出するとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に施設を引き渡すものとする。

(避難所の開設場所)

第9条 甲は、乙が管理する施設のうち、体育館及び体育館付属棟トレーニングルームに避難所を開設することができる。

- 2 甚大な被害により多数の避難者が発生するなどして、前項の開設場所のみでは避難所が不足する場合は、乙の教育研究活動に支障のない範囲で、追加の開設場所を甲乙協議の上、定めるものとする。

- 3 甲は、乙が管理する施設における避難所の開設場所について、関係機関に周知するための必要な措置を講じるものとする。

(避難所の開設通知)

第10条 甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する場合、乙に対し事前にその旨を文書又は口頭により通知するものとする。

- 2 避難所の開設に緊急を要し、事前に通知する時間的余裕がないときは、前項の規定にかかわらず、前条に定める場所に開設することができる。この場合、甲は、乙に対し、開設

後速やかにその旨を通知するものとする。

3 甲は、施設の使用に当たって、乙に別途使用許可を申請し許可を受けなければならない。  
(避難所の管理運営)

第11条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。  
(避難所の開設期間)

第12条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被害等の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、延長の期間を定めるものとする。  
(避難所の終了)

第13条 甲は、避難所としての施設の使用を終了する際は、乙に使用終了届を提出するとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に施設を引き渡すものとする。  
(費用負担)

第14条 医療活動拠点及び避難所の管理運営に要する費用については、甲が負担するものとする。

2 甲は、施設の使用に当たって、乙に対し、別途定める使用料を支払うものとする。  
(人的協力の要請)

第15条 甲は、この協定に基づく応急対策業務を実施するに当たり、乙に対し、人的な協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定に基づき甲から協力要請があった場合、教育研究活動等に支障のない内容及び期間において、荒川キャンパスに所属する教職員及び学生による人的な協力を行うものとする。  
(災害補償)

第16条 甲は、応急対策業務に協力した教職員及び学生が、当該協力中に負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡したときは、災害に際し応急措置等の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和36年条例第8号)に基づき、これを補償するものとする。  
(損害賠償)

第17条 甲は、甲の応急対策業務に協力した教職員及び学生が、甲の責に帰する理由により、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、甲の応急対策業務への協力に伴い、乙の責に帰する理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

(教育研究活動への配慮)

第18条 甲は、施設使用の早期解消及び応急対策業務に従事する応援要員の早期受入に努めるなど、乙の教育研究活動に支障が生じないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第19条 この協定の連絡責任者は、甲においては、医療活動拠点にあっては健康部生活衛

生課長、避難所にあつては区民生活部区民課長とし、乙においては、荒川キャンパス管理部管理課長とする。

(協議)

第20条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各一通を保有するものとする。

平成25年 8月 6日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
公立大学法人首都大学東京  
代表者 理事長 川淵 三郎

## 災害時の医療救護活動についての協定書

荒川区を「甲」とし、社団法人荒川区医師会を「乙」とし甲乙間において次のとおり協定を締結する。

## (総則)

第1条 この協定は、荒川区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

## (医療救護班の派遣)

第2条 甲は、荒川区地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

## (災害医療救護活動計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- |             |   |     |
|-------------|---|-----|
| (1) 医師      | } | 若干名 |
| (2) 看護婦     |   |     |
| (3) その他補助事務 |   |     |

## (医療救護班の活動場所)

第4条 乙所属の医療救護班は、甲が避難場所又は災害現場等に設置する救護所において、医療救護活動を実施するものとする。

## (医療救護班の業務)

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び、転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難場所等における軽易な患者に対する医療
- (4) 死亡の確認

## (指揮命令)

第6条 医療救護班にかかる指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は甲が指定するものが行うものとする。

## (医療救護班の輸送)

第7条 乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

## (医薬品等の備蓄、輸送)

第8条 乙所属の医療救護班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使



用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(後方医療施設における医療救護)

第9条 救護所又は避難所等において医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は、東京都が指定する後方医療施設に対し、その受入を要請することができる。

(医療費)

第10条 救護所における医療費は無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(合同訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せて担当するものとする。

(費用弁償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成・派遣に要する費用

ア 医療救護班の編成・派遣に要する費用

イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助 費

(2) 合同訓練における医療救護活動の前(1)にかかる経費

(災害医療運営連絡会の設置)

第13条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する荒川区災害医療運営連絡会を設置するものとする。

(細目)

第14条 この協定を実施するための必要な事項については別に定める。

(協議)

第15条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和52年2月22日

東京都荒川区荒川2丁目2番3号  
甲 東京都荒川区  
荒川区長 國 井 郡 彌

東京都荒川区荒川5丁目5番4号  
乙 社団法人 荒川区医師会  
会長 古 寺 清

## 災害時の医療救護活動実施細目

荒川区を「甲」とし、社団法人荒川区医師会を「乙」とし、甲乙間において、昭和52年2月22日締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第14条に基づく細目は次のとおりとする。

## （医療救護班の緊急活動）

第1条 乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、協定書第2条第1項の定めによる甲からの要請をまたずに医療救護活動を実施した場合は、初動後直ちに甲に報告するものとする。

2 前項の定めによる報告のあったものについては、医療救護の初動時において甲の要請があったものとみなす。

## （救護所設置の特例）

第2条 甲は、避難所等に設置する救護所のほか、必要と認めたときは、東京都地域防災計画に基づき、東京都が指定した後方医療施設に救護所を設置する。

2 甲は、災害状況により必要と認めたときは、前項による後方医療施設のほか、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に救護所を設置する。

## （費用弁償等）

第3条 前条により、救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷については甲が負担する。

## （費用弁償等の請求・報告）

第4条 協定書第12条及び前条の定めによる費用弁償等の請求・報告については、医療救護活動終了後速やかに乙が一括して、次により甲に請求・報告するものとする。

- (1) 医療救護班派遣に係る費用弁償は、費用弁償等請求書（様式1）に各医療救護班ごとの医療救護活動報告・医療救護班員名簿（様式1-1）及び医療救護班診療記録（様式1-2）を添えて請求するものとする。
- (2) 医療救護班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した費用弁償は、前1による様式1に薬品・衛生材料使用報告書（様式1-3）を添えて請求するものとする。
- (3) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、事故報告書（様式2）に事故傷病者概要（様式2-1）を添えて報告するものとする。
- (4) 甲が実施する合同訓練に参加する医療救護班に係る費用弁償については、前(1)から(3)の定めを準用する。
- (5) 後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷に係る実費弁償は、前(1)による様式1に物件損傷等報告書（様式1-4）を添えて請求するものとする。

(6) その他医療救護活動のために必要となる様式等については、災害救助法施行細則（昭和38年東京都規則第136号）で定める様式を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

第5条 甲は、前条により請求・報告された実費弁償請求書等の内容を調査し適当と認めたときは、協定書第12条第2項による基準により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

甲と乙とは、本細目二通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和52年2月22日

東京都荒川区荒川2丁目2番3号  
甲 東京都荒川区  
荒川区長 國井郡彌

東京都荒川区荒川5丁目5番4号  
乙 社団法人 荒川区医師会  
会長 古寺清

医療救護に係る費用弁償に関する覚書

荒川区を「甲」とし、社団法人荒川区医師会を「乙」とし、甲乙間において、昭和52年2月22日締結した「災害時の医療救護活動についての協定」及び「災害時の医療救護活動実施細目」で定める費用弁償に関し、次のとおり覚書を交換し、相互にこれを遵守するものとする。

(医療救護従事者の実費弁償)

第1 医療救護活動の従事者に対する実費弁償の額は、一回の出動につき、次のとおりとする。

- (1) 医 師            ※    円
- (2) 看護婦            ※    円
- (3) 事 務            ※    円

2 医療救護活動の時間が三時間を超える場合は次表の1時間単位の超過時間数を乗じた額を加算するものとする。

| 職 種 | 1 時間単位 | 備 考                                                                                      |
|-----|--------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医 師 | ※    円 | 但し、従事時間が午後5時から同10時まで及び午前5時から同9時までの場合は左記単位の125/100を、又午後10時から午前5時までの場合は150/100により算出した額とする。 |
| 看護婦 | ※    円 |                                                                                          |
| 事 務 | ※    円 |                                                                                          |

(医薬品等の実費弁償)

第2 医療救護班が、携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の費用は、実費とする。

2 後方医療施設及び、救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷に係る経費は実費とする。

(扶助費)

第3 医療救護に従事した者が負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金については、その者が通常得ている収入の額を基準として、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき算出した額とする。

(合同訓練参加経費)

第4 合同訓練参加者に対する実費弁償の額は、次のとおりとする。

- (1) 医 師            ※    円
- (2) 看護婦            ※    円
- (3) 事 務            ※    円

2 医薬品等の実費弁償及び扶助費については、前第2及び第3の規定を準用する。

(医事紛争の処理)

第5 医療救護班が、転送した患者の診療について、この患者を診療した後方医療施設と患者との間に、医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡する。

- 2 甲は、前項の連絡をうけたときは、速やかに調査し、甲乙協議のうえ誠意をもって解決のため、適切な措置をとるものとする。

(未収金の処理)

第6 後方医療施設において、災害時の医療救護にかかる医療費の未収が生じたときは、速やかにとりまとめ別紙様式により甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、調査のうえ支払義務者に対し、当該請求分の支払いを督促するとともに、支払不能の事情が判明した場合は、乙と協議のうえ後方医療施設の負担とならないよう措置するものとする。

甲と乙とは、本覚書二通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を保有する。

昭和56年7月23日

東京都荒川区荒川2丁目2番3号  
甲 東京都荒川区  
荒川区長 町田健彦

東京都荒川区荒川5丁目5番4号  
乙 社団法人 荒川区医師会  
会長 近藤市雄

※ 費用弁償の金額は、東京都と社団法人東京都医師会とで取り交わされる「医療救護にかかる費用弁償等に関する覚書」の金額を準用する。

## 災害時における歯科医師会の協力に関する協定書

荒川区を「甲」とし、荒川区歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

## (総則)

第1条 この協定は、荒川区地域防災計画に基づき甲が行なう医療活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

## (医療救護班の派遣)

第2条 甲は、荒川区地域防災計画に基づき甲が行なう医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき医療救護班を編成し、甲が設置する救護所に派遣するものとする。

## (医療活動の場所)

第3条 乙所属の医療救護班は、甲が設置する救護所に派遣するものとする。

## (医療救護班の業務)

第4条 医療救護班の業務内容は、次のとおりとする。

なお、業務実施に際しては荒川区医師会と協力して行うこととする。

- (1) 傷病者の対する応急措置
- (2) 救護所における簡易な患者に対する治療

## (指揮命令)

第5条 医療救護班にかかる指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

## (医療費)

第6条 救護所における医療費は無料とする。

## (費用弁償等)

第7条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成・派遣に要する費用
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
- (3) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

## (細目)

第8条 この協定の実施に関する細目は別途定める。

## (協議)

第9条 この協定の実施に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

る。

甲と乙とは、本協議書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成7年6月15日

甲 東京都荒川区荒川2丁目2番3号  
東京都荒川区  
荒川区長 藤 枝 和 博

乙 東京都荒川区荒川4丁目2番21号  
荒川区歯科医師会  
代表者 会長 三 橋 定 男



災害時における歯科医師会の協力に関する協定細目

「災害時における歯科医師会の協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）第8条に基づく細目は、次のとおりとする。

（医療救護班の業務の内容）

第1条 協定書第4条に定める医療救護班の業務の内容については、甲が実施する医療救護活動実施場所までの出動及び医薬品等の運搬を含むものとする。

（医療救護班の派遣要請等）

第2条 協定書第2条に定める医療救護班の派遣要請及び協定書第2条に定める医療救護班の指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、保健衛生部長が区長名をもって行うものとする。ただし、部長が不在のときは、その職務を代理する者が行なうものとする。

（費用弁償の請求手続等）

第3条 協定書第7条に定める費用弁償及びその請求は、次のとおりとする。

- (1) 医薬品等の価格は、災害発生時直前のものとする。
- (2) 経費の請求・報告については、医療救護活動終了後、速やかに乙が一括して医薬品等提供請求書（別記第1号様式）に、医療救護活動報告書（別記第2号様式）を添えて請求するものとする。

（費用弁償等の支払い）

第4条 甲は、前条により請求・報告された費用弁償請求書等の内容を調査のうえ、適当と認めたときは、速やかにその額を乙に支払うものとする。

（訓練）

第5条 乙が甲の実施する訓練に参加を要請された場合は、協議を行なったうえ、協力するものとする。

（連絡）

第6条 乙における各会員への連絡は乙が行なうものとする。

災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定書

荒川区を「甲」とし、荒川区柔道接骨師会を「乙」とし、甲乙間において災害時における応急業務に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、荒川区内に地震、台風、その他の災害が発生し、または、発生するおそれがある場合に、甲が行なう災害応急対策業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(協力の内容)

第2条 乙が行なう協力の内容は、次の範囲とする。

- (1) 負傷者の対する応急手当（柔道整復師法に規定された業務の範囲）
- (2) 負傷者の対する応急手当に必要な衛生材料等の提供
- (3) 負傷者に対する応急手当に必要な労務の提供

(協力の要請)

第3条 甲が乙に対して協力を要請するときは、要請の理由、業務内容、日時、実施場所、その他必要事項を明らかにして要請しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、特別の理由がない限り、必要な業務を実施するものとする。

(指揮命令)

第5条 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整は、甲の指定する者が行う。

(費用負担)

第6条 甲は、乙の協力に係る衛生材料等の提供使用について、その実費を負担するものとする。

(損害補償)

第7条 この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、もしくは傷病にかかったときは、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和36年7月条例第8号）の規定に基づき、甲が補償するものとする。

(細目)

第8条 この協定の実施に関する細目は別途定める。

(協議)

第9条 この協定の実施に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協議書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成7年3月1日

甲 東京都荒川区荒川2丁目2番3号  
東京都荒川区  
荒川区長 藤 枝 和 博

乙 東京都荒川区西尾久6丁目2番12号  
東京都荒川区柔道接骨師会  
会長 相 田 正 明

## 災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定細目

荒川区を「甲」とし、荒川区柔道接骨師会を「乙」とし、甲乙間において、平成7年3月1日締結した「災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）第8条に基づく細目は、次のとおりとする。

## （協力の内容）

第1条 協定書第2条に定める労務の提供については、甲が行なう応急対策業務実施場所までの出勤及び衛生材料等の運搬を含むものとする。

## （協力の要請）

第2条 協定書第3条に定める甲の要請は、応急対策業務要請書（様式1）により乙に対して行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

2 乙に対する甲の要請は、保健衛生部長が区長名をもって行なうものとする。ただし、部長が不在のときは、その職務を代理する者が行なうものとする。

## （費用負担及び請求）

第3条 協定書第6条に定める費用の負担及びその請求は、次のとおりとする。

- (1) 衛生材料等の価格は、災害発生時直前のものとする。
- (2) 費用の請求・報告については、応急対策業務終了後、速やかに乙が一括して衛生材料等提供請求書（様式2）に、応急対策活動報告書（様式3）を添えて請求するものとする。

## （連絡継送）

第4条 乙における各会員への連絡継送は、乙が行なうものとする。

甲と乙とは、本細目2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成7年3月1日

甲 東京都荒川区荒川2丁目2番3号  
東京都荒川区  
荒川区長 藤 枝 和 博

乙 東京都荒川区西尾久6丁目2番12号  
東京都荒川区柔道接骨師会  
会長 相 田 正 明

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画及び荒川区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、電話等によることができるものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

- （1） 医薬品
- （2） 衛生材料
- （3） 医療器具
- （4） 前各号のほか、甲が指定するもの

（医薬品等の搬送等）

第5条 医薬品等の搬送については乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。

2 前項の規定による医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、甲が指定する。

3 第1項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

(費用負担)

第6条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る所要経費は、甲が負担するものとし、甲は請求書受理後、請求内訳を確認の上、適当と認めたときは、遅滞なくその支払いをするものとする。

(医薬品等の価格)

第7条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生時の直前における適正な価格とする。

(委任)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、その都度、甲乙協議の上決定する。

(有効期限)

第10条 この協定は、本協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかが解約を申出ない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

年 月 日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙

災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定書

災害時における応急医薬品の優先供給に関し、東京都荒川区（以下「甲」という。）と社団法人荒川区薬剤師会（以下「乙」という。）との間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、区内に災害が発生したときに東京都荒川区地域防災計画に基づく医療救護活動を円滑に行うために、区内や区内薬剤師会の協力を得て、応急医薬品及び衛生材料の確保を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害が発生し、応急医薬品の調達を必要と認めたときは、乙に対し応急医薬品の優先供給を要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲から優先供給の要請があったときは、甲の要請する応急医薬品を甲の指定する場所に納入するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、乙の納入した応急医薬品の代金及びその所要経費を負担するものとする。この場合の応急医薬品の価格は、当該災害の発生した直前の価格とする。

（細目）

第5条 この協定を実施するために必要な事項については別に定める。

（協議）

第6条 この協定及び協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定又は細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期限）

第7条 この協定の有効期間は、平成7年6月15日から平成8年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヵ月前までに甲乙なんら申し出がないときはこの協定は1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定の証として協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成7年6月15日

甲 東京都荒川区荒川2丁目2番3号  
東京都荒川区  
荒川区長 藤 枝 和 博

乙 東京都荒川区荒川2丁目5番2号  
社団法人荒川区薬剤師会  
代表者 会長 濱 野 勝 助



災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定細目

平成7年6月15日付をもって締結した「災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定書」（以下「協定書」という。）第5条に基づく細目は次のとおりとする。

（要請の手続）

第1条 協定書第2条に定める甲の要請は、応急医薬品供給要請書（別記様式1）により行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭により行い、後日文書をもって処理するものとする。

2 要請は会長に対して行う。会長に事故ある時は、あらかじめ会長の指名したものに対し行うものとする。

（納品及び検査）

第2条 乙は、甲の要請により応急医薬品を納入したときは、納品書2通を作成し、甲に提出する。

2 甲は、納入された応急医薬品と納入書を確認し、納入書1通に確認者の職氏名を記入し、乙に戻すものとする。

（費用の請求）

第3条 協定書第4条の規定により費用の請求は会長が一括とりまとめて区長に行うものとする。

（報告）

第4条 甲は、乙の組合員に対して毎年医薬品の数量について調査することができるものとする。

## 災害時における傷病者の搬送等の協力に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）、一般社団法人福祉移送ネットワークアイラス（以下「乙」という。）及び株式会社ライフリンクス（以下「丙」という。）は、災害時における傷病者の搬送等の協力に関する協定を次のとおり締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害において、荒川区地域防災計画に基づき傷病者の搬送等に対する乙及び丙の協力に関し必要な事項を定め、もって災害時における医療救護活動を円滑に実施することを目的とする。

## （業務内容）

第2条 前条の目的を達成するため、乙及び丙は、次に掲げる業務（以下「本業務」という。）の実施について甲に協力する。

- （1）搬送事業者との連絡窓口業務
- （2）傷病者の搬送に関する業務
- （3）医療救護活動の実施のために必要な人員及び携行する資器材等の輸送に関する業務
- （4）前各号に掲げるもののほか、甲乙丙協議の上、前条の目的達成のために必要と認めた業務

## （協力の要請）

第3条 甲は、荒川区地域防災計画に基づき本業務を実施する必要がある場合は、乙及び丙に対し、本業務の実施について協力を要請するものとする。

## （本業務の実施）

第4条 乙及び丙は、前条の規定により甲から本業務実施の要請があったときは、可能な限り、甲が指定する場所へ車両等を提供し、本業務を行うものとする。

- 2 乙及び丙は、前項の規定に基づき車両等を派遣した場合は、直ちに派遣状況等を甲に報告するものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、乙及び丙は、本業務の実施状況について甲の求めがあったときは、速やかに甲に報告するものとする。

## （費用負担）

第5条 乙が本業務の実施に要した次に掲げる費用については、甲の負担とし、甲からの支払が行われるまでの間は、乙が一時立替払するものとする。

- （1）乙が協力事業の実施に要した車両使用料及び人件費
  - （2）乙が協力事業の実施に要した高速道路等有料道路の通行料金及び有料駐車場の使用料金
  - （3）その他、甲が負担すべきと認めた費用
- 2 乙は、本業務の実施に要した費用の額が決定したときは、速やかに甲に請求する。

3 甲は、乙から前項の規定による請求があったときは、検査を行い、当該費用を乙に支払う。

（安全の確保）

第6条 乙は、車両の運行に当たり当該車両を利用する傷病者又は被災者等の安全の確保を行う。

2 乙は、運行上の安全を確保するため、経路の選定及び運行継続の可否を判断することができる。この場合において、乙は、甲にその旨を速やかに報告するものとする。

（事故等）

第7条 乙は、本業務の実施中に事故が発生したときは、甲に対し、直ちにその状況を報告するものとする。

（賠償）

第8条 甲は、その責に帰すべき事由により、本業務に提供された車両及び従事した者に損害を与えたときは、乙に対しその損害に相当する額の範囲内で賠償するものとする。

2 乙は、本業務の実施中にその責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害に相当する額の範囲内で賠償を行うものとする。

（損害補償）

第9条 甲の要請に基づき、本業務に従事した者が、本業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者にかかる損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）の定めるところに準じて、甲がその損害を補償する。

（連絡体制等）

第10条 甲、乙及び丙は、本業務の実施に係る管理責任者及びその連絡先を相互に定めるものとする。

（提供可能車両等の報告）

第11条 乙は、毎年度、災害時に提供可能な車両等の台数等について、甲に報告するものとする。

（協定期間及び更新）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲、乙または丙のいずれからこの協定終了の意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第13条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定の定めのない事項については、甲乙丙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、甲、乙及び丙は本協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年12月19日

甲 東京都荒川区荒川2丁目2番3号  
荒川区

代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都荒川区西日暮里5丁目23番3号  
冠第2ビル2F  
一般社団法人  
福祉移送ネットワークアイラス

代表理事 木本 誠二

丙 東京都荒川区西日暮里5丁目23番3号  
冠第2ビル2F  
株式会社ライフリンクス

代表取締役 山田 敏秀

## 災害時における緊急輸送業務に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）、東京都個人タクシー協同組合荒川支部（以下「乙」という。）及び荒川区内を管轄する警視庁警察署（以下「丙」という。）は、災害時における緊急輸送業務に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害において、荒川区地域防災計画に基づき甲及び丙が実施する緊急輸送業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

## （要請）

第2条 甲は、災害時の緊急輸送のために車両及び運転手等（以下「車両等」という。）を必要とするときは、乙に対して車両等による輸送の協力（以下「協力業務」という。）を要請することができる。

2 前項の要請は、あらかじめ車両数、日時、場所等を指定し行うものとする。

## （要請手続）

第3条 協力業務の要請は、荒川区災害対策本部長（以下「本部長」という。）が行う。ただし、災害の状況により荒川区災害対策副本部長、荒川区災害対策本部員又はこれに相当する者から要請を行うことができるものとする。

2 前項の要請は、次に掲げる事項を口頭、電話、ファックス、インターネット等により行うものとし、事後、甲は次の事項が記載された文書を乙に提出するものとする。

- （1） 要請を行った者の職氏名と担当者名
- （2） 要請の理由
- （3） 要請する車両の台数
- （4） 要請する運転手の人数
- （5） 履行の期日及び場所
- （6） その他必要な事項

## （協力業務）

第4条 乙が実施する協力業務は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 負傷者、職員等の人員、資機材等を搬送する車両の提供
- （2） 車両を運転する運転手の提供
- （3） 前2号に掲げるもののほか、本部長が特に必要と認める業務

## （緊急通行車両の確認）

第5条 丙は、災害時に交通規制を実施する場合、本協定に基づき提供された乙の車両が、緊急輸送業務に従事できるよう、所定の手続により、緊急通行車両の確認を行うものとする。

(費用負担)

第6条 この協定により乙が実施する協力業務に要した次に掲げる費用は、甲が負担する。

(1) 乙が協力事業の実施に要した車両使用料及び人件費

(2) 乙が協力業務の実施に要した高速道路等有料道路の通行料金及び有料駐車場の使用料金

(3) その他、甲が負担すべきと認めた費用

(費用の請求等)

第7条 乙は、協力業務が終了した後、速やかに甲に報告し、協力業務に要した費用を請求する。

2 甲は、前項による乙の請求があったときは、内容を確認の上支払うこととする。

(損害賠償)

第8条 甲は、甲の責に帰する理由により、業務に従事する車両等に損害を与え、又は滅失したときは乙に対して、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者は又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第9条 甲の要請に基づき、緊急輸送業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は応急措置の業務等により負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和36年荒川区条例第8号)の規定により処理するものとする。

(提供可能車両等の報告)

第10条 乙は、毎年度、災害時に提供可能な車両等の台数等について、甲に報告するものとする。

(期限)

第11条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲乙丙いずれからこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、当該有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定の解釈について、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙協議の上定めるものとする。

(代表警察署)

第13条 この協定の締結に当たり、警視庁荒川警察署を丙の代表とする。

上記協定締結の証として、本協定書を3通作成し、甲乙丙記名の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年4月15日

甲 東京都荒川区荒川2丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都荒川区西日暮里5丁目2番19号  
東京都個人タクシー協同組合荒川支部  
代表者 支部長 矢澤 滋敏

丙 代表警察署  
東京都荒川区荒川3丁目1番2号  
警視庁荒川警察署  
代表者 荒川警察署長 成瀬 太基

## 災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、荒川区内に災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1項に定める地震、風水害、その他の災害が発生し（以下「災害時」という。）、その災害により多数の死者が集中的に発生した場合における遺体の応急的処理に要する棺等葬祭用品の供給等（以下「供給等」という。）について、必要な手続きを定めることを目的とする。

## （協力要請）

第2条 甲は、災害時に棺等葬祭用品等を必要とするときは、乙に対し供給等の協力を要請（以下「協力要請」という。）することができるとし、乙は、実施細目で定める供給品等を甲に対して供給するものとする。

## （要請手続き）

第3条 協力要請は、荒川区災害対策本部長が行う。ただし、災害の状況により副本部長、本部員又はこれに相当する者（以下「要請者」という。）からも協力要請を行うことができる。

2 協力要請は、次に掲げる事項を口頭、電話、ファックス又はインターネット等により行うものとし、事後、甲は実施細目で定める様式の文書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名と担当者名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請の内容
- (4) 履行の期日及び場所
- (5) その他必要な事項

## （供給等業務）

第4条 協力要請が行われた場合、供給等に協力する乙の会員は、要請者の指示に従い、甲の指定する場所への葬祭用品の供給等の業務（以下「業務」という。）に従事するものとする。

## （報告）

第5条 乙は、業務に従事したときは、次に掲げる事項を口頭、電話、ファックス又はインターネットにより甲に報告するものとし、事後、実施細目で定める様式の文書を提出するものとする。

- (1) 供給等の内容
- (2) 従事者の氏名
- (3) 履行の期日及び場所
- (4) その他必要な事項

## （経費の負担）

第6条 供給等の業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

## （経費の請求）

第7条 乙は、業務に従事した後、速やかに業務の実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。



2 業務に加え、乙が遺族等の要請により、業務の範囲を越える行為を行った場合、この行為に相当する経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求するものとする。

(経費の支払い)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の請求があったときは、速やかに乙の指示する支払先にこれを支払うものとする。

(金額の決定)

第9条 甲が負担する業務に関する経費の金額は、災害発生の直前における災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく基準額を参考にして、甲乙協議の上決定するものとする。

(損害補償)

第10条 甲は、業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡したときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和36年条例第8号)に基づき、これを補償するものとする。

(損害賠償)

第11条 甲は、業務に従事した者が、甲の責めに帰すべき事由により乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、業務の実施に伴い、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(支援体制の整備)

第12条 乙は、災害時における業務が円滑に行われるよう、各会員のほか、広域応援体制及び情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

(災害時の情報提供)

第13条 乙は、業務従事中に現認した災害情報を、積極的に災害対策本部長等に提供するものとする。

(通知)

第14条 甲は、災害時における業務が円滑に行われるよう、協力要請の内容に重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。

(連絡責任者)

第15条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部防災課長とし、乙にあっては事務局専務理事とする。

(実施細目)

第16条 この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項は、甲乙協議の上、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第17条 この協定及びこの協定に基づく実施細目に定めのない事項又はこの協定及びこの協定に基づく実施細目の解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定する。

(実施日)

第18条 この協定は、協定締結の日から実施する。

(有効期間)

第19条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成12年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれからこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間はさらに1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成12年1月27日

(甲) 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
東京都荒川区  
荒川区長 藤 枝 和 博

(乙) 東京都港区虎ノ門五丁目13番1号  
社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会  
会 長 山 下 宗 吉

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定実施細目

(目的)

第1条 この実施細目は、災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定（以下「協定」という。）第2条、第3条第2項、第4条、第5条、第7条及び第16条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(供給品目等)

第2条 協定第2条に規定する乙が甲に対して協力する品目等は、次のとおりとする。

- (1) 内張り棺（8分厚桐張り、衣裳、棺用納棺セット等を含む）
- (2) ドライアイス
- (3) 骨壺等その他必要な物
- (4) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供

(要請手続)

第3条 協定第3条第2項に規定する甲が乙に提出する文書の様式は、様式第1のとおりとする。

(組合員の名簿)

第4条 乙は、協定第4条に規定する供給等に協力するため、事前に指定する乙の組合員名簿を甲に届け出ることとし、協定の有効期間を延長したときもその都度これを甲に届け出ることとする。

(供給等協力報告書)

第5条 協定第5条に規定する乙が甲に報告する文書の様式は、様式第2のとおりとする。

(経費の請求方法)

第6条 協定第7条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

この実施細目の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成12年1月27日

(甲) 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
東京都荒川区  
荒川区長 藤 枝 和 博

(乙) 東京都港区虎ノ門五丁目13番1号  
社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会  
会 長 山 下 宗 吉

## 災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と全東京葬祭業連合会（以下「乙」という。）は、災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、荒川区内に災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1項に定める地震、風水害、その他の災害が発生し（以下「災害時」という。）、その災害により多数の死者が集中的に発生した場合における遺体の応急的处理に要する棺等葬祭用品の供給等（以下「供給等」という。）について、必要な手続きを定めることを目的とする。

## （協力要請）

第2条 甲は、災害時に棺等葬祭用品等を必要とするときは、乙に対し供給等の協力を要請（以下「協力要請」という。）することができるとし、乙は、実施細目で定める供給品等を甲に対して供給するものとする。

## （要請手続き）

第3条 協力要請は、荒川区災害対策本部長が行う。ただし、災害の状況により副本部長、本部員又はこれに相当する者（以下「要請者」という。）からも協力要請を行うことができる。

2 協力要請は、次に掲げる事項を口頭、電話、ファックス又はインターネット等により行うものとし、事後、甲は実施細目で定める様式の文書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名と担当者名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請の内容
- (4) 履行の期日及び場所
- (5) その他必要な事項

## （供給等業務）

第4条 協力要請が行われた場合、供給等に協力する乙の会員は、要請者の指示に従い、甲の指定する場所への葬祭用品の供給等の業務（以下「業務」という。）に従事するものとする。

## （報告）

第5条 乙は、業務に従事したときは、次に掲げる事項を口頭、電話、ファックス又はインターネット等により甲に報告するものとし、事後、実施細目で定める様式の文書を提出するものとする。

- (1) 供給等の内容
- (2) 従事者の氏名
- (3) 履行の期日及び場所

(4) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 供給等の業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、業務に従事した後、速やかに業務の実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

2 業務に加え、乙が遺族等の要請により、業務の範囲を越える行為を行った場合、この行為に相当する経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求するものとする。

(経費の支払い)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の請求があったときは、乙に対して速やかにこれを支払うものとする。

(金額の決定)

第9条 甲が負担する業務に関する経費の金額は、災害発生の直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく基準額を参考にして、甲乙協議の上決定するものとする。

(損害補償)

第10条 甲は、業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡したときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年条例第8号）に基づき、これを補償するものとする。

(損害賠償)

第11条 甲は、業務に従事した者が、甲の責めに帰すべき事由により乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、業務の実施に伴い、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(支援体制の整備)

第12条 乙は、災害時における業務が円滑に行われるよう、各会員のほか、広域応援体制及び情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

(災害時の情報提供)

第13条 乙は、業務従事中に現認した災害情報を、積極的に災害対策本部長等に提供するものとする。

(通知)

第14条 甲は、災害時における業務が円滑に行われるよう、協力要請の内容に重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。

(連絡責任者)

第15条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部防災課長とし、乙にあっては事務局長とする。

(実施細目)

第16条 この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項は、甲乙協議の上、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第17条 この協定及びこの協定に基づく実施細目に定めのない事項又はこの協定及びこの協定に基づく実施細目の解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定する。

(実施日)

第18条 この協定は、協定締結の日から実施する。

(有効期間)

第19条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成12年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれからこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間はさらに1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成12年1月27日

(甲) 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
東京都荒川区  
荒川区長 藤 枝 和 博

(乙) 東京都文京区本駒込三丁目30番3号  
全東京葬祭業連合会  
会 長 佐 久 間 登

東京都葬祭業協同組合  
理事長 神 谷 忠 明

山手葬祭業協同組合  
理事長 佐 久 間 登

東武葬祭業協同組合  
理事長 泉 幸 延

東都聖典協同組合  
理事長 井 上 晴 雄

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定実施細目

(目的)

第1条 この実施細目は、災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定（以下「協定」という。）第2条、第3条第2項、第4条、第5条、第7条及び第16条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(供給品目等)

第2条 協定第2条に規定する乙が甲に対して協力する品目等は、次のとおりとする。

- (1) 内張り棺（8分厚桐張り、衣裳、棺用納棺セット等を含む）
- (2) ドライアイス
- (3) 骨壺等その他必要な物
- (4) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供

(要請手続)

第3条 協定第3条第2項に規定する甲が乙に提出する文書の様式は、様式第1のとおりとする。

(組合員の名簿)

第4条 乙は、協定第4条に規定する供給等に協力するため、事前に指定する乙の組合員名簿を甲に届け出ることとし、協定の有効期間を延長したときもその都度これを甲に届出ることとする。

(供給等協力報告書)

第5条 協定第5条に規定する乙が甲に報告する文書の様式は、様式第2のとおりとする。

(経費の請求方法)

第6条 協定第7条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

この実施細目の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成12年1月27日

(甲) 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
東京都荒川区  
荒川区長 藤 枝 和 博

(乙) 東京都文京区本駒込三丁目30番3号  
全東京葬祭業連合会  
会 長 佐 久 間 登

東京都葬祭業協同組合  
理事長 神 谷 忠 明



山手葬祭業協同組合

理事長 佐久間 登

東武葬祭業協同組合

理事長 泉 幸延

東都聖典協同組合

理事長 井上 晴雄

## 災害時における弾性ストックング等の供給に関する協定書

(趣旨)

第1条 荒川区（以下「甲」という。）と一般社団法人災害用弾性ストックング協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所生活の設営等に必要な弾性ストックング等（以下「物資」という。）の供給に関する事項について協定を締結する。

(供給に関する事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の供給に関する事項は、原則として、甲の区域内において地震、風水害その他災害が発生し、乙からの物資の供給が必要と認められる場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

2 甲の災害時相互応援協定締結自治体等から物資の供給について甲に要請があったときは、甲は、乙を物資の供給元として災害時相互応援協定締結自治体等に斡旋することができるものとする。

(協力の要請及び受諾等)

第3条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、救援物資供給要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、乙の協会員のうち、以下の条件を満たすものを選定する。

- (1) 生産設備が被災しておらず、甲の要請を満たす生産能力を有しているもの
- (2) 甲の要請に優先的に対応することが可能なもの

3 乙は、前項の条件を満たす協会員を選定し、当該協会員の承諾を得たときは、甲に対して次の事項を連絡するものとする。

- (1) 協会員の名称、所在地
- (2) 連絡窓口、連絡方法
- (3) 数量、提供可能時期
- (4) その他必要な事項

4 乙から前項の連絡を受けた後、甲は、前項の承諾をした乙の協会員（以下「協会員」という。）と物資の供給に必要な基本的条件について協議するものとする。

(物資の種類)

第4条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害用弾性ストックング
- (2) その他災害対応に資する乙の協会の取扱商品

(物資の引渡し)

第5条 協会は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲が指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

- 2 協会は、可能な限り物資の使用方法を指導できる者を派遣し、避難所の運営等が円滑に進むよう努めることとする。
- 3 協会は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(経費等の負担及び請求等)

第6条 甲の要請により協会が供給した物資の代金及び運搬に要した経費(以下「経費等」という。)は、災害時直前の適正価格を基準とし、甲及び協会が協議して決定するものとする。

- 2 業務に要した経費等については、相当額を甲が負担する。
- 3 協会は、前項の経費等を集計し、積算根拠を示す資料を添付して、甲に請求するものとする。
- 4 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払いを行うものとする。

(連絡窓口及び連絡体制)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

- 2 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、協会に対する連絡体制の確立を図るものとする。

(情報の共有等)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、協会の生産能力及び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。

3 乙は、日頃より、本協定の趣旨及び手続等についての協会員の理解を深めるよう努力するものとする。

(実施細目)

第9条 本協定に基づく災害時における弾性ストッキング製品の供給に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、甲又は乙で既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の日の1か月前までに、甲と乙のいずれからでも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間継続するものとし、以後この例による。

2 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約希望日1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。なお、乙の協会員はこの協定の写しを所持する。

令和2年12月10日

甲 荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都渋谷区神宮前6丁目27番8号  
京セラ原宿ビル4階(福助(株)東京本社内)  
一般社団法人災害用弾性ストッキング協会  
代表者 代表理事 山下 竜一

## 災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）は、災害時における霊柩自動車等輸送の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、荒川区内に災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1項に定める地震、風水害、その他の災害が発生し（以下「災害時」という。）、その災害により多数の死者が集中的に発生した場合における遺体の搬送（以下「遺体搬送」という。）について、必要な手続きを定めることを目的とする。

## （要請）

第2条 甲は、災害時の遺体搬送のための車両を必要とするときは、乙に対して霊柩自動車等による輸送の協力を要請（以下「協力要請」という。）するものとする。

## （要請手続き）

第3条 協力要請は、荒川区災害対策本部長が行う。ただし、災害の状況により副本部長、本部員又はこれに相当する者（以下「要請者」という。）からも協力要請を行うことができるものとする。

2 協力要請は、次に掲げる事項を口頭、電話、ファックス又はインターネット等により行うものとし、事後、甲は実施細目で定める様式の文書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名と担当者名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請する車両台数
- (4) 履行の期日及び場所
- (5) その他必要な事項

## （輸送業務）

第4条 協力要請が行われた場合、輸送に従事する乙の会員は、要請者の指示に従い、斎場等への遺体の輸送業務（以下「業務」という。）に従事するものとする。

2 乙の会員は、甲の協力要請に基づき、甲指定の履行場所へ参集するものとする。

## （報告）

第5条 乙は、業務に従事したときは、次に掲げる事項を口頭、電話、ファックス又はインターネット等により甲に報告するものとし、事後、実施細目で定める様式の文書を提出するものとする。

- (1) 従事した車両及び従事者
- (2) 従事日数及び走行距離
- (3) その他必要な事項

## （経費の負担）

第6条 業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

## (経費の請求)

第7条 乙は、業務に従事した後、速やかに業務の実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

2 業務に加え、乙が遺族等の要請により、業務の範囲を越える行為を行った場合、この行為に相当する経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求するものとする。

## (経費の支払い)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の請求があったときは、乙に対して速やかにこれを支払うものとする。

## (金額の決定)

第9条 甲が負担する業務に関する経費の金額は、災害発生直前における関東運輸局長への届出運賃を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

## (損害補償)

第10条 甲は、業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡したときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年条例第8号）に基づき、これを補償するものとする。

## (損害賠償)

第11条 甲は、業務に従事した者が、甲の責めに帰すべき事由により乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、業務の実施に伴い、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

## (支援体制の整備)

第12条 乙は、災害時における業務が円滑に行われるよう、関東各支部のほか、広域応援体制及び情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

## (災害時の情報提供)

第13条 乙は、業務従事中に現認した災害情報を、積極的に災害対策本部長等に提供するものとする。

## (職員の同乗等)

第14条 災害対策本部長は、必要に応じ、乙の遺体搬送車両に職員を同乗させることができるものとする。

2 乙は、業務を実施しようとするときは、必要に応じ、災害対策本部長に職員の同乗を要請することができるものとする。

## (通知)

第15条 甲は、災害時における業務が円滑に行われるよう、協力要請の内容に重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。

## (連絡責任者)

第16条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部防災課長とし、乙にあって

は東京都支部長とする。

(実施細目)

第17条 この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項は、甲乙協議の上、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第18条 この協定及びこの協定に基づく実施細目に定めのない事項又はこの協定及びこの協定に基づく実施細目の解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定する。

(実施日)

第19条 この協定は、協定締結の日から実施する。

(有効期間)

第20条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成12年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれからこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間はさらに1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成12年1月27日

(甲) 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
東京都荒川区  
荒川区長 藤 枝 和 博

(乙) 東京都新宿区四谷三丁目2番地  
トラック会館  
社団法人全国霊柩自動車協会  
会 長 一 柳 鐸

災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定実施細目

(目的)

第1条 この実施細目は、災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定（以下「協定」という。）第3条第2項、第4条、第5条、第7条及び第17条の規定に基づき、協定の実施に必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(要請手続)

第2条 協定第3条第2項に規定する甲が乙に提出する文書の様式は、様式第1のとおりとする。

(会員の名簿)

第3条 乙は、協定第4条の業務に協力するため、事前に指定する乙の会員名簿を甲に届け出ることとし、協定の有効期間を延長したときもその都度これを甲に届け出ることとする。

(輸送協力報告書)

第4条 協定第5条に規定する乙が甲に報告する文書の様式は、様式第2のとおりとする。

(経費の請求方法)

第5条 協定第7条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す輸送業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(実施日)

第6条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

この実施細目の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成12年1月27日

(甲) 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
東京都荒川区  
荒川区長 藤 枝 和 博

(乙) 東京都新宿区四谷三丁目2番地  
トラック会館  
社団法人全国霊柩自動車協会  
会 長 一 柳 鐸



## 災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と株式会社大起エンゼルヘルプ（以下「乙」という。）とは、災害時における東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）における帰宅困難者の一時滞在施設の協力について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他災害（以下「災害」という。）により、荒川区内に多数の帰宅困難者が発生した際、帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設（以下「一時滞在施設」という。）として、甲の要請により、乙の管理する施設の一部を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

## （協力事項）

第2条 甲が乙に対し帰宅困難者への支援に関して協力を要請する事項は、次のとおりとする。

- （1）一時滞在施設として、乙の管理施設（所在地：東京都荒川区荒川八丁目8番3号）の1階内に存するデイサービスセンター、多目的交流スペース及び地域交流スペースを提供すること。
- （2）前号の乙の管理施設内のトイレ等を提供すること。
- （3）乙が備蓄する飲料水、食料等を提供すること。
- （4）知り得た災害に関する情報、公共交通機関の運行情報及び道路情報等を提供すること。
- （5）誘導及び経路等を案内すること。
- （6）前5号に関して必要な人員を提供すること。
- （7）その他乙が甲に協力できる事項

## （要請）

第3条 甲は、乙に対し前条に定める協力事項の実施を要請するときは、文書により通知する。ただし、緊急を要する場合は、口頭により協力を要請し、後日、速やかに文書により通知するものとする。ただし、乙は、状況に応じて、甲の要請によらずとも帰宅困難者の受入れ等について判断するものとする。

## （開設期間及び受入れ人数）

第4条 一時滞在施設の開設期間は、災害発生の日から概ね3日間とする。ただし、開設期間は、甲乙協議の上、延長することができるものとする。

2 一時滞在施設の受入れ人数は、施設の規模を勘案して、96人を上限とする。

## （費用の負担）

第5条 乙が実施した第2条各号に掲げる協力業務（以下「協力業務」という。）に要し

た費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定により甲が補填する費用は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に定める災害発生の直前における基準額を参考として、甲乙協議の上で決めるものとする。

（費用の請求）

- 第6条 乙は、協力業務が終了した後、速やかに甲に報告し、その費用について、甲に対し当該費用の積算根拠を示す文書を添付の上、一括して文書により請求するものとする。

（費用の支払）

- 第7条 甲は、前条の規定に基づき乙から当該費用の請求があったときは、その内容を確認の上、乙に対し速やかに当該費用を支払うものとする。

（損害賠償）

- 第8条 甲は、甲の責に帰する理由により、乙から提供された施設に損害を与えたときは、乙に対してその損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、協力業務の実施中に乙の責に帰する事由により、受け入れた帰宅困難者等に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

（災害補償）

- 第9条 第2条各号に掲げる協力業務に従事した者が、当該業務により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急措置の業務等により負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）の規定により処理するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（守秘義務）

- 第10条 乙は、協力業務中に知り得た個人情報等を、甲以外のものに知らせてはならない。協力業務終了後も、また同様とする。

（有効期間）

- 第11条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、当該有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

- 第12条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲乙が協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各一通を保有するものとする。

平成26年1月20日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都荒川区町屋五丁目10番9号  
株式会社 大起エンゼルヘルプ  
代表者 代表取締役社長 小林 由憲

## 災害発生時における避難所等の設置運営に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と町屋文化センターの指定管理者である公益財団法人荒川区芸術文化振興財団（以下「乙」という。）は、大地震や大規模な水害、火災、事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が荒川区地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、業務を円滑に行う上で必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、災害時等にあつて、かつ荒川区内で避難所などの災害応急復旧対策活動のための拠点等が必要な場合において、荒川区立町屋文化センターを活用して円滑な対応ができるよう、必要な事項を定めるものである。

## （対象施設）

第2条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 荒川区立町屋文化センター

所在地 東京都荒川区荒川七丁目20番1号

## （避難所等開設の通知）

第3条 甲は、災害時等において、前条に規定する施設（以下「指定施設」という。）を住民の避難所又は帰宅困難者等の一時滞在施設及び荒川区災害対策本部の活動拠点並びに遺体安置所、資機材保管場所等の災害応急復旧対策活動のための施設（以下「避難所等」という。）として開設する場合は、荒川区長名により、指定施設の長に対して通知する。

2 指定施設の具体的な用途は、前項の通知の際に指定する。

## （災害時等の指定管理業務）

第4条 乙は、災害時等にあつては、施設利用者の安全確保のための対策を行う。

2 乙は、前項に加え、指定施設の緊急点検や応急修繕を実施する。

3 乙は、荒川区内のいずれかの地域で震度5強以上の地震が発生した場合、夜間、休日等の別を問わず、直ちに前2項に定める安全確保・施設緊急点検等を行うものとする。

## （避難所等の運営への協力）

第5条 乙は、第2条に規定する施設が、被災する等やむを得ない事情がある場合を除き、甲の指示に基づき避難所等の運営に協力する。ただし、自らが被災する等止むを得ない事情がある場合については、この限りではない。

- 2 乙は、自らが被災する等止むを得ない事情により、利用者等の安全確保、指定施設の緊急点検等に対応できない場合は、速やかにその状況を甲に報告する。
- 3 乙は第4条に規定する緊急点検を行い、指定施設が使用することができることの可否について、一義的判断を行い、甲にその状況を報告する。
- 4 乙が担当する避難所における具体的な業務内容は、甲が指定する。

(実施体制)

- 第6条 甲と乙は、あらかじめ前条に規定する災害時等における担当業務の具体的内容について協議し、それを明確にするとともに、実施するために双方の指揮命令系統、責任体制等（以下、「体制等」という。）を明らかにしなければならない。
- 2 前項の内容に変更が生じた場合は、甲乙協議の上、体制等を変更することができる。
  - 3 甲と乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(費用負担)

- 第7条 災害時等の使用により、指定管理施設に発生した損害、甲の施設使用により発生した費用等については、甲乙の協議により決定するものとする。

(備蓄及び訓練等)

- 第8条 乙は、管理する施設及び設備等について、災害時等に備え、安全性の確保、消火、救出救助等のための資機材の整備、飲料水、食糧等の備蓄、その他を講じなければならない。
- 2 乙は、積極的に防災区民組織等と連携を図るよう努めるものとする。
  - 3 乙は、災害時等の予防のため、あらかじめ具体的計画を記載したマニュアルを整備するなど、防災等の体制を整え、職員への必要な訓練を行うとともに、区や地域住民が行う防災訓練等に積極的に参加するよう努めなければならない。

(補償等)

- 第9条 甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）第5条の規定を準用し、同上に定める損害補償の基準の額を限度として、補償を行う。
- 2 甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を与え

た場合において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行う。

(荒川区外における災害時等における協力)

第10条 甲は、荒川区外における災害時等により、指定管理施設を避難所等として使用する必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

(その他)

第11条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで(指定期間と同一の期間)とする。又、本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和5年4月1日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
荒川区長 西 川 太 一 郎

乙 東京都荒川区荒川七丁目20番1号  
荒川区立町屋文化センター内  
公益財団法人 荒川区芸術文化振興財団  
代表者 理事長 阿 久 戸 光 晴

災害時における帰宅困難者の一時滞在施設等に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と学校法人東京朝鮮学園（以下「乙」という。）は、災害対策の充実及び地域貢献を目的として、災害時における帰宅困難者の一時滞在施設等に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）により荒川区内に帰宅困難者が生じた際に、帰宅困難者への支援（以下「支援」という。）のため、一時滞在施設としての乙の管理施設の使用その他支援に係る協力について、必要な事項を定めるものとする。

（一時滞在施設）

第2条 この協定における一時滞在施設は、次に掲げる乙の管理施設とする。

| 名 称          | 位 置               |
|--------------|-------------------|
| 東京朝鮮第一幼初中級学校 | 東京都荒川区東日暮里三丁目8番5号 |

（協力業務）

第3条 甲は、災害により帰宅困難者が生じたときは、乙に対し、支援のために次に掲げる事項の協力（以下「協力業務」という。）を要請するものとする。

- （1） 乙の管理施設に存する多目的室及び講堂を提供すること。
- （2） 乙の管理施設内のトイレ等を提供すること。
- （3） 甲と協力して食料の提供等を行うこと。
- （4） 知り得た災害に関する情報、公共交通機関の運行情報及び道路情報等を提供すること。
- （5） その他乙が甲に協力できること。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、乙の管理施設に避難を希望する地域住民がいるときは、これを受け入れ、協力業務を行うものとする。

（要請）

第4条 甲は、第3条の規定による要請をするときは、乙に対し、文書により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、後日速やかに文書により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲の要請がない場合であっても、状況に応じて帰宅困難者の受け入れ等について判断するものとする。

（実施期間及び受入人数）

第5条 一時滞在施設及び協力業務の実施期間は、災害発生の日からおおむね3日間とする。ただし、実施期間は、甲と乙の協議により延長することができる。

2 一時滞在施設の受入人数は、施設の規模を勘案して、275人を上限とする。

(費用の負担)

第6条 乙が実施した協力業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、甲と乙の協議により決めるものとする。

(損害賠償)

第7条 甲は、協力業務の実施中に、甲の責に帰する事由により乙の管理施設に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、協力業務の実施中に、乙の責に帰する事由により帰宅困難者等に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合においては、乙は、事故発生の後速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、協力業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和36年荒川区条例第8号)に基づき補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、協力業務の実施中に知り得た個人情報を、甲以外のものに知らせてはならない。協力業務終了後も、また同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲と乙のいずれからこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲と乙の協議により定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。



平成26年6月11日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都北区十条台二丁目6番32号  
学校法人 東京朝鮮学園  
代表者 理事長 金 順彦

## 災害時における帰宅困難者の一時滞在施設等に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と立正佼成会（以下「乙」という。）は、災害時における帰宅困難者の一時滞在施設等に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、災害対策の充実及び地域貢献を目的として、地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）により荒川区内に帰宅困難者が生じた際に、帰宅困難者への支援（以下「支援」という。）のため、一時滞在施設としての乙の管理施設の使用その他支援に係る協力について、必要な事項を定めるものとする。

## （一時滞在施設等）

第2条 この協定における一時滞在施設等は、次に掲げる乙の管理施設とする。

| 名 称       | 位 置             |
|-----------|-----------------|
| 立正佼成会荒川教会 | 東京都荒川区荒川二丁目1番3号 |

## （協力業務）

第3条 甲は、災害により帰宅困難者が生じたときは、乙に対し、支援のために次に掲げる事項の協力（以下「協力業務」という。）を要請するものとする。

- （1） 乙の管理施設に存する法座席（乙が指定する範囲を除く。）、玄関ホール及び休憩コーナーを提供すること。
- （2） 乙の管理施設内のトイレ等を提供すること。
- （3） 甲と協力して食料の提供等を行うこと。
- （4） 知り得た災害に関する情報、公共交通機関の運行情報及び道路交通情報等を提供すること。

2 前項の規定のほか、甲は、乙に対し、救援物資等の配給場所の提供及び配給作業に関する協力を要請するものとする。

3 前2項に掲げるもののほか、甲は、乙に対し、乙の対応可能な範囲の協力を要請できるものとする。

## （要請）

第4条 甲は、前条の規定による要請をするときは、乙に対し、文書により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、後日速やかに文書により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲の要請がない場合であっても、状況に応じて帰宅困難者の受け入れ等について判断するものとする。

## （実施期間及び受入人数）

第5条 一時滞在施設及び協力業務の実施期間は、災害発生の日からおおむね3日間とする。ただし、実施期間は、甲と乙の協議により延長することができる。

2 一時滞在施設の受入人数は、施設の規模を勘案して、160人を上限とする。

(費用の負担)

第6条 乙が実施した協力業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、甲と乙の協議により決めるものとする。

(損害賠償)

第7条 甲は、協力業務の実施中に、甲の責に帰する事由により乙の管理施設に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、協力業務の実施中に、明らかに乙の責に帰する事由により帰宅困難者等に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合においては、乙は、事故発生の後速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、協力業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）に基づき補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、協力業務の実施中に知り得た個人情報、甲以外のものに知らせてはならない。協力業務終了後も、また同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成28年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲と乙のいずれからこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲と乙の協議により定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年10月30日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都杉並区和田二丁目11番1号  
立正佼成会  
代表者 代表役員 川端 健之

大規模地震等の災害時における創価学会荒川文化会館施設の一時滞在施設使用に関する申し合わせ事項確認書

創価学会東京事務局（以下「甲」という。）と荒川区（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害発生時における帰宅困難者の緊急避難のため、甲が荒川文化会館（以下「施設」という。）の一部を一時滞在施設として提供する場合の申し合わせ事項を次のとおり確認する。

（一時滞在施設の定義）

本確認書にいう一時滞在施設とは、大規模地震等の災害発生時に生じた帰宅困難者のために乙が指定し、提供する一時的な滞在施設のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものである。

したがって、施設提供の終了後は、帰宅困難者は施設から移動することを確認する。

（施設提供の開始）

大規模地震等の災害が発生し、乙から甲に対し施設提供の要請があった場合、甲は、帰宅困難者の安全確保のため、施設の被害状況を確認し提供の可否を判断した後、乙に連絡するものとする。甲は、被害状況によっては、二次災害を防ぐため施設を提供しない場合がある。また、いかなる場合も、乙は、施設を無許可で使用しない。

（施設の使用範囲・収容可能人数）

施設の安全な使用のため、施設内で一時滞在施設として使用する範囲及び収容人数をあらかじめ以下のとおり定める。乙は、その範囲で適切な使用を心がけるものとする。

荒川文化会館（東京都荒川区町屋七丁目10番4号）

池田講堂300名、創価の間100名、 合計400名

（施設の運営）

施設の運営は、甲が指揮権限を持つ。甲は、乙と協議の上、運営本部を設置し運営方法を適宜協議する。

（甲が施設を使用しているときに大規模地震等の災害が発生した場合の措置）

甲の会員が施設を使用中に大規模地震等の災害が発生した場合は、在館者の避難所としての利用を優先する。この場合、施設内の状況を考慮し、甲乙は帰宅困難者の収容人数等を協議及び調整するものとする。

（施設提供の終了）

大規模地震等の災害発生後3日間を目途に、甲乙協議の上、施設提供の終了を判断する。  
施設提供が終了した場合、乙は帰宅困難者に対し、施設から移動するよう指示する。

(施設の原状回復)

乙は、甲の許可なく、甲の施設の造作、模様替え等を行わない。乙が、甲の施設又は備品を乙の責に帰すべき事由によって汚損、破壊、滅失したとき、若しくは甲に無断で施設の現状を変更したときは、乙は、施設退去後速やかに、乙の負担により原状回復しなければならない。

(双方の協議)

甲及び乙は、被災時に備えた円滑な運営のため、必要に応じ協議の場を持ち、この申し合わせ事項を確認し、責任者名簿の交換、緊急連絡体制の確認等を行う。

本確認書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年10月30日

|     |     |                |
|-----|-----|----------------|
|     | 所在地 | 東京都新宿区信濃町2-2-3 |
| (甲) | 名 称 | 創価学会 東京事務局     |
|     | 代表者 | 事務局長 藤村 潔      |

|     |     |               |
|-----|-----|---------------|
|     | 所在地 | 東京都荒川区荒川2-2-3 |
| (乙) | 名 称 | 荒川区           |
|     | 代表者 | 区長 西川 太一郎     |

大規模地震等の災害時における創価学会荒川平和会館施設の一時滞在施設使用に関する申し合わせ事項確認書

創価学会東京事務局（以下「甲」という。）と荒川区（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害発生時における帰宅困難者の緊急避難のため、甲が荒川平和会館（以下「施設」という。）の一部を一時滞在施設として提供する場合の申し合わせ事項を次のとおり確認する。

（一時滞在施設の定義）

本確認書にいう一時滞在施設とは、大規模地震等の災害発生時に生じた帰宅困難者のために乙が指定し、提供する一時的な滞在施設のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものである。

したがって、施設提供の終了後は、帰宅困難者は施設から移動することを確認する。

（施設提供の開始）

大規模地震等の災害が発生し、乙から甲に対し施設提供の要請があった場合、甲は、帰宅困難者の安全確保のため、施設の被害状況を確認し提供の可否を判断した後、乙に連絡するものとする。甲は、被害状況によっては、二次災害を防ぐため施設を提供しない場合がある。また、いかなる場合も、乙は、施設を無許可で使用しない。

（施設の使用範囲・収容可能人数）

施設の安全な使用のため、施設内で一時滞在施設として使用する範囲及び収容人数をあらかじめ以下のとおり定める。乙は、その範囲で適切な使用を心がけるものとする。

荒川平和会館（東京都荒川区東尾久五丁目10番12号）

常勝の間200名、栄光の間60名、 合計260名

（施設の運営）

施設の運営は、甲が指揮権限を持つ。甲は、乙と協議の上、運営本部を設置し運営方法を適宜協議する。

（甲が施設を使用しているときに大規模地震等の災害が発生した場合の措置）

甲の会員が施設を使用中に大規模地震等の災害が発生した場合は、在館者の避難所としての利用を優先する。この場合、施設内の状況を考慮し、甲乙は帰宅困難者の収容人数等を協議及び調整するものとする。

（施設提供の終了）

大規模地震等の災害発生後3日間を目途に、甲乙協議の上、施設提供の終了を判断する。  
施設提供が終了した場合、乙は帰宅困難者に対し、施設から移動するよう指示する。

(施設の原状回復)

乙は、甲の許可なく、甲の施設の造作、模様替え等を行わない。乙が、甲の施設又は備品を乙の責に帰すべき事由によって汚損、破壊、滅失したとき、若しくは甲に無断で施設の現状を変更したときは、乙は、施設退去後速やかに、乙の負担により原状回復しなければならない。

(双方の協議)

甲及び乙は、被災時に備えた円滑な運営のため、必要に応じ協議の場を持ち、この申し合わせ事項を確認し、責任者名簿の交換、緊急連絡体制の確認等を行う。

本確認書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年10月30日

|     |     |                |
|-----|-----|----------------|
|     | 所在地 | 東京都新宿区信濃町2-2-3 |
| (甲) | 名 称 | 創価学会 東京事務局     |
|     | 代表者 | 事務局長 藤村 潔      |

|     |     |               |
|-----|-----|---------------|
|     | 所在地 | 東京都荒川区荒川2-2-3 |
| (乙) | 名 称 | 荒川区           |
|     | 代表者 | 区長 西川太一郎      |



災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と株式会社千代田セレモニー（以下「乙」という。）は、災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）  
 第1条 この協定は、災害対策の充実及び地域貢献を目的として、地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）により荒川区内に帰宅困難者（災害により交通機関が途絶等したため帰宅することが困難になった者をいう。以下同じ。）が生じた際に、帰宅困難者への支援（以下「支援」という。）のため、一時滞在施設としての乙の管理施設の使用その他支援に係る協力について、必要な事項を定めるものとする。

（一時滞在施設）  
 第2条 この協定における一時滞在施設は、次に掲げる乙の管理施設とする。

| 名 称           | 位 置                |
|---------------|--------------------|
| メモリアルセレス千代田21 | 東京都荒川区西日暮里六丁目55番1号 |

（協力業務）  
 第3条 甲は、災害により帰宅困難者が生じたときは、乙に対し、支援のために次に掲げる事項の協力（以下「協力業務」という。）を要請するものとする。

- （1） 乙の管理施設に存する次の表に掲げる場所を提供すること。
- |    |                     |
|----|---------------------|
| 1階 | エントランス、アトリウム、ご相談サロン |
| 2階 | ロビー・記帳所             |
| 3階 | 式場「白山」              |
| 4階 | 式場「乗鞍」、会席室「富士」      |
| 5階 | 会席室「那須」、式場「鳥海」      |
| 6階 | 大広間「千島1・2」、法事室「千島3」 |
- （2） 乙の管理施設内のトイレ等を提供すること。  
 （3） 甲の協力のもと食料の提供等を行うこと。  
 （4） 知り得た災害に関する情報、公共交通機関の運行情報及び道路交通情報等を提供すること。  
 （5） 管理施設内の誘導及び経路等の案内に関すること。  
 （6） 前各号の実施に関して必要な人員を提供すること。  
 （7） その他乙が甲に協力できること。

（要請）  
 第4条 甲は、前条の規定による要請をするときは、乙に対し、文書により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、後日速やかに文書により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲の要請がない場合であっても、状況に応じて帰宅困難者の受け入れ等について判断するものとする。

(実施期間及び受入人数)

第5条 一時滞在施設及び協力業務の実施期間は、災害発生の日からおおむね3日間とする。ただし、実施期間は、甲と乙の協議により延長することができる。

2 一時滞在施設の受入人数は、施設の規模を勘案して、1,240人を上限とする。

(費用の負担)

第6条 乙が実施した協力業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、甲と乙の協議により決めるものとする。

(損害賠償)

第7条 甲は、協力業務の実施中に、甲の責に帰する事由により乙の管理施設に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、協力業務の実施中に、乙の責に帰する事由により帰宅困難者等に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合においては、乙は、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、乙が実施した協力業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和36年荒川区条例第8号)に基づき補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、協力業務の実施中に知り得た個人情報を、甲からの求めを除き、他のものに知らせてはならない。協力業務終了後も、また同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成28年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲と乙のいずれからこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲と乙の協議により定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年11月18日

- 甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎
- 乙 東京都荒川区西日暮里二丁目39番4号  
株式会社 千代田セレモニー  
代表者 代表取締役社長 細谷 早苗

## 災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）とトキアス管理組合（以下「乙」という。）は、災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協力に関して、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、災害対策の充実及び地域貢献を目的として、荒川区内に帰宅困難者が発生した際に、帰宅困難者に対する支援（以下「支援」という。）のため、一時滞在施設として乙が提供する乙の管理施設の使用その他支援に係る協力について、必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）「災害等」とは、主に大規模地震を中心とした風水害その他の災害をいう。
- （2）「帰宅困難者」とは、大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しが不明な場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- （3）「一時滞在施設」とは、帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- （4）「施設管理者」とは、一時滞在施設を管理する個人または団体もしくは事業者等をいう。

## （協力内容）

第3条 甲は、災害等により帰宅困難者が発生したときは、乙に対し、支援のために次に掲げる事項の全部または一部の協力（以下「協力活動」という。）を要請することができる。

- （1）一時滞在施設として、乙の管理施設（所在地：東京都荒川区南千住八丁目1番1号）の共用部分の一部を提供すること。
- （2）前号の乙の管理施設内のトイレ等を提供すること。
- （3）乙が備蓄する飲料水・食料・毛布等を可能な範囲で提供すること。
- （4）知り得た災害に関する情報、公共交通機関の運行情報及び道路交通情報等を提供すること。
- （5）乙の管理施設内の誘導及び経路等の案内に関すること。
- （6）前各号の実施に関して必要な人員を提供すること。
- （7）その他乙が帰宅困難者の受け入れ等に関して甲に協力できること。

## (開設の要請と受け入れ)

- 第4条 甲は、災害等により帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して、前条第1項第1号に掲げる乙の管理する施設を一時滞在施設として開設することを要請することができる。
- 2 甲は、前項の要請をするときは、乙に対し文書により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により要請し、後日速やかに文書により通知するものとする。
- 3 乙は、第1項の要請があった場合には、乙の管理する施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受け入れが可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。
- 4 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、乙は、甲の要請がない場合であっても、状況に応じて帰宅困難者の受け入れ等について判断するものとする。この場合、乙は可能な限り速やかに、甲に対して帰宅困難者の受け入れ開始をした旨を口頭または文書により報告するものとし、原則として甲はこれを認めるものとする。

## (施設の運営)

- 第5条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、内閣府の「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」に沿って、運営を行うものとする。

## (受入の解除)

- 第6条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。
- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
  - (2) 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が一時滞在施設としての運用が困難と判断した場合
  - (3) 乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断した場合
  - (4) その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

## (実施期間及び受入人数)

- 第7条 一時滞在施設の開設及び協力活動の実施期間は、災害発生の日から概ね3日間とする。ただし、実施期間は、甲と乙の協議により延長することができる。
- 2 一時滞在施設の受け入れ可能人数は、当該施設の規模を勘案して、概ね100名を上限

とする。

- 3 一時滞在施設の受け入れ対象者については、あらかじめ乙から甲に書面で通知するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が実施した協力活動に要した費用は、甲が負担する。

- 2 前項の規定する費用は、甲と乙の協議により決定するものとする。

(支援)

第9条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、物資の配備、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、乙の責に帰さない事由により、第3条各号の協力活動の実施に伴い、乙の管理施設に損害が発生したときは、その損害を賠償するものとする。

- 2 乙が第3条各号の協力活動の実施中に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

(災害補償)

第11条 甲は、乙が実施した協力活動に従事した者が、当該活動において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）」に基づき補償するものとする。ただし、当該活動に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、協力活動の実施中に知り得た個人情報について、甲から要請があった場合を除き、甲以外のものに知らせてはならない。協力活動終了後も、また同様とする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成31年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の2か月前までに、甲と乙のいずれからこの協定の解除又は変更もしくは見直しの申出がないときは、当該有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第14条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲と乙の協議により定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年5月11日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都荒川区南千住八丁目1番1号  
トキアス管理組合  
代表者 理事長 平澤 裕二

災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と町屋光明寺・東京御廟（以下「乙」という。）は、災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策の充実及び地域貢献を目的として、地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）により荒川区内に帰宅困難者（災害により交通機関が途絶等したため帰宅することが困難になった者をいう。以下同じ。）が生じた際に、帰宅困難者への支援（以下「支援」という。）のため、一時滞在施設としての乙の管理施設の使用その他支援に係る協力について、必要な事項を定めるものとする。

（一時滞在施設）

第2条 この協定における一時滞在施設は、次に掲げる乙の管理施設とする。

| 名 称          | 位 置             |
|--------------|-----------------|
| 町屋光明寺・東京御廟本館 | 東京都荒川区荒川七丁目5番8号 |

（協力業務）

第3条 甲は、災害により帰宅困難者が生じたときは、乙に対し、支援のために次に掲げる事項の協力（以下「協力業務」という。）を要請するものとする。

（1） 乙の管理施設に存する次の表に掲げる場所を提供すること。

| 階 数 | 名 称 |
|-----|-----|
| 1階  | 久恩殿 |
| 5階  | 本堂  |

（2） 乙の管理施設内のトイレ等を提供すること。

（3） 甲の協力のもと食料の提供等を行うこと。

（4） 知り得た災害に関する情報、公共交通機関の運行情報及び道路交通情報等を提供すること。

（5） 管理施設内の誘導及び経路等の案内に関すること。

（6） 前各号の実施に関して必要な人員を提供すること。

（7） その他乙が甲に協力できること。

（要請）

第4条 甲は、前条の規定による要請をするときは、乙に対し、文書により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、後日速やかに文書により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲の要請がない場合であっても、状況に応じて帰宅困難者の受け入れ等について判断するものとする。

（実施期間及び受入人数）

第5条 一時滞在施設及び協力業務の実施期間は、災害発生の日からおおむね3日間とす



る。ただし、実施期間は、甲と乙の協議により延長することができる。

2 一時滞在施設の受入人数は、施設の規模を勘案して、50人を上限とする。

(費用の負担)

第6条 乙が実施した協力業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、甲と乙の協議により決めるものとする。

(損害賠償)

第7条 甲は、乙の責に帰さない事由により、第3条各号の協力活動の実施に伴い、乙の管理施設に損害が発生したときは、その損害を賠償するものとする。

2 乙が第3条各号の協力活動の実施中に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

(災害補償)

第8条 甲は、乙が実施した協力業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）に基づき補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、協力業務の実施中に知り得た個人情報等を、甲からの求めを除き、他のものに知らせてはならない。協力業務終了後も、また同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和2年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲と乙のいずれからこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲と乙の協議により定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和元年8月27日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙 荒川区荒川七丁目5番8号  
町屋光明寺・東京御廟  
代表者 住職 大洞 龍徳

## 災害時における施設利用及び人的協力に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と学校法人北豊島学園（以下「乙」という。）は、災害時において、乙の管理する施設を甲が利用すること及び甲が実施する応急対策業務に対して乙が人的な協力を行うことに関して、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、荒川区内で災害が発生又は発生するおそれがある場合において、甲が、乙の管理する施設を地震時の避難所や風水害時の避難場所（以下「避難所等」という。）又は帰宅困難者の一時滞在施設として利用すること及び甲が実施する応急対策業務に対して乙が人的な協力を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

## （対象施設）

第2条 この協定の対象施設は、乙の管理する施設のうち、次の各号に掲げる場所とする。

- （1）東棟3階 第一体育館
- （2）東棟3階 小体育館
- （3）東棟1階 多目的ルーム
- （4）その他甲と乙の協議により定める場所

## （協力事項）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する事項（以下「協力業務」という。）は、次のとおりとする。

- （1）地震時における避難所や風水害時における緊急的かつ一時的に地域住民等の避難者の受け入れを行う避難場所として、前条に定める場所を提供するとともに、甲が実施する避難所等の管理運営に対して人的な協力を行うこと
- （2）帰宅困難者（災害により交通機関が途絶等したため帰宅することが困難になった者をいう。以下同じ。）の一時滞在施設として、前条に定める場所を提供するとともに、次に掲げる業務を行うこと
  - ア 乙の管理する施設内のトイレ等を提供すること
  - イ 甲の協力のもと食料の提供等を行うこと
  - ウ 知り得た災害に関する情報、公共交通機関の運行情報及び道路交通情報等を提供すること
  - エ 施設内の誘導及び経路等の案内に関すること
  - オ 前各号の実施に関して必要な人員を提供すること
  - カ その他乙が甲に協力できること

## （要請）

第4条 甲は、前条の規定による要請をするときは、乙に対し、文書により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等その他通信可能な手段により要請し、後日速やかに文書により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲の要請がない場合であっても、前条第2号に規定する協力業務について、状況に応じてその実施を判断するものとする。

3 乙は、第1項の規定に基づき甲から要請があった場合、教育研究活動等に支障のない内容及び期間において、学校法人北豊島学園に所属する教職員及び学生による人的な協力を行うものとする。

(避難所等の管理運営)

第5条 第3条第1号に規定する避難所等の管理運営は、甲の責任において実施するものとする。

(避難場所等の開設期間)

第6条 第3条第1号に規定する避難所等の開設期間は、次のとおりとする。

(1) 避難所 第4条の規定による甲の通知の時から7日以内まで

(2) 避難場所 第4条の規定による甲の通知の時から水害の危険等がなくなり全ての避難者が退去するまで

2 前項第1号の規定にかかわらず、被災の状況により開設期間を延長する必要がある場合は、甲と乙の協議により延長の期間を定めるものとする。

(一時滞在施設の実施期間及び受入人数)

第7条 第3条第2号に規定する協力業務の実施期間は、災害発生の日からおおむね3日間とする。ただし、実施期間を延長する必要がある場合は、甲と乙の協議により延長の期間を定めるものとする。

2 一時滞在施設の受入人数は、施設の規模を勘案して、640人を上限とする。

(教育研究活動への配慮)

第8条 甲は、避難所等としての施設の利用について早期解消に努める等、乙の教育研究活動に支障が生じないように配慮するものとする。

(避難所等の終了)

第9条 甲は、避難所等としての施設の使用を終了する際は、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に施設を引き渡すものとする。

(費用負担)

第10条 甲は、乙の管理する施設の利用に要した費用を負担するものとし、その費用は甲と乙の協議により定めるものとする。

(損害賠償)

第11条 甲は、乙の責に帰さない事由により、第3条に規定する協力業務の実施に伴い、乙の管理施設に損害が発生したときは、速やかに乙に報告するとともに、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、第3条に規定する協力業務の実施に伴い、乙の責に帰する事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、速やかに甲に報告するとともに、その損害を甲又は第三者に賠償するものとする。

(災害補償)

第12条 甲は、第3条に規定する協力業務を実施した教職員及び学生が、当該業務中に負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡したときは、災害に際し応急措置等の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年条例第8号）に基づき、これを補償するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項については、甲と乙の協議により定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各一通を保有するものとする。

令和3年9月24日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都荒川区東尾久六丁目34番24号  
学校法人北豊島学園  
代表者 理事長 丸山 裕幸

災害時等における応急活動に関する細目協定

本協定は、荒川区（以下「甲」という。）と荒川区造園防災協力会とが締結した「災害時等における応急活動に関する協定書」（令和5年3月23日締結）第3条第5号に基づき、甲と北部緑地株式会社（以下「乙」という。）とが、災害時における、帰宅困難者の一時滞在施設に関する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策の充実及び地域貢献を目的として、地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）により荒川区内に帰宅困難者（災害により交通機関が途絶等したため帰宅することが困難になった者をいう。以下同じ。）が生じた際に、帰宅困難者への支援（以下「支援」という。）のため、一時滞在施設としての乙の管理施設の使用その他支援に係る協力について、必要な事項を定めるものとする。

（一時滞在施設）

第2条 この協定における一時滞在施設は、次に掲げる乙の管理施設とする。

| 名 称          | 位 置             |
|--------------|-----------------|
| 北部緑地株式会社本社ビル | 東京都荒川区荒川五丁目4番3号 |

（協力業務）

第3条 甲は、災害により帰宅困難者が生じたときは、乙に対し、支援のために次に掲げる事項の協力（以下「協力業務」という。）を要請するものとする。

（1） 乙の管理施設に存する次の表に掲げる場所を提供すること。

| 階 数 | 名 称               |
|-----|-------------------|
| 2階  | フリースペース、レセプションルーム |

- （2） 乙の管理施設内のトイレ等を提供すること。
- （3） 甲の協力のもと食料の提供等を行うこと。
- （4） 知り得た災害に関する情報、公共交通機関の運行情報及び道路交通情報等を提供すること。
- （5） 管理施設内の誘導及び経路等の案内に関すること。
- （6） 前各号の実施に関して必要な人員を提供すること。
- （7） その他乙が甲に協力できること。

（要請）

第4条 甲は、前条の規定による要請をするときは、乙に対し、文書により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、後日速やかに文書により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲の要請がない場合であっても、状況に応じて帰宅困難者の受け入れ等について判断するものとする。

(実施期間及び受入人数)

第5条 一時滞在施設及び協力業務の実施期間は、災害発生の日からおおむね3日間とする。ただし、実施期間は、甲と乙の協議により延長することができる。

2 一時滞在施設の受入人数は、施設の規模を勘案して、55人を上限とする。

(費用の負担)

第6条 乙が実施した協力業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、甲と乙の協議により決めるものとする。

(損害賠償)

第7条 甲は、乙の責に帰さない事由により、第3条各号の協力活動の実施に伴い、乙の管理施設に損害が発生したときは、その損害を賠償するものとする。

2 乙が第3条各号の協力活動の実施中に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

(災害補償)

第8条 甲は、乙が実施した協力業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）に基づき補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、協力業務の実施中に知り得た個人情報を、甲からの求めを除き、他のものに知らせてはならない。協力業務終了後も、また同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和6年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲と乙のいずれからこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲と乙の協議により定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和5年11月20日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙 荒川区荒川五丁目4番3号  
北部緑地株式会社  
代表者 代表取締役 京極 正国



## 災害時等における応急活動に関する細目協定

本協定は、荒川区（以下「甲」という。）と荒川区造園防災協力会とが締結した「災害時等における応急活動に関する協定書」（令和5年3月23日締結）第3条第5号に基づき、甲と上園緑地建設株式会社（以下「乙」という。）とが、災害時における、帰宅困難者の一時滞在施設に関する協力について、必要な事項を定めるものとする。

## （目的）

第1条 この協定は、災害対策の充実及び地域貢献を目的として、地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）により荒川区内に帰宅困難者（災害により交通機関が途絶等したため帰宅することが困難になった者をいう。以下同じ。）が生じた際に、帰宅困難者への支援（以下「支援」という。）のため、一時滞在施設としての乙の管理施設の使用その他支援に係る協力について、必要な事項を定めるものとする。

## （一時滞在施設）

第2条 この協定における一時滞在施設は、次に掲げる乙の管理施設とする。

| 名 称            | 位 置               |
|----------------|-------------------|
| 上園緑地建設株式会社東京支店 | 東京都荒川区西尾久六丁目6番12号 |

## （協力業務）

第3条 甲は、災害により帰宅困難者が生じたときは、乙に対し、支援のために次に掲げる事項の協力（以下「協力業務」という。）を要請するものとする。

- （1） 乙の管理施設に存する次の表に掲げる場所を提供すること。

| 階 数 | 名 称       |
|-----|-----------|
| 1 階 | ビルトインガレージ |

- （2） 乙の管理施設内のトイレ等を提供すること。  
 （3） 甲の協力のもと食料の提供等を行うこと。  
 （4） 知り得た災害に関する情報、公共交通機関の運行情報及び道路交通情報等を提供すること。  
 （5） 管理施設内の誘導及び経路等の案内に関すること。  
 （6） 前各号の実施に関して必要な人員を提供すること。  
 （7） その他乙が甲に協力できること。

## （協力要請）

第4条 甲は、前条の規定による要請をするときは、乙に対し、文書により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、後日速やかに文書により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲の要請がない場合であっても、状況に応じて帰宅困難者の受け入れ等について判断するものとする。

(実施期間及び受入人数)

第5条 一時滞在施設及び協力業務の実施期間は、災害発生の日からおおむね3日間とする。ただし、実施期間は、甲と乙の協議により延長することができる。

2 一時滞在施設の受入人数は、施設の規模を勘案して、原則、21人を上限とする。

(費用の負担)

第6条 乙が実施した協力業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、甲と乙の協議により決めるものとする。

(損害賠償)

第7条 甲は、乙の責に帰さない事由により、第3条各号の協力活動の実施に伴い、乙の管理施設に損害が発生したときは、その損害を賠償するものとする。

2 乙が第3条各号の協力活動の実施中に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

(災害補償)

第8条 甲は、乙が実施した協力業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）に基づき補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、協力業務の実施中に知り得た個人情報を、甲からの求めを除き、他のものに知らせてはならない。協力業務終了後も、また同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和6年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲と乙のいずれからこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲と乙の協議により定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和5年11月20日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙 荒川区西尾久六丁目6番12号  
上園緑地建設株式会社  
代表者 代表取締役 上園 憲樹

## 災害発生時における避難所等の設置運営に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と荒川区立荒川授産場の指定管理者事業者である公益社団法人荒川区シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、大地震や大規模な水害、火災、事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が荒川区地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、業務を円滑に行う上で必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、災害時等にあつて、かつ荒川区内で避難所などの災害応急復旧対策活動のための拠点等が必要な場合において、荒川区立荒川授産場を活用して円滑な対応ができるよう、必要な事項を定めるものである。

## （対象施設）

第2条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 荒川区立荒川授産場

所在地 荒川区東尾久四丁目3番7号

## （避難所等開設の通知）

第3条 甲は、災害時等において、前条に規定する施設（以下「指定施設」という。）を住民の避難所又は帰宅困難者等の一時滞在施設及び荒川区災害対策本部の活動拠点並びに遺体安置所、資機材保管場所等の災害応急復旧対策活動のための施設（以下「避難所等」という。）として開設する場合は、荒川区長名により、指定施設の長に対して通知する。

2 指定施設の具体的な用途は、前項の指定等の際に通知する。

## （災害時等の指定管理業務）

第4条 乙は、災害時等にあつては、施設利用者の安全確保のための対策を行う。

2 乙は、前項に加え、指定施設の緊急点検や応急修繕を実施する。

3 乙は、荒川区内のいずれかの地域で震度5強以上の地震が発生した場合、夜間、休日等の別を問わず、直ちに前2項に定める安全確保、施設緊急点検等を行うものとする。

## （避難所等の運営への協力）

第5条 乙は、指定施設が、被災する等やむを得ない事情がある場合を除き、甲の指示に基づき避難所等の運営に協力する。ただし、自らが被災する等止むを得ない事情がある場合については、この限りではない。

2 乙は、自らが被災する等止むを得ない事情により、利用者等の安全確保、指定施設の緊急点検等に対応できない場合は、速やかにその状況を甲に報告する。

3 乙は第4条に規定する緊急点検を行い、指定施設が使用することができることの可否について、一義的判断を行い、甲にその状況を報告する。

4 乙が担当する避難所における具体的な業務内容は、甲が指定する。

(実施体制)

第6条 甲と乙は、あらかじめ前条に規定する災害時等における担当業務の具体的内容について協議し、それを明確にするとともに、実施するために双方の指揮命令系統、責任体制等（以下「体制等」という。）を明らかにしなければならない。

2 前項の内容に変更が生じた場合は、甲乙協議の上、体制等を変更することができる。

3 甲と乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(費用負担)

第7条 災害時等の使用により、指定管理施設に発生した損害、甲の施設使用により発生した費用等については、甲乙の協議により決定するものとする。

(備蓄及び訓練等)

第8条 甲と乙は、その管理する施設及び設備等について、災害時等に備え、安全性の確保、消火、救出救助等のための資機材の整備、飲料水、食糧等の備蓄、その他の対策の推進を図らなければならない。

2 乙は、積極的に防災区民組織等と連携を図るよう努めるものとする。

3 乙は、災害時等の予防のため、あらかじめ具体的計画を記載したマニュアルを整備するなど、防災等の体制を整え、職員への必要な訓練を行うとともに、区や地域住民が行う防災訓練等に積極的に参加するよう努めなければならない。

(補償等)

第9条 甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）第5条の規定を準用し、同上に定める損害補償の基準の額を限度として、補償を行う。

2 甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を与えた場合において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行う。

(荒川区外における災害時等における協力)

第10条 甲は、荒川区外における災害時等により、指定管理施設を避難所等として使用する必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

(その他)

第11条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、協定締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、この期間満了の3カ月前までに、甲又は乙からその相手方に対し、異議の申出がない時には、期間満了の翌日から起算して更に1年間延長するものとする。その後の期間満了の場合も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成26年10月31日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都荒川区東尾久四丁目32番7号  
公益社団法人 荒川区シルバー人材センター  
会 長 長谷部 尅彦

## 災害発生時における施設利用及び避難所等の設置運営等の協力に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と荒川区民会館の指定管理者である株式会社ケイミックスパブリックビジネス（以下「乙」という。）は、大地震や大規模な水害、火災、事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が荒川区地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、業務を円滑に行う上で必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、災害時等にあつて、かつ荒川区内で避難所などの災害応急復旧対策活動のための拠点等が必要な場合において、荒川区民会館を活用して円滑な対応ができるよう、必要な事項を定めるものである。

## （対象施設）

第2条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 荒川区民会館

所在地 荒川区荒川一丁目1番1号

## （避難所等開設の通知）

第3条 甲は、災害時等において、前条に規定する施設（以下「指定施設」という。）を住民の避難所又は帰宅困難者等の一時滞在施設及び荒川区災害対策各部の活動拠点並びに遺体安置所、資機材保管場所、物資の集積場所（地域内輸送拠点）等の災害応急復旧対策活動のための施設（以下「避難所等」という。）として開設する場合は、荒川区長名により、指定施設の長に対して通知する。

2 避難所等の運営は甲の責任において行うものとする。

3 指定施設の具体的な用途は、第1項の指定等の際に通知する。

4 乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認めるときは、前条で規定する施設を開放し、甲に協力するものとする。

## （災害時等の指定管理業務）

第4条 乙は、災害時等にあつては、施設利用者の安全確保のための対策を行う。

2 乙は、前項に加え、指定施設の緊急点検や応急修繕を実施する。

3 乙は、荒川区内のいずれかの地域で震度5強以上の地震が発生した場合、夜間、休日等の別を問わず、直ちに前2項に定める安全確保・施設緊急点検等を行うものとする。

## （避難所等の運営への協力）

第5条 乙は、第2条に規定する施設が、被災する等やむを得ない事情がある場合を除き、甲の指示に基づき避難所等の運営に協力する。ただし、自らが被災する等止むを得ない事情がある場合については、この限りではない。

- 2 乙は、自らが被災する等止むを得ない事情により、利用者等の安全確保、指定施設の緊急点検等に対応できない場合は、速やかにその状況を甲に報告する。
- 3 乙は、前条及び前項に規定する緊急点検を行い、指定施設が使用することができることの可否について、一義的判断を行い、甲にその状況を報告する。
- 4 乙が担当する避難所等における具体的な業務内容は、甲が指定する。

(実施体制)

第6条 甲と乙は、あらかじめ前条に規定する災害時等における担当業務の具体的内容について協議し、それを明確にするとともに、実施するために双方の指揮命令系統、責任体制等（以下「体制等」という。）を明らかにしなければならない。

- 2 前項の内容に変更が生じた場合は、甲乙協議の上、体制等を変更することができる。
- 3 甲と乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(費用負担)

第7条 災害時等の使用により、指定管理施設に発生した損害、甲の施設使用により発生した費用等については、甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される場合は、その定めに従うものとする。

(備蓄及び訓練等)

第8条 乙は、管理する施設及び設備等について、災害時等に備え、常に安全性を確保するとともに、消火、救出救助訓練等、その他必要な対応を講じなければならない。

- 2 乙は、甲が災害時等に備え、必要な資機材、飲料水、食糧等の備蓄、その他を講じる場合、指定施設内における場所の提供等について、協力しなければならない。
- 3 乙は、積極的に防災区民組織等と連携を図るよう努めるものとする。
- 4 乙は、指定管理業務に支障のない範囲において、災害時等の予防のため、あらかじめ具体的計画を記載したマニュアルを整備するなど、防災等の体制を整え、職員への必要な訓練を行うとともに、区や地域住民が行う防災訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。

(補償等)

第9条 甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）第5条の規定を準用し、同上に定める損害補償の基準の額を限度として、補償を行う。

- 2 甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を与え



た場合において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行う。

(荒川区外における災害時等における協力)

第10条 甲は、荒川区外における災害時等により、指定管理施設を避難所等として使用する必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

(その他)

第11条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、協定締結日から令和10年3月31日まで(指定期間終了まで)とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年 4月 1日

甲

所在地 東京都荒川区荒川二丁目2番3号

名 称 荒川区

代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙

所在地 東京都千代田区小川町一丁目2番地

名 称 株式会社ケイミックスパブリックビジネス

代表者 代表取締役 橋本 鉄司

## 災害発生時における施設利用及び避難所等の設置運営等の協力に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と日暮里サニーホールの指定管理者事業者である株式会社コングレ（以下「乙」という。）は、大地震や大規模な水害、火災、事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が荒川区地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、業務を円滑に行う上で必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時等にあつて、かつ荒川区内で避難所などの災害応急復旧対策活動のための拠点等が必要な場合において、日暮里サニーホールを活用して円滑な対応ができるよう、必要な事項を定めるものである。

### （対象施設）

第2条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 日暮里サニーホール

所在地 荒川区東日暮里五丁目50番5号

### （避難所等開設の通知）

第3条 甲は、災害時等において、前条に規定する施設（以下「指定施設」という。）を住民の避難所又は帰宅困難者等の一時滞在施設、土砂災害時の自主避難場所及び緊急避難場所並びに遺体安置所、資機材保管場所等の災害応急復旧対策活動のための施設（以下「避難所等」という。）として開設する場合は、荒川区長名により、指定施設の長に対して通知する。

2 避難所等の運営は甲の責任において行うものとする。

3 指定施設の具体的な用途は、第1項の指定等の際に通知する。

4 乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認めるときは、前条で規定する施設を開放し、甲に協力するものとする。

### （災害時等の指定管理業務）

第4条 乙は、災害時等にあつては、施設利用者の安全確保のための対策を行う。

2 乙は、前項に加え、指定施設の緊急点検や応急修繕を実施する。

3 乙は、荒川区内のいずれかの地域で震度5強以上の地震が発生した場合、夜間、休日等の別を問わず、直ちに前2項に定める安全確保・施設緊急点検等を行うものとする。

### （避難所等の運営への協力）

第5条 乙は、第2条に規定する施設が、被災する等やむを得ない事情がある場合を除き、甲の指示に基づき避難所等の運営に協力する。ただし、自らが被災する等止むを得ない事情がある場合については、この限りではない。

- 2 乙は、自らが被災する等止むを得ない事情により、利用者等の安全確保、指定施設の緊急点検等に対応できない場合は、速やかにその状況を甲に報告する。
- 3 乙は前条及び前項に規定する緊急点検を行い、指定施設が使用することができることの可否について、一義的判断を行い、甲にその状況を報告する。
- 4 乙が担当する避難所における具体的な業務内容は、甲が指定する。

(実施体制)

第6条 甲と乙は、あらかじめ前条に規定する災害時等における担当業務の具体的内容について協議し、それを明確にするとともに、実施するために双方の指揮命令系統、責任体制等（以下「体制等」という。）を明らかにしなければならない。

- 2 前項の内容に変更が生じた場合は、甲乙協議の上、体制等を変更することができる。
- 3 甲と乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(費用負担)

第7条 災害時等の使用により、指定管理施設に発生した損害、甲の施設使用により発生した費用等については、甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される場合は、その定めに従うものとする。

(備蓄及び訓練等)

第8条 乙は、管理する施設及び設備等について、災害時等に備え、常に安全性を確保するとともに、消火、救出救助訓練等、その他必要な対応を講じなければならない。

- 2 乙は、甲が災害時等に備え、必要な資機材、飲料水、食糧等の備蓄、その他を講じる場合、指定施設内における場所の提供等について、協力しなければならない。
- 3 乙は、積極的に防災区民組織等と連携を図るよう努めるものとする。
- 4 乙は、指定管理業務に支障のない範囲において、災害時等の予防のため、あらかじめ具体的計画を記載したマニュアルを整備するなど、防災等の体制を整え、職員への必要な訓練を行うとともに、区や地域住民が行う防災訓練等に積極的に参加するよう努めなければならない。

(補償等)

第9条 甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）第5条の規定を準用し、同上に定める損害補償の基準の額を限度として、補償を行う。

- 2 甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を与え

た場合において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行う。

(荒川区外における災害時等における協力)

第10条 甲は、荒川区外における災害時等により、指定施設を避難所等として使用する必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

(その他)

第11条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、協定締結日から令和10年3月31日まで(指定期間終了まで)とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年 4月 1日

甲

所在地 東京都荒川区荒川二丁目2番3号

名 称 荒川区

代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙

所在地 東京都中央区日本橋三丁目10番5号

オンワードパークビルディング

名 称 株式会社コングレ

代表者 代表取締役社長 武内 紀子

## 災害発生時における施設利用及び避難所等の設置運営等の協力に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と荒川区ムーブ町屋の指定管理者事業者である株式会社コングレ（以下「乙」という。）は、大地震や大規模な水害、火災、事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が荒川区地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、業務を円滑に行う上で必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時等にあつて、かつ荒川区内で避難所などの災害応急復旧対策活動のための拠点等が必要な場合において、荒川区ムーブ町屋を活用して円滑な対応ができるよう、必要な事項を定めるものである。

### （対象施設）

第2条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 荒川区ムーブ町屋

所在地 荒川区荒川七丁目50番9号

### （避難所等開設の通知）

第3条 甲は、災害時等において、前条に規定する施設（以下「指定施設」という。）を住民の避難所又は帰宅困難者等の一時滞在施設並びに遺体安置所、資機材保管場所等の災害応急復旧対策活動のための施設（以下「避難所等」という。）として開設する場合は、荒川区長名により、指定施設の長に対して通知する。

2 避難所等の運営は甲の責任において行うものとする。

3 指定施設の具体的な用途は、第1項の指定等の際に通知する。

4 乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認めるときは、前条で規定する施設を開放し、甲に協力するものとする。

### （災害時等の指定管理業務）

第4条 乙は、災害時等にあつては、施設利用者の安全確保のための対策を行う。

2 乙は、前項に加え、指定施設の緊急点検や応急修繕を実施する。

3 乙は、荒川区内のいずれかの地域で震度5強以上の地震が発生した場合、夜間、休日等の別を問わず、直ちに前2項に定める安全確保・施設緊急点検等を行うものとする。

### （避難所等の運営への協力）

第5条 乙は、第2条に規定する施設が、被災する等やむを得ない事情がある場合を除き、甲の指示に基づき避難所等の運営に協力する。ただし、自らが被災する等止むを得ない事情がある場合については、この限りではない。

2 乙は、自らが被災する等止むを得ない事情により、利用者等の安全確保、指定施設の

緊急点検等に対応できない場合は、速やかにその状況を甲に報告する。

3 乙は前条及び前項に規定する緊急点検を行い、指定施設が使用することができることの可否について、一義的判断を行い、甲にその状況を報告する。

4 乙が担当する避難所における具体的な業務内容は、甲が指定する。

(実施体制)

第6条 甲と乙は、あらかじめ前条に規定する災害時等における担当業務の具体的内容について協議し、それを明確にするとともに、実施するために双方の指揮命令系統、責任体制等（以下「体制等」という。）を明らかにしなければならない。

2 前項の内容に変更が生じた場合は、甲乙協議の上、体制等を変更することができる。

3 甲と乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(費用負担)

第7条 災害時等の使用により、指定管理施設に発生した損害、甲の施設使用により発生した費用等については、甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される場合は、その定めに従うものとする。

(備蓄及び訓練等)

第8条 乙は、管理する施設及び設備等について、災害時等に備え、常に安全性を確保するとともに、消火、救出救助訓練等、その他必要な対応を講じなければならない。

2 乙は、甲が災害時等に備え、必要な資機材、飲料水、食糧等の備蓄、その他を講じる場合、指定施設内における場所の提供等について、協力しなければならない。

3 乙は、積極的に防災区民組織等と連携を図るよう努めるものとする。

4 乙は、指定管理業務に支障のない範囲において、災害時等の予防のため、あらかじめ具体的計画を記載したマニュアルを整備するなど、防災等の体制を整え、職員への必要な訓練を行うとともに、区や地域住民が行う防災訓練等に積極的に参加するよう努めなければならない。

(補償等)

第9条 甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）第5条の規定を準用し、同上に定める損害補償の基準の額を限度として、補償を行う。

2 甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を与えた場合において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者

が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行う。

(荒川区外における災害時等における協力)

第10条 甲は、荒川区外における災害時等により、指定施設を避難所等として使用する必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

(その他)

第11条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、協定締結日から令和10年3月31日まで(指定期間終了まで)とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年 4月 1日

甲

所在地 東京都荒川区荒川二丁目2番3号

名 称 荒川区

代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙

所在地 東京都中央区日本橋三丁目10番5号

オンワードパークビルディング

名 称 株式会社コングレ

代表者 代表取締役社長 武内 紀子

## 災害発生時における避難所等の設置運営に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と荒川区立清里高原ロッジ・清里高原少年自然の家の指定管理者であるニッコトラスト・東京パワーテクノロジープロジェクト（以下「乙」という。）は、大地震や大規模な水害、火災、事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）において甲及び乙が荒川区地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、業務を円滑に行う上で必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、災害時等にあつて、災害応急復旧対策活動のための拠点等が必要な場合において、荒川区立清里高原ロッジ・清里高原少年自然の家を活用して円滑な対応ができるよう、必要な事項を定めるものである。

## （対象施設）

第2条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 荒川区立清里高原ロッジ・清里高原少年自然の家

所在地 山梨県北杜市高根町清里3545-5

## （避難所等開設の通知）

第3条 甲は、災害時等において、前条に規定する施設（以下「指定施設」という。）を住民の避難所又は帰宅困難者等の一時滞在施設及び荒川区災害対策本部の活動拠点並びに遺体安置所、資機材保管場所等の災害応急復旧対策活動のための施設（以下「避難所等」という。）として開設する場合は、荒川区長名により、指定施設の長に対して通知する。

2 指定施設の具体的な用途は、前項の指定等に際に通知する。

## （災害時等の指定管理業務）

第4条 乙は、災害時等にあつては、施設利用者の安全確保のための対策を行う。

2 乙は、前項に加え、指定施設の緊急点検や応急修繕を実施する。

3 乙は、北杜市内の地域で震度5強以上の地震が発生した場合、夜間、休日等の別を問わず、直ちに前2項に定める安全確保・施設緊急点検等を行うものとする。

## （避難所等の運営への協力）

第5条 乙は、第2条に規定する施設が、被災する等やむを得ない事情がある場合を除き、甲の指示に基づき避難所等の運営に協力する。ただし、自らが被災する等止むを得ない事情がある場合については、この限りではない。



- 2 乙は、自らが被災する等止むを得ない事情により、利用者等の安全確保、指定施設の緊急点検等に対応できない場合は、速やかにその状況を甲に報告する。
- 3 乙は第4条に規定する緊急点検を行い、指定施設が使用することができることの可否について、一義的判断を行い、甲にその状況を報告する。
- 4 乙が担当する避難所における具体的な業務内容は、甲が指定する。

(実施体制)

- 第6条 甲と乙は、あらかじめ前条に規定する災害時等における担当業務の具体的内容について協議し、それを明確にするとともに、実施するために双方の指揮命令系統、責任体制等（以下、「体制等」という。）を明らかにしなければならない。
- 2 前項の内容に変更が生じた場合は、甲乙協議の上、体制等を変更することができる。
  - 3 甲と乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(費用負担)

- 第7条 災害時等の使用により、指定管理施設に発生した損害、甲の施設使用により発生した費用等については、甲乙の協議により決定するものとする。

(備蓄及び訓練等)

- 第8条 乙は、管理する施設及び設備等について、災害時等に備え、安全性の確保、消火、救出救助等のための資機材の整備、飲料水、食糧等の備蓄、その他を講じなければならない。
- 2 乙は、積極的に防災区民組織等と連携を図るよう努めるものとする。
  - 3 乙は、災害時等の予防のため、あらかじめ具体的計画を記載したマニュアルを整備するなど、防災等の体制を整え、職員への必要な訓練を行うとともに、区や地域住民が行う防災訓練等に積極的に参加するよう努めなければならない。

(補償等)

- 第9条 甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）第5条の規定を準用し、同上に定める損害補償の基準の額を限度として、補償を行う。
- 2 甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を与えた

場合において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行う。

(荒川区外における災害時等における協力)

第10条 甲は、荒川区外における災害時等により、指定管理施設を避難所等として使用する必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

(その他)

第11条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日まで(指定期間と同一の期間)とする。又、本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
荒川区長 西 川 太一郎

乙 東京都千代田区大手町1丁目6番1号大手町ビル  
ニッコトラスト・東京パワーテクノロジープロジェクト  
代表者名 株式会社ニッコトラスト  
代表取締役社長 須 藤 高 志

## 災害時における施設利用に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と東京都立竹台高等学校（以下「乙」という。）は、災害時における施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定書は、荒川区内に地震、風水害その他災害が発生または発生するおそれがあり、避難所または避難場所（以下「避難場所等」という。）を開設する必要がある場合に、甲が乙の管理する施設の一部を避難場所等として利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

## （避難場所等として利用できる施設の周知）

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難場所等として利用できる施設の範囲を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

## （避難場所等の開設）

第3条 甲は、避難場所等を開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

## （応急危険度判定の実施）

第4条 甲は、乙の管理する施設を避難場所等として利用する場合、二次災害を防止するため都と連携して早急に応急危険度判定員を派遣し、施設利用の安全性について調査する。

2 甲は、判定員が到着しない場合は建築関係者により施設・設備等の安全確認を行う。

## （開設の通知）

第5条 甲は、第3条に基づき避難場所等を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難場所等の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難場所等として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

## （避難場所等の管理運営）

第6条 避難場所等の管理運営は、甲の責任において行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

## （開設期間）

第7条 避難場所等の開設期間は、甲と乙の協議により決定するものとする。

## （避難場所等解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難場所等の早期解消に努めるものとする。

## （避難場所等の利用の終了）

第9条 甲は、乙の管理する施設の避難場所等としての利用を終了する際は、乙に利用終了

届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(費用負担)

第10条 甲は、避難場所等の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲と乙のいずれからこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定の解釈に疑義が生じた場合またはこの協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲と乙の協議により定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有するものとする。

令和2年3月19日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都荒川区東日暮里五丁目14番1号  
東京都立竹台高等学校  
代表者 校長 八百板 真弓

## 災害時における施設利用に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と東京都立荒川工業高等学校（以下「乙」という。）は、災害時における施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定書は、荒川区内に地震、風水害その他災害が発生または発生するおそれがあり、避難所または避難場所（以下「避難場所等」という。）を開設する必要がある場合に、甲が乙の管理する施設の一部を避難場所等として利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

## （避難場所等として利用できる施設の周知）

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難場所等として利用できる施設の範囲を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

## （避難場所等の開設）

第3条 甲は、避難場所等を開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。なお、乙の管理する施設の解錠を行う際の方法については、別途覚書を締結するものとする。

## （応急危険度判定の実施）

第4条 甲は、乙の管理する施設を避難場所等として利用する場合、二次災害を防止するため都と連携して早急に応急危険度判定員を派遣し、施設利用の安全性について調査する。

2 甲は、判定員が到着しない場合は建築関係者により施設・設備等の安全確認を行う。

## （開設の通知）

第5条 甲は、第3条に基づき避難場所等を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難場所等の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難場所等として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

## （避難場所等の管理運営）

第6条 避難場所等の管理運営は、甲の責任において行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

## （開設期間）

第7条 避難場所等の開設期間は、甲と乙の協議により決定するものとする。

## （避難場所等解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難場所等の早期解消に努めるものとする。

(避難場所等の利用の終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設の避難場所等としての利用を終了する際は、乙に利用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(費用負担)

第10条 甲は、避難場所等の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲と乙のいずれからこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定の解釈に疑義が生じた場合またはこの協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲と乙の協議により定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有するものとする。

令和2年 月 日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都荒川区南千住六丁目42番1号  
東京都立荒川工業高等学校  
代表者 校長 前畑 光男

荒川区立【施設名】における災害時等の対応及び災害応急復旧対策活動での施設  
利用への協力に関する協定

荒川区（以下「甲」という。）と【施設名】の〔指定管理者【法人名】  
（以下「乙」という。）は、大地震、大規模な風水害その他の大規模な自然災害又は大規模な火災、事故等が発生し、並びに発生が相当程度に予見される場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が荒川区地域防災計画及びこれに付随する計画、方針等（以下「防災計画等」という。）に基づき、必要な業務を円滑に行う上で必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲若しくは甲が【施設名】の立入り、使用等を認めた者又は乙自らが、災害時等にあつて、かつ荒川区内で住民の避難所、避難場所又は帰宅困難者等の一時滞在施設及び荒川区災害対策本部の活動拠点並びに遺体安置所、資機材保管場所等の災害応急復旧対策活動のための施設（以下「避難所等」という。）が必要な場合において、【施設名】を活用して円滑な対応ができるよう、必要な事項を定める。

（対象施設）

第2条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 【施設名】

所在地 東京都荒川区

（避難所等の指定又は協力要請）

第3条 甲は、災害時等において、前条に規定する施設（以下「指定管理施設」という。）を避難所等として使用する必要があるときは、防災計画等に基づく施設の指定及び乙に対する協力要請を行う。

2 甲は、荒川区外における災害時等により、指定管理施設を避難所等として使用する必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

3 前2項の施設の指定及び協力要請は、甲が原則として指定管理施設の長に対して行うものとする。ただし、災害時等の状況により、甲が指定するもの（以下「要請者」という。）が、甲に代わり協力要請することができるものとする。

施設の指定及び協力要請は、口頭、文書、電話及びファクシミリ等要請に有効な手段をもって、おこなうものとする。

4 指定管理施設の具体的な用途は、前項の指定等の際に通知する。

5 乙は、自ら被災するなどやむを得ない事情により、協力要請に対応することができない場合は、速やかにその状況を甲に連絡しなければならない。

## (災害時等の指定管理業務)

第4条 乙は、災害時等にあつては、施設利用者の安全確保のための対策を行う。

- 2 乙は、前項に加え、指定管理施設の緊急点検又は応急修繕を実施する等、適切に施設を維持し、及び管理する。
- 3 乙は、荒川区内のいずれかの地域で震度5強以上の地震が発生した場合、前条の甲又は要請者の協力要請の有無に関わらず、速やかに前項の緊急点検等を行うものとする。
- 4 乙は、第1項及び第2項の安全確保、緊急点検等以外であっても、災害時等において緊急に対応することが必要と判断した場合、乙は自らの責任により対応するとともに、甲にその状況を連絡する。
- 5 乙は、自ら被災するなどやむを得ない事情により、利用者等の安全確保、指定管理施設の緊急点検等に対応することができない場合は、速やかにその状況を甲に連絡しなければならない。

## (甲の施設使用への協力)

第5条 乙は、甲が行う避難所等の運営に協力する。

- 2 甲が乙に協力を要請する業務は、避難所及び避難場所にあつては、避難者の介護及び生活に必要な援助等主として生活支援に関する業務を基本とし、具体的な業務内容は甲が指定する。
- 3 乙は、前項の協力要請があつたときは、指定管理業務に支障のない範囲内で協力する。  
なお、甲から協力要請を受けた業務がその性質上、指定管理業務と密接不可分であるときは、当該業務を甲及び乙で一体的に行うものとする。

## (協力体制)

第6条 甲及び乙は、あらかじめ前条に規定する災害時等における協力内容の具体について協議し、その内容を明確にするとともに、実施するための双方の指揮命令系統、責任体制等を明らかにしなければならない。

- 2 前項の内容に変更が生じた場合は、甲及び乙協議の上、体制等を変更することができる。
- 3 甲と乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

## (費用負担)

第7条 災害時等の使用により、指定管理施設に発生した損害、甲の施設使用への協力により発生した費用等については、合理性の認められる範囲内において甲が負担することを原則とし、指定管理料との相殺を含め、甲及び乙の協議により決定するものとする。



## (備蓄及び訓練等)

- 第8条 乙は、指定管理業務の範囲内において、自らの負担及び責任により、その管理する施設及び設備等について、災害時等に備え、安全性の確保、消火、救出救助等のための資機材の整備その他の対策の推進を図らなければならない。
- 2 乙は、防災計画に基づき、甲と協議の上、飲料水、食料等の備蓄その他の対策に努めるものとする。
- 3 乙は、その能力を活用して積極的に防災区民組織等と連携を図るよう努めなければならない。
- 4 乙は、災害時等の対応に関する知識又は技術を習得するため、防災訓練等に参加するよう努めなければならない。
- 5 乙は、甲が指定管理施設において実施する防災訓練に協力するとともに、参加するよう努めなければならない。

## (補償等)

- 第9条 甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）第5条の規定を準用し、同条に定める損害補償の基準の額を限度として、補償を行うことができる。
- 2 甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を与えた場合（当該損害が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。）において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行うことができる。

## (その他)

- 第10条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

## (有効期間)

- 第11条 本協定書の有効期間は、指定管理者の指定期間と同一の期間とする。ただし、現指定管理者が継続して指定管理者となる場合は、本協定を次の指定管理期間まで更新するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲（地方公共団体）

所在地 東京都荒川区荒川二丁目2番3号

名 称 荒川区

代表者 荒川区長

乙（指定管理者）

所在地

名 称

代表者

(高齢者施設用)

# 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と【施設名】の運営事業者である【法人名】（以下「乙」という。）は、大地震や大規模な水害、火災、事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が荒川区地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき円滑に福祉避難所を運営するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等に設置する【施設名】を活用した福祉避難所の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象施設及び収容想定人数)

第2条 本協定の対象施設及び収容想定人数は、次のとおりとする。

施設名

所在地

収容想定人数 人

(福祉避難所の対象者)

第3条 福祉避難所の避難援護の対象となる者（以下「要援護者」という。）は、在宅の介護を必要とする高齢者で、一次避難所もしくは、二次避難所における避難所生活が困難なものとし、原則として介護度が要介護4又は要介護5の者を対象とする。

(家族等の支援者)

第4条 福祉避難所においては、前条に規定する要援護者のほか、その者の避難所生活における支援等を行うために、必要な家族等の支援者を受け入れる。

(福祉避難所開設の通知)

第5条 甲は、災害時等において、第2条に規定する施設（以下「指定施設」という。）を防災計画に基づき福祉避難所として開設するときは、対象施設の長に対して通知する。

(避難所の運営への協力)

第6条 乙は、前条に基づく福祉避難所開設の通知があったときは、通所介護等の休止可能

なサービスの提供を休止し、甲の指示に基づき避難所の運営に協力する。ただし、自ら被災する等止むを得ない事情がある場合についてはこの限りではない。

- 2 乙が担当する業務は、避難者の介護及び生活に必要な援助等避難者の生活支援に関する業務を基本とし、具体的な内容は甲乙協議の上、甲が指定する。

(施設の緊急点検、応急修繕等)

第7条 乙は、災害時等にあつては、施設利用者の安全確保のための対策を行う。

- 2 乙は、前項に加え、施設の緊急点検、応急修繕を実施する等、指定施設を適切に維持し、又は管理する。
- 3 乙は、荒川区内のいずれかの地域で震度5強以上の地震が発生した場合、夜間、休日等の別を問わず、速やかに前項の緊急点検等を行わなければならない。
- 4 乙は、第2項に規定する緊急点検等を行い、指定施設が福祉避難所として使用することができることの可否について、一次的判断を行い、甲にその状況等を報告する。
- 5 乙は、自らが被災する等止むを得ない事情により、利用者等の安全確保、指定施設の緊急点検等に対応できない場合は、速やかにその状況を甲に報告するものとする。

(実施体制)

第8条 甲と乙は、あらかじめ第6条に規定する災害時等における各担当業務の具体的な内容について協議し、それを明確にするとともに、実施するために、双方の指揮命令系統、責任体制等（以下「体制等」という。）を明らかにしなければならない。

- 2 前項の内容に変更が生じた場合は、甲乙協議の上、体制等を変更することができる。
- 3 前項の変更の場合においては、甲と乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、その連絡先を随時変更することができる。

(避難者名簿の作成)

第9条 甲は、第3条により要援護者等を受け入れるときには、要援護者等の氏名、年齢、性別、住所等を記載した避難者名簿を作成するものとし、乙は必要に応じて名簿作成に協力するものとする。

(状況把握)

第10条 乙は、福祉避難所の収容状況、運営状況及び災害備蓄品の状況等について、把握に努めるものとし、適宜、甲に報告を行う。

(費用負担)

第11条 災害時等の施設使用により指定施設に発生した損害、甲の施設使用に協力する

ことにより発生した費用等については、第6条により休止したサービスがある場合はこれを考慮した上で、甲が負担するものとする。ただし、甲乙協議の上、乙が負担することを適当と認める場合は、この限りではない。

(備蓄及び訓練等)

第12条 甲と乙は、その管理する施設及び設備等について、災害時等に備え、安全性の確保、消火、救出救助等のための資機材の整備、飲料水、食料等の備蓄、その他の対策の推進を図らなければならない。

2 乙は、その能力を活用して積極的に防災区民組織等と連携を図るよう努めるものとする。

3 乙は、災害時等の予防のため、あらかじめ具体的計画を記載したマニュアルを整備する等、防災等の体制を整え、職員への必要な訓練を行うとともに、区又は地域住民が行う防災訓練等に積極的に参加するよう努めなければならない。

(補償等)

第13条 甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）第5条の規定を準用し、同条に定める損害補償の基準の額を限度として、補償を行う。

2 甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を与えた場合（当該損害が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。）において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行う。

(荒川区外における災害時における協力)

第14条 甲は、荒川区外における災害時等により、指定施設を避難所として使用する必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

(その他)

第15条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(協定期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結日から 年 月 日までとする。ただし、この期間満了の3ヶ月前までに、甲又は乙からその相手方に対し、異議の申出がないときには、期間満了の翌日から起算して更に1年間延長するものとする。その後の期間満了の場合も、同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区

荒川区長

乙

(障がい者施設／指定管理 用)

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と 【 施 設 名 】 の運営事業者である 【 法 人 名 】 （以下「乙」という。）は、大地震や大規模な水害、火災、事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が荒川区地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、円滑に福祉避難所を運営するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に設置する 【 施 設 名 】 を活用した福祉避難所の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設及び収容可能人数）

第2条 本協定の対象施設及び収容可能人数は、次のとおりとする。

施設名

所在地

収容想定人数

（福祉避難所の対象者）

第3条 福祉避難所の避難援護の対象となる者（以下「要援護者」という。）は、在宅の要援護者で、一次避難所もしくは、二次避難所における避難所生活が困難な者とし、原則として障がい者（身体障害者手帳1級・2級、知的障がい者、精神障がい者）のうち、区の緊急時要援護者名簿登録申請者を対象とする。

（家族等の支援者）

第4条 福祉避難所においては、前条に規定する要援護者のほか、その者の避難所生活における支援等を行う目的で、必要な家族等の支援者を受け入れる。

（福祉避難所開設の通知）

第5条 甲は、災害時等において、第2条に規定する施設（以下「指定施設」という。）を防災計画に基づき福祉避難所として開設するときは、対象施設の長に対して通知する。

## (避難所の運営への協力)

第6条 乙は、前条に基づく福祉避難所開設の通知があったときは、休止可能なサービスの提供を休止し、甲の指示に基づき避難所の運営に協力する。ただし、自ら被災する等止むを得ない事情がある場合についてはこの限りではない。

- 2 乙が担当する業務は、避難者の介護や生活に必要な援助など避難者の生活支援に関する業務を基本とし、具体的な内容は甲乙協議の上、甲が指定する。

## (施設の緊急点検、応急修繕等)

第7条 乙は、災害時等にあつては、施設利用者の安全確保のための対策を行う。

- 2 乙は、前項に加え、施設の緊急点検、応急修繕を実施する等、指定施設を適切に維持し、又は管理する。
- 3 乙は、荒川区内のいずれかの地域で震度5強以上の地震が発生した場合、夜間、休日等の別を問わず、速やかに前項の緊急点検等を行わなければならない。
- 4 乙は第2項に規定する緊急点検等を行い、指定施設が福祉避難所として使用することができることの可否について、一義的判断を行い、甲にその状況等を報告する。
- 5 乙は、自らが被災する等止むを得ない事情により、利用者等の安全確保、指定施設の緊急点検等に対応できない場合は、速やかにその状況を甲に連絡するものとする。

## (実施体制)

第8条 甲と乙は、あらかじめ第6条に規定する災害時等における各担当業務の具体的な内容について協議し、それを明確にするとともに、実施するための双方の指揮命令系統や責任体制等を明らかにしなければならない。

- 2 前項の内容に変更が生じた場合は、甲乙協議の上、体制等を変更することができる。
- 3 前項の変更の場合においては、甲と乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、その連絡先を随時変更することができる。

## (避難者名簿の作成)

第9条 甲は、第3条により要援護者等を受け入れるときには、要援護者等の氏名、年齢、性別、住所等を記載した避難者名簿を作成するものとし、乙は必要に応じて名簿作成に協力するものとする。

## (状況把握)

第10条 乙は、福祉避難所の収容状況、運営状況及び災害備蓄品の状況等について、把握に努めるものとし、適宜、甲に報告を行う。



## (費用負担)

第11条 災害時等の施設使用により指定施設に発生した損害、甲の施設使用に協力することにより発生した費用等については、第6条により休止したサービスがある場合はこれを考慮した上で、甲が負担するものとする。ただし、甲乙協議の上、乙が負担することを適当と認める場合は、この限りではない。

## (備蓄及び訓練等)

第12条 甲と乙は、その管理する施設及び設備等について、災害時等に備え、安全性の確保、消火、救出救助等のための資機材の整備、飲料水、食料等の備蓄、その他の対策の推進を図らなければならない。

2 乙は、その能力を活用して積極的に防災区民組織等と連携を図るよう努めるものとする。

3 乙は、災害時等の予防のため、あらかじめ具体的計画を記載したマニュアルを整備する等、防災等の体制を整え、職員への必要な訓練を行うとともに、区又は地域住民が行う防災訓練等に積極的に参加するよう努めなければならない。

## (補償等)

第13条 甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）第5条の規定を準用し、同条に定める損害補償の基準の額を限度として、補償を行う。

2 甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を与えた場合（当該損害が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。）において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行う。

## (荒川区外における災害時における協力)

第14条 甲は、荒川区外における災害時等により、指定施設を避難所として使用する必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

(その他)

第15条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(協定期間)

第16条 この協定の有効期間は協定締結日から 年 月 日とする。ただし期間満了の3か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定の解除、又は変更等の意思表示がない場合は、期間満了の翌日からさらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区

荒川区長

乙

(障がい者施設／指定管理以外 用)

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と 【 施 設 名 】において事業を実施している事業者である 【 法 人 名 】（以下「乙」という。）は、大地震や大規模な水害、火災、事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が荒川区地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、円滑に福祉避難所を運営するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に設置する 【 施 設 名 】 を活用した福祉避難所の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設及び収容可能人数）

第2条 本協定の対象施設及び収容可能人数は、次のとおりとする。

施設名

所在地

収容想定人数

（福祉避難所の対象者）

第3条 福祉避難所の避難援護の対象となる者（以下「要援護者」という。）は、在宅の要援護者で、一次避難所もしくは、二次避難所における避難所生活が困難な者とし、原則として障がい者（身体障害者手帳1級・2級、知的障がい者、精神障がい者）のうち、区の緊急時要援護者名簿登録申請者を対象とする。

（家族等の支援者）

第4条 福祉避難所においては、前条に規定する要援護者のほか、その者の避難所生活における支援等を行う目的で、必要な家族等の支援者を受け入れる。

（福祉避難所開設の通知）

第5条 甲は、災害時等において、第2条に規定する施設（以下「指定施設」という。）を防災計画に基づき福祉避難所として開設するときは、事業運営責任者に対して通知する。

## (避難所の運営への協力)

第6条 乙は、前条に基づく福祉避難所開設の通知があったときは、休止可能なサービスの提供を休止し、甲の指示に基づき避難所の運営に協力する。ただし、自ら被災する等止むを得ない事情がある場合についてはこの限りではない。

- 2 乙が担当する業務は、避難者の介護や生活に必要な援助など避難者の生活支援に関する業務を基本とし、具体的な内容は甲乙協議の上、甲が指定する。

## (施設の緊急点検、応急修繕等)

第7条 乙は、災害時等にあつては、施設利用者の安全確保のための対策を行う。

- 2 乙は、前項に加え、施設の緊急点検、応急修繕を実施する等、指定施設を適切に維持し、又は管理する。
- 3 乙は、荒川区内のいずれかの地域で震度5強以上の地震が発生した場合、夜間、休日等の別を問わず、速やかに前項の緊急点検等を行わなければならない。
- 4 乙は第2項に規定する緊急点検等を行い、指定施設が福祉避難所として使用することができることの可否について、一義的判断を行い、甲にその状況等を報告する。
- 5 乙は、自らが被災する等止むを得ない事情により、利用者等の安全確保、指定施設の緊急点検等に対応できない場合は、速やかにその状況を甲に連絡するものとする。

## (実施体制)

第8条 甲と乙は、あらかじめ第6条に規定する災害時等における各担当業務の具体的な内容について協議し、それを明確にするとともに、実施するための双方の指揮命令系統や責任体制等を明らかにしなければならない。

- 2 前項の内容に変更が生じた場合は、甲乙協議の上、体制等を変更することができる。
- 3 前項の変更の場合においては、甲と乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、その連絡先を随時変更することができる。

## (避難者名簿の作成)

第9条 甲は、第3条により要援護者等を受け入れるときには、要援護者等の氏名、年齢、性別、住所等を記載した避難者名簿を作成するものとし、乙は必要に応じて名簿作成に協力するものとする。

## (状況把握)

第10条 乙は、福祉避難所の収容状況、運営状況及び災害備蓄品の状況等について、把握に努めるものとし、適宜、甲に報告を行う。

## (費用負担)

第11条 災害時等の施設使用により指定施設に発生した損害、甲の施設使用に協力することにより発生した費用等については、第6条により休止したサービスがある場合はこれを考慮した上で、甲が負担するものとする。ただし、甲乙協議の上、乙が負担することを適当と認める場合は、この限りではない。

## (備蓄及び訓練等)

第12条 甲と乙は、その管理する施設及び設備等について、災害時等に備え、安全性の確保、消火、救出救助等のための資機材の整備、飲料水、食料等の備蓄、その他の対策の推進を図らなければならない。

2 乙は、その能力を活用して積極的に防災区民組織等と連携を図るよう努めるものとする。

3 乙は、災害時等の予防のため、あらかじめ具体的計画を記載したマニュアルを整備する等、防災等の体制を整え、職員への必要な訓練を行うとともに、区又は地域住民が行う防災訓練等に積極的に参加するよう努めなければならない。

## (補償等)

第13条 甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）第5条の規定を準用し、同条に定める損害補償の基準の額を限度として、補償を行う。

2 甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を与えた場合（当該損害が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。）において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行う。

## (荒川区外における災害時における協力)

第14条 甲は、荒川区外における災害時等により、指定施設を避難所として使用する必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

(その他)

第15条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(協定期間)

第16条 この協定の有効期間は協定締結日から 年 月 日とする。ただし期間満了の3か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定の解除、又は変更等の意思表示がない場合は、期間満了の翌日からさらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区

荒川区長

乙

## 災害時における施設等の利用に関する協定

荒川区（以下「甲」という。）と日暮里ホテルマネジメント合同会社（以下「乙」という。）は、災害時における施設等の利用に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、荒川区内で地震、風水害、その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部を、地震時の避難所や風水害時の避難場所等として利用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## （利用対象者）

第2条 本協定により開設する施設（地震時は「避難所」、風水害時は「避難場所」として開設するものとする。以下「避難所等」という。）を利用する対象者は、空室については、社会福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない程度の者のうち、災害時に在宅での避難が困難であり、かつ一般の避難者を受け入れるために区が開設する避難所や避難場所において一定の配慮を必要とする次に掲げる者とする。

（1）常時、生命維持のために電源の確保を必要とする医療的ケア児・者

（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に居住する障害者

（3）前各号に掲げる者のほか、その他、甲が必要と認める者

2 前項第2号に掲げる者は、土砂災害の発生の危険性が高まる風水害時において利用できるものとする。

3 前各項の規定にかかわらず、その他乙の指定する場所を利用する対象者は、甲乙協議の上、定めるものとする。

## （支援者の受入れ）

第3条 避難所等においては、前条に規定する者のほか、その者に避難所等での生活において必要な支援を行う、家族等の支援者を受け入れるものとする。

## （使用範囲）

第4条 甲が、避難所等として利用できる範囲は、以下の施設における空室及びその他乙の指定する場所とする。

| 名称        | 所在地                |
|-----------|--------------------|
| ホテルラングウッド | 東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号 |

## （避難所等の開設及び管理運営）

第5条 甲は、災害時に避難所等を開設する必要が生じた場合、乙に対して避難所等の開設及び管理運営を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、原則として避難所等使用要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭又は電話等その他通信可能な手段により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、甲からの要請を受けた場合は、乙の人員体制、空室状況等を確認の上、避難所等

の開設の可否を遅滞なく甲に回答するものとする。

4 乙は、前項の甲からの要請に対し、可と回答した場合は、避難所等の管理運営について、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第2条及び第3条に規定する者（以下「避難者」という。）の宿泊上の支援及び相談

(2) その他甲の要請により、乙が応じられる事項

5 甲は、必要に応じて、乙に食料品、生活物資等を供給するものとする。

6 乙の避難所等の管理運営に当たり、甲は、以下に掲げる各号について承諾するものとする。

(1) 避難者に乙の宿泊約款及び利用規則を遵守させる義務を負うこと。

(2) 避難所等を開設した場合においても、二次災害等その他事由により乙の従業員が出勤できない等、乙が、当直者の配置および必要人員数の確保等ができない可能性があること。

(3) 避難所等を開設した場合においても、乙の事業の性質、空室状況その他の事由により、乙が、甲の要請内容に沿わない可能性があること（避難所等として確保する面積規模、人員体制、従事する者の技術水準等を含むがこれらに限られない。）。

(4) 特別な配慮が必要な者（介護、支援または看護が必要な高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦および傷病者等を含むがこれらに限られない。）に対して、対応できない可能性があること。

（避難の状況に応じた対応の要請）

第6条 乙は、避難所等の管理運営のために、甲の協力を必要とするときは、甲に対し、避難の状況に応じた対応を要請することができるものとする。

2 甲は、乙からの要請を受けた場合は、速やかに避難所等への人員の派遣や避難所等以外の施設への誘導等の必要な措置を講ずるものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時において、速やかに相互に連絡を取るものとする。

（開設期間）

第8条 避難所等の開設期間は、原則として、第5条の規定による甲の要請の時から、災害の危険等がなくなり、全ての避難者が避難所等から退去するまでとする。

（避難所等の終了）

第9条 甲は、避難所等の利用を終了する際は、乙に避難所等使用終了届（第2号様式）を提出するとともに、避難所等を原状に復し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

2 甲は、乙が早期に事業を再開できるよう、避難所等の早期閉鎖に努めるとともに、避難所等の閉鎖に当たっては、甲の責任において、避難者を避難所等から退去させ、自宅や避難所等以外の施設へ誘導するものとする。

（費用負担）

第10条 甲は、第5条第4項の規定により乙が実施した業務に係る費用を負担するものとする。なお、甲が負担する費用の範囲は、空室については一泊につき室料7,000円（税込）とし、その他乙の指定する場所については甲乙協議の上、定めるものとする。

（請求及び支払）

第11条 乙は、前条に定めた費用を甲に請求する場合は、避難所等使用費用請求書（第3号様式）により請求するものとする。



- 2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときから1か月以内に、乙指定の金融機関口座に送金し、当該費用を支払うものとする。なお、送金手数料は甲の負担とする。

(情報の適正管理)

第12条 甲は、本協定の履行により知り得た避難所等の警備に関する情報を紛失、漏洩、又は第三者に提供してはならず、また、本協定の目的以外に利用してはならない。なお、本協定が終了した後も同様とする。

- 2 乙は、本協定の履行により知り得た避難者の個人情報情報を紛失、漏洩、又は第三者に提供してはならず、また、本協定の目的以外に利用してはならない。なお、本協定が終了した後も同様とする。

- 3 甲及び乙は、第9条第1項の規定により避難所等の利用を終了する際は、本協定の履行により知り得た避難所等の警備に関する情報や避難者の個人情報について、速やかに返還又は適切に廃棄しなければならない。

(避難時の事故等に係る責任等)

第13条 避難所等の利用中に、その設備等に損害が生じた場合、乙は、乙に故意又は重過失がない限り、当該損害を及ぼした者に対し賠償の請求を行うものとする。ただし、損害を及ぼした者に補償能力がない場合又は損害を及ぼした者を特定することができない場合には、原則として甲が負担するものとし、その額については、甲乙協議の上決定するものとする。

- 2 避難所等の利用中に、避難者に疾病、事故及びその他損害が生じた場合は、乙に故意又は重過失がない限り、乙は責任を負わないものとし、甲は避難者にこれを承諾させるものとする。

- 3 本協定の履行に関し、避難者を含む第三者との紛争が生じた場合、甲乙協議の上、互いに協力して当該紛争を処理解決するものとする。

(損害補償)

第14条 甲は、乙が実施した協力業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和36年荒川区条例第8号)に基づき補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和4年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲と乙のいずれからも本協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第16条 本協定に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年10月8日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都港区西新橋一丁目2番9号  
日暮里ホテルマネジメント合同会社  
代表者 代表社員 日暮里一般社団法人  
職務執行者 山本 俊祐

## 災害時における施設等の利用に関する協定

荒川区（以下「甲」という。）と株式会社ティーケーピー（以下「乙」という。）は、災害時における施設等の利用に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、荒川区内で地震、風水害、その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部を、地震時の避難所や風水害時の避難場所等として利用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## （利用対象者）

第2条 本協定により開設する施設（地震時は「避難所」、風水害時は「避難場所」として開設するものとする。以下「避難所等」という。）を利用する対象者は、空室については、社会福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない程度の者のうち、災害時に在宅での避難が困難であり、かつ一般の避難者を受け入れるために区が開設する避難所や避難場所において一定の配慮を必要とする次に掲げる者とする。

（1）常時、生命維持のために電源の確保を必要とする医療的ケア児・者

（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に居住する障害者

（3）前各号に掲げる者のほか、その他、甲が必要と認める者

2 前項第2号に掲げる者は、土砂災害の発生の危険性が高まる風水害時において利用できるものとする。

3 前各項の規定にかかわらず、その他乙の指定する場所を利用する対象者は、甲乙協議の上、定めるものとする。

## （支援者の受入れ）

第3条 避難所等においては、前条に規定する者のほか、その者に避難所等での生活において必要な支援を行う、家族等の支援者を受け入れるものとする。

## （使用範囲）

第4条 甲が、避難所等として利用できる範囲は、以下の施設における空室及びその他乙の指定する場所とする。

| 名称               | 所在地                |
|------------------|--------------------|
| アパホテル〈TKP 日暮里駅前〉 | 東京都荒川区東日暮里五丁目52番9号 |

## （避難所等の開設及び管理運営）

第5条 甲は、災害時に避難所等を開設する必要が生じた場合、乙に対して避難所等の開設及び管理運営を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、原則として避難所等使用要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭又は電話等その他通信可能な手段により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、甲からの要請を受けた場合は、乙の人員体制、空室状況等を確認の上、避難所等の開設の可否を遅滞なく甲に回答するものとする。

4 乙は、前項の甲からの要請に対し、可と回答した場合は、避難所等の管理運営について、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第2条及び第3条に規定する者（以下「避難者」という。）の宿泊上の支援及び相談
- (2) その他甲の要請により、乙が応じられる事項

5 甲は、必要に応じて、乙に食料品、生活物資等を供給するものとする。

6 乙の避難所等の管理運営に当たり、甲は、以下に掲げる各号について承諾するものとする。

- (1) 避難者に乙の宿泊約款及び利用規則を遵守させる義務を負うこと。
- (2) 避難所等を開設した場合においても、二次災害等その他事由により乙の従業員が出勤できない等、乙が、当直者の配置および必要人員数の確保等ができない可能性があること。
- (3) 避難所等を開設した場合においても、乙の事業の性質、空室状況その他の事由により、乙が、甲の要請内容に沿わない可能性があること（避難所等として確保する面積規模、人員体制、従事する者の技術水準等を含むがこれらに限られない。）。
- (4) 特別な配慮が必要な者（介護、支援または看護が必要な高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦および傷病者等を含むがこれらに限られない。）に対して、対応できない可能性があること。

（避難の状況に応じた対応の要請）

第6条 乙は、避難所等の管理運営のために、甲の協力を必要とするときは、甲に対し、避難の状況に応じた対応を要請することができるものとする。

2 甲は、乙からの要請を受けた場合は、速やかに避難所等への人員の派遣や避難所等以外の施設への誘導等の必要な措置を講ずるものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時において、速やかに相互に連絡を取るものとする。

（開設期間）

第8条 避難所等の開設期間は、原則として、第5条の規定による甲の要請の時から、災害の危険等がなくなり、全ての避難者が避難所等から退去するまでとする。

（避難所等の終了）

第9条 甲は、避難所等の利用を終了する際は、乙に避難所等使用終了届（第2号様式）を提出するとともに、避難所等を原状に復し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

2 甲は、乙が早期に事業を再開できるよう、避難所等の早期閉鎖に努めるとともに、避難所等の閉鎖に当たっては、甲の責任において、避難者を避難所等から退去させ、自宅や避難所等以外の施設へ誘導するものとする。

（費用負担）

第10条 甲は、第5条第4項の規定により乙が実施した業務に係る費用を負担するものとする。なお、甲が負担する費用の範囲は、空室については一泊につき室料7,000円（税込）とし、その他乙の指定する場所については甲乙協議の上、定めるものとする。

（請求及び支払）

第11条 乙は、前条に定めた費用を甲に請求する場合は、避難所等使用費用請求書（第3号様式）により請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときから1か月以内に、乙指定の金融機関

口座に送金し、当該費用を支払うものとする。なお、送金手数料は甲の負担とする。

(情報の適正管理)

第12条 甲は、本協定の履行により知り得た避難所等の警備に関する情報を紛失、漏洩、又は第三者に提供してはならず、また、本協定の目的以外に利用してはならない。なお、本協定が終了した後も同様とする。

2 乙は、本協定の履行により知り得た避難者の個人情報情報を紛失、漏洩、又は第三者に提供してはならず、また、本協定の目的以外に利用してはならない。なお、本協定が終了した後も同様とする。

3 甲及び乙は、第9条第1項の規定により避難所等の利用を終了する際は、本協定の履行により知り得た避難所等の警備に関する情報や避難者の個人情報について、速やかに返還又は適切に廃棄しなければならない。

(避難時の事故等に係る責任等)

第13条 避難所等の利用中に、その設備等に損害が生じた場合、乙は、乙に故意又は重過失がない限り、当該損害を及ぼした者に対し賠償の請求を行うものとする。ただし、損害を及ぼした者に補償能力がない場合又は損害を及ぼした者を特定することができない場合には、原則として甲が負担するものとし、その額については、甲乙協議の上決定するものとする。

2 避難所等の利用中に、避難者に疾病、事故及びその他損害が生じた場合は、乙に故意又は重過失がない限り、乙は責任を負わないものとし、甲は避難者にこれを承諾させるものとする。

3 本協定の履行に関し、避難者を含む第三者との紛争が生じた場合、甲乙協議の上、互いに協力して当該紛争を処理解決するものとする。

(損害補償)

第14条 甲は、乙が実施した協力業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和36年荒川区条例第8号)に基づき補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和4年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲と乙のいずれからも本協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第16条 本協定に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年10月8日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都新宿区八幡町8番地  
株式会社ティーケーピー  
代表者 代表取締役 河野 貴輝

## 災害時における施設等の利用に関する協定

荒川区（以下「甲」という。）と株式会社マイステイズ・ホテル・マネジメント（以下「乙」という。）は、災害時における施設等の利用に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、荒川区内で地震、風水害、その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部を、地震時の避難所や風水害時の避難場所等として利用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## （利用対象者）

第2条 本協定により開設する施設（地震時は「避難所」、風水害時は「避難場所」として開設するものとする。以下「避難所等」という。）を利用する対象者は、空室については、社会福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない程度の者のうち、災害時に在宅での避難が困難であり、かつ一般の避難者を受け入れるために区が開設する避難所や避難場所において一定の配慮を必要とする次に掲げる者とする。

（1）常時、生命維持のために電源の確保を必要とする医療的ケア児・者

（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に居住する障害者

（3）前各号に掲げる者のほか、その他、甲が必要と認める者

2 前項第2号に掲げる者は、土砂災害の発生の危険性が高まる風水害時において利用できるものとする。

3 前各項の規定にかかわらず、その他乙の指定する場所を利用する対象者は、甲乙協議の上、定めるものとする。

## （支援者の受入れ）

第3条 避難所等においては、前条に規定する者のほか、その者に避難所等での生活において必要な支援を行う、家族等の支援者を受け入れるものとする。

## （使用範囲）

第4条 甲が、避難所等として利用できる範囲は、以下の施設における空室及びその他乙の指定する場所とする。

| 名称           | 所在地                |
|--------------|--------------------|
| ホテルマイステイズ日暮里 | 東京都荒川区東日暮里五丁目43番7号 |

## （避難所等の開設及び管理運営）

第5条 甲は、災害時に避難所等を開設する必要がある場合、乙に対して避難所等の開設及び管理運営を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、原則として避難所等使用要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭又は電話等その他通信可能な手段により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、甲からの要請を受けた場合は、乙の人員体制、空室状況等を確認の上、避難所等

の開設の可否を遅滞なく甲に回答するものとする。

4 乙は、前項の甲からの要請に対し、可と回答した場合は、避難所等の管理運営について、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第2条及び第3条に規定する者（以下「避難者」という。）の宿泊上の支援及び相談

(2) その他甲の要請により、乙が応じられる事項

5 甲は、必要に応じて、乙に食料品、生活物資等を供給するものとする。

6 乙の避難所等の管理運営に当たり、甲は、以下に掲げる各号について承諾するものとする。

(1) 避難者に乙の宿泊約款及び利用規則を遵守させる義務を負うこと。

(2) 避難所等を開設した場合においても、二次災害等その他事由により乙の従業員が出勤できない等、乙が、当直者の配置および必要人員数の確保等ができない可能性があること。

(3) 避難所等を開設した場合においても、乙の事業の性質、空室状況その他の事由により、乙が、甲の要請内容に沿わない可能性があること（避難所等として確保する面積規模、人員体制、従事する者の技術水準等を含むがこれらに限られない。）。

(4) 特別な配慮が必要な者（介護、支援または看護が必要な高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦および傷病者等を含むがこれらに限られない。）に対して、対応できない可能性があること。

（避難の状況に応じた対応の要請）

第6条 乙は、避難所等の管理運営のために、甲の協力を必要とするときは、甲に対し、避難の状況に応じた対応を要請することができるものとする。

2 甲は、乙からの要請を受けた場合は、速やかに避難所等への人員の派遣や避難所等以外の施設への誘導等の必要な措置を講ずるものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時において、速やかに相互に連絡を取るものとする。

（開設期間）

第8条 避難所等の開設期間は、原則として、第5条の規定による甲の要請の時から、災害の危険等がなくなり、全ての避難者が避難所等から退去するまでとする。

（避難所等の終了）

第9条 甲は、避難所等の利用を終了する際は、乙に避難所等使用終了届（第2号様式）を提出するとともに、避難所等を原状に復し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

2 甲は、乙が早期に事業を再開できるよう、避難所等の早期閉鎖に努めるとともに、避難所等の閉鎖に当たっては、甲の責任において、避難者を避難所等から退去させ、自宅や避難所等以外の施設へ誘導するものとする。

（費用負担）

第10条 甲は、第5条第4項の規定により乙が実施した業務に係る費用を負担するものとする。なお、甲が負担する費用の範囲は、空室については一泊につき室料7,000円（税込）とし、その他乙の指定する場所については甲乙協議の上、定めるものとする。

（請求及び支払）

第11条 乙は、前条に定めた費用を甲に請求する場合は、避難所等使用費用請求書（第3号様式）により請求するものとする。



- 2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときから1か月以内に、乙指定の金融機関口座に送金し、当該費用を支払うものとする。なお、送金手数料は甲の負担とする。

(情報の適正管理)

- 第12条 甲は、本協定の履行により知り得た避難所等の警備に関する情報を紛失、漏洩、又は第三者に提供してはならず、また、本協定の目的以外に利用してはならない。なお、本協定が終了した後も同様とする。

- 2 乙は、本協定の履行により知り得た避難者の個人情報情報を紛失、漏洩、又は第三者に提供してはならず、また、本協定の目的以外に利用してはならない。なお、本協定が終了した後も同様とする。

- 3 甲及び乙は、第9条第1項の規定により避難所等の利用を終了する際は、本協定の履行により知り得た避難所等の警備に関する情報や避難者の個人情報について、速やかに返還又は適切に廃棄しなければならない。

(避難時の事故等に係る責任等)

- 第13条 避難所等の利用中に、その設備等に損害が生じた場合、乙は、乙に故意又は重過失がない限り、当該損害を及ぼした者に対し賠償の請求を行うものとする。ただし、損害を及ぼした者に補償能力がない場合又は損害を及ぼした者を特定することができない場合には、原則として甲が負担するものとし、その額については、甲乙協議の上決定するものとする。

- 2 避難所等の利用中に、避難者に疾病、事故及びその他損害が生じた場合は、乙に故意又は重過失がない限り、乙は責任を負わないものとし、甲は避難者にこれを承諾させるものとする。

- 3 本協定の履行に関し、避難者を含む第三者との紛争が生じた場合、甲乙協議の上、互いに協力して当該紛争を処理解決するものとする。

(損害補償)

- 第14条 甲は、乙が実施した協力業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和36年荒川区条例第8号)に基づき補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

- 第15条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和5年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲と乙のいずれからも本協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

- 第16条 本協定に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年5月31日

- 甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎
- 乙 東京都港区六本木六丁目2番31号  
株式会社マイステイズ・ホテル・マネジメント  
代表者 代表取締役社長 代田 量一

## 災害時における語学ボランティア協力に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と荒川警察署（以下「乙」という。）と南千住警察署（以下「丙」という。）と尾久警察署（以下「丁」という。）と学校法人新井学園赤門会日本語学校（以下「戊」という。）は、災害時における語学ボランティア協力に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、荒川区内に災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、区内において外国人居住者及び外国人観光客等が避難し、避難生活などに支障が生じているときに、甲乙丙丁からの協力要請に基づき、戊に在籍する日本語が堪能な外国人留学生（以下「語学ボランティア」という。）が行う通訳活動について必要な事項を定めるものとする。

## （用語の定義）

第2条 この協定にいう災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定めるものをいう。

## （語学ボランティアの協力）

第3条 甲乙丙丁は、区内で外国人居住者及び外国人観光客等の避難生活などに支障が生じている情報を入手し、通訳等支援の必要があると認めるときは、戊に対し、語学ボランティアの協力を求め、戊は、戊に在籍する外国人留学生の協力を得よう努めるものとする。ただし、戊に在籍する外国人留学生が被災、若しくは活動場所周辺の被害状況により到着が困難と認められる場合は、この限りではない。

## （協力要請）

第4条 甲乙丙丁は、戊に対し語学ボランティアの協力要請をする場合は、活動期間、活動場所、活動内容、対応言語、協力人数等の必要事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、書面で要請するいとまがなく緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は直接口頭をもって必要な事項を通知するものとし、事後速やかに書面を交付するものとする。

2 前項の協力要請について、戊の所在地を管轄しない丙丁は、甲を通じて要請するものとする。

## （費用の負担）

第5条 この協定に基づく活動により発生した費用については、無償とする。

## （損害補償）

第6条 この協定に基づく活動に関し、語学ボランティアが被った損害の補償はボランティア保険によるものとする。

2 前項のボランティア保険の保険料については、甲が負担するものとする。

(期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成30年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲乙丙丁戊のいずれからこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙丁戊協議の上、定めるものとする。

本協定書は、5通作成し甲乙丙丁戊それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年3月13日

(甲) 荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区

代表者 荒川区長

西川 太一郎

(乙) 荒川区荒川三丁目1番2号

警視庁荒川警察署

代表者 荒川警察署長

武田 宗洋

(丙) 荒川区南千住六丁目45番43号

警視庁南千住警察署

代表者 南千住警察署長

木梨 貴之

(丁) 荒川区西尾久三丁目8番5号

警視庁尾久警察署

代表者 尾久警察署長

坂元 徳仁

(戊) 荒川区東日暮里六丁目39番12号

学校法人新井学園

赤門会日本語学校

代表者 理事長

新井 時賛

## 災害時におけるトレーラーハウスの優先貸出に関する協定

荒川区（以下「甲」という。）、トレーラーハウスデベロップメント株式会社（以下「乙」という。）は、災害時におけるトレーラーハウスの優先貸出に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害において、乙が保有するトレーラーハウスを甲に貸し出すことを通じて、災害支援活動等を円滑に実施することを目的とする。

（業務内容）

第2条 前条の目的を達成するため、乙は、次に掲げる事項（以下「本事項」という。）の実施について甲に協力する。

- （1）動物保護活動に関すること。
- （2）ボランティア活動に関すること。
- （3）医療救護活動に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、甲乙協議の上、前条の目的達成のために必要と認めた事項

（協力の要請）

第3条 甲は、荒川区地域防災計画に基づき、本事項を実施する必要がある場合は、乙に対し、トレーラーハウス等の優先貸出を要請するものとする。

（本事項の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から本事項実施の要請があったときは、可能な限り、甲が指定する場所へトレーラーハウス運搬、設置を行うものとする。

2 乙は、本事項の実施状況について甲の求めがあったときは、速やかに甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 トレーラーハウスのレンタル料等が発生した場合については、当該災害時直前の価格相当額を参考とし、甲乙協議の上、甲が費用を負担する。

（安全の確保）

第6条 乙は、トレーラーハウスの運行上の安全を確保するため、経路の選定及び運搬の可否を判断することができる。この場合において、乙は、甲にその旨を速やかに報告するものとする。

（事故等）

第7条 乙は、本事項の実施中に事故が発生したときは、甲に対し、直ちにその状況を報告するものとする。

（賠償）

第8条 甲は、その責に帰すべき事由により、本事項により貸し出されたトレーラーハウスに損害を与えたときは、乙に対しその損害に相当する額の範囲内で賠償するものとする。

2 乙は、本事項の実施中にその責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害に相当する額の範囲内で賠償を行うものとする。

(損害補償)

第9条 甲の要請に基づき、本事項に従事した者が、本事項により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者にかかる損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）の定めるところに準じて、甲がその損害を補償する。

(連絡体制等)

第10条 甲、乙は、本事項の実施に係る責任者及びその連絡先を相互に定めるものとする。

(協定期間及び更新)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲、乙のいずれからもこの協定終了の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第12条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定の定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、甲、乙は本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年3月28日

甲 東京都荒川区荒川2丁目2番3号  
荒川区

代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都中央区日本橋小伝馬町2-5  
メトロシティ小伝馬町9F  
トレーラーハウスデベロップメント株式会社  
代表取締役社長 大原 邦彦

災害時における動物救護活動に関する協定書

荒川区を甲とし、荒川区獣医師会を乙とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、荒川区地域防災計画に基づき、甲が行う動物救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請等)

第2条 甲は、荒川区地域防災計画に基づく動物救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、協力を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、速やかにこれに協力するものとする。

(動物救護活動の場所)

第3条 乙は、甲が指定する場所等において、動物救護活動を実施するものとする。

(動物救護活動の内容)

第4条 乙の行う動物救護活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 負傷した動物に対する応急処置
- (2) 重傷動物等の後方医療施設への搬送の要否の決定
- (3) 動物の死亡の確認
- (4) 甲の行う動物救護活動に対する指導及び公衆衛生活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な応急業務

(費用弁償等)

第5条 甲の要請に基づき、乙が動物救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 動物救護活動において携行した医薬品等の実費弁償
- (2) 動物救護活動において獣医師等が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(細目)

第6条 この協定の実施に関する細目は、別途定める。

(協議)

第7条 この協定の実施に定めのない事項及び協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定期間)

第8条 この協定は、協定の締結の日から平成22年3月31日までの期間有効とする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲乙から何ら申出がない場合は、更に1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

上記協定の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

平成21年5月27日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西 川 太一郎

乙 東京都荒川区東日暮里一丁目32番1号  
荒川区獣医師会  
代表者 会 長 安 部 浩 之



## 災害時における区有施設の緊急処置に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と荒川区機械設備防災協力会（以下「乙」という。）は、災害時における区有施設の緊急処置に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、荒川区内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、甲が荒川区地域防災計画に基づく救援・救護活動の一環として、避難所及び二次避難所にあてる区有施設の給排水設備の復旧業務（以下「業務」という。）について、乙から優先的に業務の提供を受けることにより、災害時における救援・救護活動の円滑な遂行を図ることを目的とする。

## （要請）

第2条 甲は、荒川区内に災害が発生し、又は発生する恐れのある場合は、必要に応じて乙に対し、業務の要請を行うものとする。

2 前項の規定による要請は、具体的な災害の状況に応じて日時及び場所を指定した上、文書、ファックス、インターネット、電話等の方法により行うものとする。

## （業務の提供）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請があったときは、特別な理由がない限り、業務を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により業務を行うときは、事前に甲と協議し、その指示に従うものとする。

## （費用）

第4条 乙が業務に要した費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用は、通常要する実費であって、かつ、甲の認定を受けた金額とする。

3 甲は、乙から前項の要件を満たす費用の請求があったときは、速やかにその費用を支払うものとする。

## （災害補償）

第5条 甲は、業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、東京都荒川区災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年条例第8号）に基づき、これを補償するものとする。

## （損害賠償）

第6条 甲は、業務に従事した者が、甲の責めに帰すべき事由により、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、業務の実施に伴い、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

## （報告）

第7条 乙は、業務を完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

2 乙は、毎年4月に、災害時に業務が可能な事業所を甲に報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成12年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日の3箇月前までに、甲、乙のいずれからこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間はさらに1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定の解釈について、疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成11年8月26日

(甲) 東京都荒川区荒川二丁目2番3号

東京都荒川区

荒川区長 藤 枝 和 博

(乙) 東京都荒川区町屋二丁目10番14号

荒川区機械設備防災協会

会 長 高 木 義 夫

## 災害時等における電力復旧等に関する相互支援協定

荒川区（以下「甲」という。）及び東京電力パワーグリッド株式会社上野支社（以下「乙」という。）は、災害時等における電力復旧等に関する甲乙間の相互支援の基本的な事項について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的とする。

## （連絡責任者）

第2条 この協定の内容の円滑な遂行を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

2 前項の連絡責任者は、甲にあっては防災課長の職にある者とし、乙にあっては上野地域渉外担当の職にある者とする。

## （災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時、次に掲げるとおり情報を相互に提供する。

- (1) 甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリストを作成し、更新の都度随時提供
- (2) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- (3) 乙は甲に対し、甲の所管施設の停電発生状況、復旧見込み、停電に関連する体制確保状況などの情報を提供
- (4) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

## （相互支援の内容）

第4条 甲乙間における相互支援の内容は、次の各号に掲げる事項について自らが行う業務に支障のない範囲において相互に協力する。

- (1) 復旧活動の拠点としての場所が必要な場合は、甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用について要請し、提供する。
- (2) 乙は、荒川区災害対策本部（以下「本部」という。）が設置された場合には、本部

及び本部に置かれた場所に情報連絡要員を派遣し、被災情報を適宜収集できるものとする。

- (3) 乙は、電気の取扱いに関する注意事項、電力復旧の進捗状況、電力需給のひっ迫状況等を区民に広く周知する必要がある場合は、甲に要請し、甲が所有する地域防災無線等を使用することができるものとする。
- (4) 甲は、既存電力契約がない避難場所等に仮設電力を設置する必要がある場合は、仮設電力設置を乙に要請し、乙は、仮設電力設備までの外線電力の供給を行う。この場合において、仮設電力設備からの内線工事については、甲が行うものとする。
- (5) 既存電力契約がある避難場所等の甲の施設において停電が発生した場合において、当該施設への外線電力が確保されていないときは、甲は、乙に対し外線電力の確保を要請し、乙は、当該要請に基づき、外線電力を確保するように努める。ただし、当該施設への外線電力が確保されている場合は、甲は、自らにおいて内線工事を行う。
- (6) 停電復旧作業及び啓開作業の支障となる障害物等の除去について、甲及び乙が相互に協力して作業を行うものとする。なお、甲及び乙の役割や具体的な実施事項については、別に覚書等を締結し定めるものとする。
- (7) 平時においても、甲及び乙は、電力設備への被害が想定される個所の予防伐採について、情報共有等の協力体制を図るものとし、甲及び乙は連携し可能な範囲において必要な措置を講じる。
- (8) その他甲及び乙が協議により必要と認めた事項

(電力復旧活動に伴う要請の簡略化)

第5条 前条に規定する相互支援を実施するに当たり必要な要請は、その緊急性にかんがみ、口頭によりこれを行うことができる。この場合において、後日、必要に応じて文書による手続を行うものとする。

(費用負担)

第6条 第4条に規定する相互支援（同条第6号に関わるものを除く。）を実施するに当たり法令等に特段の定めがある場合を除き、原則、無償とする。

2 前項の規定により負担すべき額は、適正な方法により算出した額とし、甲乙協議の上その都度定める。

（協定期間）

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和4年3月31日までとする。

ただし、当該期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙の一方からこの協定を終了させる旨の意思表示をしないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に1年間継続するものとする。以後においてもまた同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項で疑義が生じたものについては、誠意をもって、甲乙協議の上定める。

上記協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和4年7月29日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都台東区竜泉二丁目18番6号  
東京電力パワーグリッド株式会社上野支社  
支社長 平岩 直哉

## 災害時における停電復旧作業及び啓開作業の相互協力に関する覚書

荒川区（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社上野支社（以下「乙」という。）は、令和4年7月29日付けで締結した「災害時等における電力復旧等に関する相互支援協定」第4条第6号に基づき、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

## （目的及び原則）

- 第1条 本覚書は、甲及び乙が停電復旧作業並びに道路及びその他区域の啓開作業を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう相互協力を行うことを目的とする。
- 2 相互協力にあたっては所管法令等の定めに従って対応するものとする。なお、停電の長期化や復旧に緊急を要する状況などにおいては、双方協議のうえ、必要と認められる場合に、災害対策基本法に基づき相互に協力する。

## （対象区域）

- 第2条 本覚書の対象となる区域は、甲が管理する道路区域を原則とし、道路啓開に必要と判断された場合は、道路法第44条に基づき指定された沿道区域を含むものとする。
- 2 その他に相互の協力が必要な区域が発生した場合については、甲乙協議のうえ必要な範囲について定めるものとする。

## （対象作業）

- 第3条 本覚書の対象となる作業は、乙が行う停電復旧作業及び甲が行う啓開作業の支障となる電力設備及び樹木・土砂等の障害物の除去作業を対象とする。

## （要請の手続）

- 第4条 乙が甲に対して停電復旧作業への協力若しくは啓開作業の実施を要請する場合又は甲が乙に対して啓開作業への協力若しくは停電復旧作業の実施を要請する場合は、原則としてあらかじめ次の各号に定める事項を記載したメール等電子媒体を提出するものとする。
- （1）要請の種別（電力設備の除去／障害物の除去／両者）
  - （2）場所（直近の電柱番号、住所、地図等）
  - （3）作業内容
  - （4）作業希望日時
  - （5）要請者連絡先
  - （6）その他必要な事項
- 2 緊急と判断された場合には、口頭又は電話等で要請を行うことができる。ただし、作業の実施後、前項に基づく手続きを行う。

(道路区域における作業の実施)

第5条 甲又は乙が要請を受けた場合、災害時に担う自らの業務に支障のない範囲で作業を行うものとする。

2 甲は、迅速な道路啓開に乙の電気工作物が支障をきたすと判断した際は、乙からの要請の有無にかかわらず、乙に代わり障害物の除去作業を実施することができる。

3 前項の作業を実施する際、甲は乙に対し、現場の安全確認を判断できる技術員の派遣を要請する。

4 乙は、停電復旧を早期に実施するにあたってやむを得ない場合、甲からの要請を待たず、電話等で甲に連絡したうえで啓開作業を実施することができる。

(障害物等の保管、土地の一時使用)

第6条 乙は、除去作業を行った際における障害物等の移動先は、災害対策基本法第64条第1項の規定に基づき、甲の指示に従うものとする。

(その他区域における作業の実施)

第7条 第2条第2項の区域における作業については、第5条の規定に準じて甲乙協議のうえ実施するものとする。

(費用負担)

第8条 第5条に基づき実施された復旧作業及び啓開作業の費用負担は、別添1「災害時における障害物の除去等に関わる停電復旧作業・道路啓開作業の費用負担」による。

2 甲及び乙は前項による請求を精査し速やかに費用を支払う。

(連絡体制)

第9条 甲及び乙は、自然災害に伴い所管施設に被害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、別添2「災害時における障害物の除去等に関わる連携体制」に基づき、相互に綿密に連携を図るものとする。

2 前項の連絡体制に係る各機関部署の窓口に変更が生じた場合は、随時更新のうえ、甲乙共有する。

(実施責任)

第10条 関係機関への周知並びに第三者からの問い合わせ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。

2 作業に伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

(定めのない事項等)

第 11 条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年7月29日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都台東区竜泉二丁目18番6号  
東京電力パワーグリッド株式会社上野支社  
支社長 平岩 直哉



## 災害時における段ボール製品等の調達業務に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と興亜紙業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における段ボール製品等の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、荒川区内に地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合における段ボール製品等の円滑な調達業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （要請）

第2条 甲は、災害時において段ボール製品等を調達する必要が生じたときは、書面により、乙に対し、物資供給等について要請をすることができる。ただし、甲が緊急を要するときは、口頭、電話、電子メール等により要請を行うことができるものとし、事後速やかに書面を提出するものとする。

## （要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

## （段ボール製品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する段ボール製品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) その他、乙の取扱商品で供給可能なもの

## （段ボール製品等の引取り）

第5条 段ボール製品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

2 乙は、段ボール製品等を引き渡す場合、品目、数量等を記載した納品書を引取り場所を管理する甲の職員又は甲の指定する者に提出する。

3 前項の納品書を受け取った引取り人は、段ボール製品等の品目、数量等を確認し、受領書を発行するものとする。

## （運搬体制の確保）

第6条 段ボール製品等の運搬については、乙又は乙が指定する者が行う。乙は、「緊急通行車両」の事前届出を関係機関に行い、運搬体制の確保に努める。

2 前項によることが困難な場合は、甲又は甲が指定する者が行う。

3 甲は、第1項及び前項による運搬に当たり、緊急又は優先車両として通行できるよう可能な限り配慮するものとする。

## （費用負担）

第7条 甲は、乙の協力により調達された段ボール製品等及び搬送の費用について、

次項の規定により決定した額を負担するものとする。

2 前項の段ボール製品等の対価及び搬送の費用については、災害発生時の直近の価格を基準とし、甲及び乙が協議した上で決定するものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては荒川区区民生活部防災課長、乙においては興亜紙業株式会社工場長とする。

(細目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲及び乙が協議した上で決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙のいずれから解除又は変更の申出がないときは、当該期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名の上、各1通を保有するものとする。

令和元年8月22日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都北区赤羽北一丁目16番13号  
興亜紙業株式会社  
代表者 代表取締役 平岡 利章

## 避難所用簡易間仕切りシステム及びハニカム製簡易ベッドの供給に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ボランティア・アーキテクト・ネットワーク（以下「乙」という。）は、災害時における避難所用簡易間仕切りシステム及びハニカム製簡易ベッド（以下「間仕切り等」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、荒川区内に地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合における乙の代表者が考案した間仕切り等の円滑な供給態勢に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （協力の要請）

第2条 甲は、災害時において避難所に間仕切り等を設置する必要があるときは、乙に対し、その供給を要請することができる。

2 甲は、甲が行う災害に備えた訓練等において間仕切り等が必要であるときは、乙に対し、その供給を要請することができる。

3 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、間仕切り等の改善を要請することができる。

4 第1項から第3項までの規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により行うことができる。この場合において、甲は、事後、速やかに当該文書を乙に提出するものとする。

## （協力等）

第3条 乙は、前条第1項から第3項までの規定による要請を受けたときは、当該要請に対し、可能な限り協力するものとする。

## （間仕切り等の引き渡し）

第4条 間仕切り等の引渡場所及び日時は、甲が災害時の状況に応じて指定するものとし、当該引渡場所までの間仕切り等の運搬は、乙又は乙が委託する者が行うものとする。ただし、乙又は乙が委託する者が当該運搬を行うことができない場合は、甲又は甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

## （間仕切り等の経費等）

第5条 甲は、間仕切り等の引渡しを受けた後、乙の請求に基づき速やかにその経費を乙に支払うものとする。

2 間仕切り等の経費は、甲、乙が協議して決定するものとする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

## （協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲及び乙が協議した上で決定するものとする。

(協定の効力及び更新)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかから解除又は変更の申出がないときは、当該期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和元年10月8日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都世田谷区松原五丁目2番4号  
特定非営利活動法人  
ボランティア・アーキテクト・ネットワーク  
代表者 坂 茂

## 災害時における段ボール製品等の優先供給に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と王子コンテナ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における段ボール製品等の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、荒川区内に地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合における段ボール製品等の調達に係る優先供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （要請）

第2条 甲は、災害時において段ボール製品等を調達する必要が生じたときは、書面により、乙に対し、物資の優先供給等について要請をすることができる。ただし、甲が緊急を要するときは、口頭、電話、電子メール等により要請を行うことができるものとし、事後速やかに書面を提出するものとする。

## （要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

## （段ボール製品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する段ボール製品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- （1）段ボール製簡易ベッド
- （2）卓上用パーテーション
- （3）段ボール製間仕切り
- （4）紙製簡易トイレ
- （5）トイレットペーパー
- （6）ティシュペーパー
- （7）紙おむつ
- （8）その他甲が指定するものであって、乙が供給可能なもの

## （段ボール製品等の引取り）

第5条 段ボール製品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

2 乙は、段ボール製品等を引き渡す場合、品目、数量等を記載した納品書を引取り場所を管理する甲の職員又は甲の指定する者に提出する。

3 前項の納品書を受け取った引取り人は、段ボール製品等の品目、数量等を確認し、受領書を発行するものとする。

## （運搬体制の確保）

第6条 段ボール製品等の運搬については、乙又は乙が指定する者が行う。乙は、「緊急通行車両」の事前届出を関係機関に行い、運搬体制の確保に努める。

2 甲は、第1項による運搬に当たり、緊急又は優先車両として通行できるよう可

能な限り配慮するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、乙の協力により供給された段ボール製品等及び搬送の費用について、次項の規定により決定した額を負担するものとする。

2 前項の段ボール製品等の対価及び搬送の費用については、災害発生時の直近の価格を基準とし、甲及び乙が協議した上で決定するものとする。

(細目)

第8条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(損害補償)

第9条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和36年7月10日荒川区条例第8号)によるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙のいずれかから解除又は変更の申出がないときは、当該期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲及び乙が協議した上で決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名の上、各1通を保有するものとする。

令和3年11月30日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区長 西川 太一郎

乙 神奈川県大和市上草柳460  
王子コンテナ株式会社東京工場  
工場長 秋山 秀二

## 災害時における米穀供給に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と、東京都米穀小売商業組合荒川支部（以下「乙」という。）との間において、地域防災対策における民間協力の一環として食糧の応急給与を必要とする災害が発生した場合に、区民に対する応急用米穀の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、荒川区地域防災計画に基づき、甲が行う応急給食活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （協力）

第2条 乙は、都知事認可米穀登録店としての食糧供給に関する社会的使命に基づき、災害時における区民の食糧の確保を図るため甲の要請に対し、協力するものとする。

2 乙は、所属各組合員（以下「組合員」という。）の店舗に約120kg（2俵）の精米をランニングストックし、災害時に甲の要請に基づき優先的に供給するものとする。

## （要請）

第3条 甲は、災害が発生し、精米を調達する必要がある場合は、乙に対し供給を要請する。

2 乙に対する甲の要請手続きについては、荒川区地域防災計画に定める担当部が行うものとし、要請にあたっては、甲は必要数量及び納入場所等その他必要事項は、その都度乙に指示するものとする。

## （供給）

第4条 乙は、前条の規定に基づく要請に対して、必要数量の精米を指定納入場所に納入するものとする。

2 前項の納入業務に従事する組合員は、甲の指示に従うものとする。

## （価格及び請求）

第5条 応急用精米の価格は、当該応急用精米を必要とする災害が発生した直前の標準価格又は指導価格とする。

2 乙は、第2条第2項の規定により、甲に応急用精米を納入したときは、前項の規定に基づく代金を請求するものとする。

3 乙は、甲の要請により応急用精米を輸送したときは、輸送に要した経費を甲に請求することができる。

## （支払）

第6条 甲は、乙から前条第2項及び第3項の規定により請求があったときは、別途契約手続きを経て、速やかに支払を行うものとする。

## （従事者の災害補償）

第7条 甲の要請に基づき応急用精米を輸送中に乙の組合員が負傷し、若しくは疾病にか

かり又は死亡した場合は、「災害に際し応急措置に従事した者の損害補償に関する条例」  
(昭和36年7月10日荒川区条例第8号)に基づき、これを補償するものとする。

(協力店の表示)

第8条 甲は、この協定に基づき組合員の店舗に、災害時協力店である旨の看板を掲示するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するための必要な細目は、別に定める。

(協議)

第10条 この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定又は細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成14年11月6日から平成15年11月5日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲乙からの申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定締結の証として、協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成14年11月 6日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒 川 区  
代表者 荒川区長 藤澤 志光

乙 東京都荒川区西日暮里二丁目15番2号  
東京都米穀小売商業組合荒川支部  
代表者 支部長 金子 守弘



## 災害時における米穀供給に関する協定細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における米穀供給に関する協定（以下「協定」という。）の規定に基づく活動の実施に際し、必要な事項を定めるものとする。

(要請の手続き)

第2条 協定第3条に基づく要請は、原則として要請書（別記様式）に記入して行うものとし、緊急止むを得ない場合は、口頭により行うものとする。

2 要請先は原則として支部長とし、支部長に事故あるときは、あらかじめ支部長が指名した者に対して行うものとする。

(納入及び検査)

第3条 乙は、甲の要請により応急用精米を納入したときは、納品書2通を作成し、甲に提出する。

2 甲は、納入された応急用精米と納品書を確認し、納品書の1通に確認者の氏名を記入し、乙に戻すものとする。

(代金の請求)

第4条 協定第5条の規定による代金及び所要経費の請求は、支部長が組合員のそれぞれの請求を一括とりまとめて甲に提出するものとする。

(その他)

第5条 協定第8条に定める看板の形状寸法等については、甲、乙協議のうえ決定し、甲が作成するものとする。

平成14年11月 6日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒 川 区  
代表者 荒川区長 藤澤 志光

乙 東京都荒川区西日暮里二丁目15番2号  
東京都米穀小売商業組合荒川支部  
代表者 支部長 金子 守弘

## 災害時における応急物資供給に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と荒川区商店街連合会（以下「乙」という。）は、災害時における応急物資の供給について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、荒川区内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、甲が荒川区地域防災計画に基づく救援・救護活動の一環として、乙から応急物資の供給を受けることにより、災害時における救援・救護活動の円滑な遂行を図ることを目的とする。

## （要請）

第2条 甲は、荒川区内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、必要に応じて乙に対し、物資供給の要請（以下「供給の要請」という。）を行うものとする。

2 甲は、前項の規定による、乙に対する供給の要請を行うことが困難な場合は、直接乙の加入組合に対し、供給を要請することができるものとする。

## （要請の方法）

第3条 供給の要請は、具体的な災害の状況に応じて日時及び場所等を指定したうえ、文書、ファックス、電話、インターネット等の方法により行うものとする。

## （物資の供給）

第4条 乙は、供給の要請を受けたときは、要請事項を速やかに措置するとともに、措置した内容を甲に連絡するものとする。

## （物資の引取り）

第5条 応急物資の供給は、第3条第1項の甲が指定した場所において、甲が、その品目及び数量を確認の上、引き取るものとする。

## （費用）

第6条 供給した応急物資の価格は、当該応急物資を必要とする災害が発生し、又は発生する恐れがあると甲が判断した時点における通常の販売価格とする。甲は、当該価格により算出した額を負担するものとする。

2 費用の支払手続きは、荒川区会計事務規則に準じて処理するものとする。

## （損害補償）

第7条 甲は、応急物資の供給に要する業務（以下「業務」という。）に従事した者が、業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年条例第8号）に基づき、これを補償するものとする。

## （損害賠償）

第8条 甲は、業務に従事した者が、甲の責めに帰すべき事由により、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、業務の実施に伴い、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与え

たときは、その損害を賠償しなければならない。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成12年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日の3箇月前までに、甲、乙のいずれからこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間はさらに1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定の解釈について、疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成12年1月27日

(甲) 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
東京都荒川区  
荒川区長 藤 枝 和 博

(乙) 東京都荒川区荒川二丁目1番5号  
荒川区商店街連合会  
会 長 鳥 海 隆

## 災害時における応急物資の優先供給に関する協定書

荒川区長（以下「甲」という。）と株式会社 イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、荒川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に応急食料品及び日用品（以下「応急物資」という。）の供給、並びに店舗の営業の継続又は早期再開に係る乙の協力を要請することに関する必要な事項を定め、災害応急対策の充実及び被災住民の生活の安定を図ることを目的とする。

## （応急物資の供給に係る要請）

第2条 甲は、災害時に緊急に応急物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急物資の供給（運搬を含む。以下同じ。）を要請することができる。

2 前項の要請は、応急物資供給要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話、ファクシミリ又はインターネット等の方法により行うものとする。

3 前項の規定による要請後、甲は、速やかに乙に応急物資供給要請書（別記第1号様式）を提出するものとする。

## （協力内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、応急物資の優先供給に協力するものとする。

## （応急物資の受領）

第4条 応急物資の運搬場所は甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、個数等を確認の上、受け取るものとする。

## （報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動報告を応急物資供給報告書（別記第2号様式）により、甲に報告するものとする。

## （費用負担）

第6条 甲は、第3条の規定による乙の応急物資供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定による費用は、次に掲げる額を合算した額とする。

- (1) 応急物資に係る当該災害時直前の販売価格相当額
- (2) 運搬用車両等に係る実費相当額（ただし、人件費は除く。）

## （請求及び支払）

第7条 乙は、甲の要請に基づく応急物資の供給に要した費用を応急物資供給費用請求書（別記第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに乙に

当該費用を支払うものとする。

(店舗の営業に係る要請)

第8条 甲は、区民生活の安全を確保するため、乙に対して店舗の営業の継続又は早期再開を要請することができる。

2 前項の要請に対して、乙は営業の継続又は早期再開するよう努めるものとする。

(損害補償)

第9条 甲の要請に基づき、応急物資の供給業務に従事した者に係る損害補償は、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例」(昭和36年荒川区条例第8号)の規定により処理するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成16年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、当該有効期間はさらに1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議して決定する。

この協定書は、2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年10月27日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 藤澤 志光

乙 東京都港区芝公園四丁目1番4号  
株式会社 イトーヨーカ堂  
代表者 代表取締役 井坂 榮

## 災害時における応急物資の優先供給に関する協定書

荒川区長（以下「甲」という。）と株式会社ライフコーポレーション（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、荒川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に応急食料品及び日用品（以下「応急物資」という。）の供給、並びに店舗の営業の継続又は早期再開に係る乙の協力を要請することに関する必要な事項を定め、災害応急対策の充実及び被災住民の生活の安定を図ることを目的とする。

## （応急物資の供給に係る要請）

第2条 甲は、災害時に緊急に応急物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急物資の供給（運搬を含む。以下同じ。）を要請することができる。

2 前項の要請は、応急物資供給要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話、ファクシミリ又はインターネット等の方法により行うものとする。

3 前項の規定による要請後、甲は、速やかに乙に応急物資供給要請書（別記第1号様式）を提出するものとする。

## （協力内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、応急物資の優先供給に協力するものとする。

## （応急物資の受領）

第4条 応急物資の運搬場所は甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、個数等を確認の上、受け取るものとする。

## （報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動報告を応急物資供給報告書（別記第2号様式）により、甲に報告するものとする。

## （費用負担）

第6条 甲は、第3条の規定による乙の応急物資供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定による費用は、次に掲げる額を合算した額とする。

- (1) 応急物資に係る当該災害時直前の販売価格相当額
- (2) 運搬用車両等に係る実費相当額（ただし、人件費は除く。）

## （請求及び支払）

第7条 乙は、甲の要請に基づく応急物資の供給に要した費用を応急物資供給費用請求書（別記第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに乙に当該費用を支払うものとする。

(店舗の営業に係る要請)

第8条 甲は、区民生活の安全を確保するため、乙に対して店舗の営業の継続又は早期再開を要請することができる。

2 前項の要請に対して、乙は営業の継続又は早期再開するよう努めるものとする。

(損害補償)

第9条 甲の要請に基づき、応急物資の供給業務に従事した者に係る損害補償は、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例」(昭和36年荒川区条例第8号)の規定により処理するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、当該有効期間はさらに1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議して決定する。

この協定書は、2通作成し、甲乙それぞれ記名のうえ、各1通を保有する。

平成24年8月3日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都台東区台東一丁目2番16号  
株式会社ライフコーポレーション  
代表者 代表取締役社長 岩崎 高治

## 災害時における応急物資の優先供給等に関する協定書

荒川区長（以下「甲」という。）と株式会社ココスナカムラ（以下「乙」という。）は、災害時における食料品及び日用品等の供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、荒川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に応急食料品及び日用品（以下「応急物資」という。）の供給、並びに店舗の営業の継続又は早期再開に係る乙の協力を要請することに関する必要な事項を定め、災害応急対策の充実及び被災住民の生活の安定を図ることを目的とする。

## （応急物資の供給に係る要請）

第2条 甲は、災害時に緊急に応急物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急物資の供給（運搬を含む。以下同じ。）を要請することができる。

2 前項の要請は、応急物資供給要請書（別記第1号様式）により行うものとする。  
ただし、これによりがたいときは、口頭、電話、ファクシミリ又はインターネット等の方法により行うものとする。

3 前項の規定による要請後、甲は、速やかに乙に応急物資供給要請書（別記第1号様式）を提出するものとする。

## （協力内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、応急物資の優先供給に協力するものとする。

## （応急物資の受領）

第4条 応急物資の運搬場所は甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、個数等を確認の上、受け取るものとする。

## （報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動報告を応急物資供給報告書（別記第2号様式）により、甲に報告するものとする。

## （費用負担）

第6条 甲は、第3条の規定による乙の応急物資供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定による費用は、次に掲げる額を合算した額とする。

- (1) 応急物資に係る当該災害時直前の販売価格相当額
- (2) 運搬用車両等に係る実費相当額（ただし、人件費は除く。）



(請求及び支払)

第7条 乙は、甲の要請に基づく応急物資の供給に要した費用を応急物資供給費用請求書(別記第3号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに乙に当該費用を支払うものとする。

(店舗の営業に係る要請)

第8条 甲は、区民生活の安全を確保するため、乙に対して店舗の営業の継続又は早期再開を要請することができる。

2 前項の要請に対して、乙は営業の継続又は早期再開するよう努めるものとする。

(損害補償)

第9条 甲の要請に基づき、応急物資の供給業務に従事した者に係る損害補償は、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例」(昭和36年荒川区条例第8号)の規定により処理するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、当該有効期間はさらに1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年11月6日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都足立区梅田七丁目34番12号  
株式会社ココスナカムラ  
代表取締役 中村 和彦

## 災害時における応急資機材及び物資の優先供給等に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と ロイヤルホームセンター株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、荒川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に応急資機材及び物資の優先供給並びに店舗営業の継続又は早期営業の再開に係る乙の協力（以下「協力業務」という。）を要請することに関する必要な事項を定め、災害応急対策の充実及び被災住民の生活の安定を図ることを目的とする。

## （応急資機材及び物資の供給に係る要請）

第2条 甲は、災害時において緊急に応急資機材及び物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急資機材及び物資の供給（運搬を含む。以下同じ。）を要請することができる。

2 前項の要請は、応急資機材及び物資供給要請書により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話、ファクシミリ又はインターネット等の方法により行うものとする。

3 前項の規定による要請後、甲は、速やかに乙に応急資機材及び物資供給要請書を提出するものとする。

## （協力内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、応急資機材及び物資の優先供給に協力するものとする。

## （応急資機材及び物資の受領）

第4条 応急資機材及び物資の運搬場所は甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、個数等を確認の上、受け取るものとする。

## （報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動報告を応急資機材及び物資供給報告書により、甲に報告するものとする。

## （店舗の営業に係る要請）

第6条 甲は、被災住民の生活の安定を確保するため、乙に対して店舗営業の継続又は早期営業の再開を要請することができる。

2 前項の要請に対して、乙は店舗営業の継続又は早期営業の再開するよう努めるものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、乙が第3条の規定により、応急資機材及び物資の供給に要した費用について負担するものとする。

2 前項の規定による費用は、次に掲げる額を合算した額とする。

(1) 応急資機材及び物資に係る実費相当額（当該災害時直前の販売価格相当額を参考とする。）

(2) 運搬用車両等に係る実費相当額（ただし、人件費は除く。）

(請求及び支払)

第8条 乙は、甲の要請に基づく応急資機材及び物資の供給に要した費用を応急資機材及び物資供給費用請求書により、請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに乙に当該費用を支払うものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、乙が実施した協力業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）に基づき補償するものとする。ただし、甲は、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、協力業務の実施中に知り得た個人情報を、甲からの求めを除き、他のものに知らせてはならない。協力業務終了後も、また同様とする。

(帰宅困難者対策に関する責務)

第11条 乙は、東京都帰宅困難者対策条例第4条に規定する帰宅困難者対策に関する事業者の責務に努めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成29年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲と乙のいずれからこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定

める必要が生じた場合は、甲と乙の協議により定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年5月24日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙 大阪府大阪市西区阿波座1丁目5番16号  
ロイヤルホームセンター株式会社  
代表者 代表取締役社長 中山 正明

## 災害時における資機材等の優先供給に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時における資機材等の優先供給に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に求める資機材等の供給に関して、必要な事項を定めるものとする。

### （資機材等の供給要請）

第2条 甲は、災害時において、資機材等の確保が必要となるときは、乙に対し、資機材等の優先供給を要請することができる。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な範囲において、これに協力するものとする。

### （要請の手続）

第3条 前条の規定による要請は、必要とする資機材等の種類、数量、借用期間、運搬先等を明示した災害時における資機材等の貸与に関する要請書（別紙様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、口頭により要請することができることとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

### （資機材等の引渡し）

第4条 乙は、甲の要請を受けたときは甲の指定する場所に資機材等を運搬し、甲の指定する職員の確認を受けて引き渡すものとする。

### （報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき資機材等を貸与したときは、資機材等貸与報告書（別紙様式第2号）により報告するものとする。

### （費用負担）

第6条 甲は、乙から資機材等の供給を受けたときは、当該供給に要した費用を予算の範囲を考慮して負担する。その費用は、災害発生時の直前における適正価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

2 乙は資機材等の供給が終了した後、速やかに前項の費用を甲に請求し、甲はその内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、書面により通知する。

2 前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の3か月前までに甲乙から何らの申出がない場合は、さらに1年間延長されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年3月6日

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

甲 荒川区

代表者 荒川区長 西川 太一郎

東京都中央区日本橋三丁目12番2号

乙 株式会社アクティオ

代表者 代表取締役 小沼 直人

給水施設の維持管理及び運用に関する協定書

東京都知事を甲とし、東京都荒川区長を乙とし、甲乙間において、次の条項により、給水施設の維持管理及び運用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が東京都震災予防条例（昭和46年東京都条例第121号）に基づき荒川区立日暮里南公園内に設置した給水施設（以下「給水施設」という。）の維持管理及び運用に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(協力)

第2条 甲と乙とは、給水施設を設置した趣意を鑑み、当該施設の維持管理及び運用について相互に協力するものとする。

(維持管理)

第3条 甲は、給水施設が常に良好な状態で使用できるよう給水施設の維持管理を行うものとする。

2 前項の維持管理は、東京都水道局長が実施するものとする。

(応急給水)

第4条 乙は、応急給水を実施するために給水施設を使用するものとする。ただし、災害訓練の目的で使用するときは、事前に東京都水道局長の承認を得るものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、第3条に規定する給水施設の維持管理に要する経費を負担するものとする。

2 乙は、給水施設から応急給水を行うために資器材を使用する場合は、甲が設置した資器材以外のものに係る経費を負担するものとする。

(関連区)

第6条 乙は、給水施設を使用して行う応急給水に関して必要がある場合は、関連する他の特別区と別途協議するものとする。

(実施細目)

第7条 乙と東京都水道局は、この協定の実施に関し必要な事項について協議するものとする。

(適用期日)

第8条 この協定は、昭和58年8月4日から適用する。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

昭和58年8月4日

東京都知事

東京都荒川区長

鈴木 俊 一

町 田 健 彦

## 給水施設の維持管理及び運用に関する協定書の実施細目

東京都水道局長（以下「甲」という。）と東京都荒川区長（以下「乙」という。）は、乙と東京都知事との間で昭和58年8月4日締結した「給水施設の維持管理及び運用に関する協定」（以下「協定」という。）第7条の規定に基づく協定の実施細目を次のとおり定める。

## （給水施設の使用方法）

第1条 乙は、協定第4条により給水施設を使用する場合は、甲の定める「荒川区立日暮里南公園震災対策応急給水施設に関する取扱要綱」第6項の規定に従い使用しなければならない。

## （災害訓練に使用する場合の手続）

第2条 協定第4条ただし書きによる甲の承認手続等は、次の各号による。

- (1) 別紙様式1に必要事項を記載し、災害訓練実施日の7日前までに東京都水道局東部第二支所長（以下「支所長」という。）に届出て、その承認を得ること。
- (2) 災害訓練が終了したときは、ただちにその旨を支所長に連絡すること。

## （責任者の選任）

第3条 給水施設の適正な使用を図るため、乙は、給水施設の使用に係る責任者を選任し、様式2により支所長に通知するものとする。これを変更する場合も同様とする。

## （資器材の搬入等）

第4条 乙は、乙の資器材を給水施設内に搬入若しくは搬出しようとするとき、又は搬出した資器材を点検しようとするときは、様式3により、支所長にあらかじめ届出を行い、その承認を得なければならない。

## （非常用備品等の補充）

第5条 乙は、災害訓練その他により、給水施設内に常備している非常用備品、工具その他を費消し、消耗し又は破損したときは、乙の負担において補充しなければならない。

## （損害賠償）

第6条 乙が、故意または過失により、給水施設その他甲の管理に係る施設及び機器等に損害を与えた場合は、乙がその責を負うものとする。



(疑義等の解釈)

第7条 この実施細目の解釈に疑義が生じたときまたはこの実施細目に定めのない事項は  
甲乙協議のうえ決定するものとする。

(適用期日)

第8条 この実施細目は昭和58年8月4日から適用する。

甲と乙とは、上記実施細目締結の証として、本書二通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、  
その一通を保有する。

昭和58年8月4日

甲 東京都水道局長 田 中 文 次

乙 東京都荒川区長 町 田 健 彦

## 災害時の給水活動等に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と有限会社 K' プランニング（以下「乙」という。）は、災害時の給水活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時において、給水所から避難所等への給水活動又は消火活動を、円滑に実施することを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、大地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、連結送水管放水試験車（以下「車両」という。）を使用する必要があるときは、乙に対して車両の供給を要請する。

### （車両の提供）

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に対し車両を供給し、甲の指示に従い給水活動又は消火活動に協力するものとする。

### （費用負担）

第4条 この協定により乙が実施する業務に要した費用は、甲が負担する。

### （費用の請求）

第5条 乙は、業務が終了した後、速やかに甲に報告し、業務に要した費用を請求する。

2 甲は、前項による乙の請求があったときは、内容を確認のうえ支払うものとする。

### （損害賠償）

第6条 甲は、甲の責に帰する理由により、乙に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

### （協定の解除）

第7条 甲又は乙は、この協定を解除する場合には、解除する1月前までに申し出ることとする。

### （協議）

第8条 この協定の解釈について、疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲、乙署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成17年3月23日

東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
甲 荒川区  
荒川区長 西川 太一郎

東京都荒川区荒川五丁目44番4号  
乙 有限会社 K'プランニング  
代表取締役 小林 石 宗

## 災害時における燃料の優先供給及び工具類の提供に関する協定書

災害時における燃料（ガソリン、軽油、灯油、潤滑油及び重油等をいう。以下同じ。）の優先供給及び工具類（簡易ジャッキ、ハンマー及びバール等をいう。以下同じ。）の提供に関し、東京都荒川区（以下、「甲」という。）と東京都石油商業組合荒川支部（以下、「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、荒川区地域防災計画に基づく災害応急対策に必要な燃料・工具類を区内石油販売事業者の積極的な協力を得ることにより確保し、円滑な災害応急対策の実施を図ることを目的とする。

## （協力要請）

第2条 甲は、区内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、緊急輸送用車両及び災害応急対策用の燃料又は工具類が必要であると認めたときは、乙に対し、燃料の優先供給及び工具類の提供を要請するものとする。

## （協力）

第3条 乙は、給油所の安全点検に努めるとともに、前条の規定により甲の要請があったときは、当該施設の点検を行い、異常のないことが確認された場合及びその他特別の理由がない限り、燃料の優先供給及び工具類の提供に協力するものとする。

## （価格）

第4条 前条の規定により供給した燃料の価格は、災害発生直前における小売価格を基準として、甲乙協議の上決定する。

## （請求）

第5条 乙は、燃料供給後、前条規定の価格により燃料代金を甲に請求するものとする。

## （支払）

第6条 甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払わなければならない。

## （経費の負担）

第7条 工具類を破損・紛失等した場合は、原則として甲の負担とする。破損、消耗等細部については、相互の話し合いにより決定するものとする。

## （損害補償）

第8条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事したもの等にかかる損害補償に関する条例」（昭和36年荒川区条例第8号）によるものとする。

## （協力店の表示）

第9条 甲は、乙の給油所に災害時協力店である旨の表示を行うものとする。

(資器材供与)

第10条 災害時における給油用資器材(燃料タンク等)は、甲があらかじめ準備し、必要に応じ乙に供与する。

(細目)

第11条 この協定を実施するために必要な細目は、別に定める。

(協議)

第12条 この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定又は細目の解釈について疑義が生じたときは、すみやかに甲乙協議のうえ決定解決を図る。

(期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成8年10月11日から平成9年10月10日までとする。ただし、期間満了の日の3ヵ月前までに、甲乙なんらの意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

以上協定締結の証として、本協定書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成8年10月11日

甲 東京都荒川区  
代表者 東京都荒川区長  
藤 枝 和 博

乙 東京都石油商業組合荒川支部  
代表者 荒川支部長理事  
葛 岡 克 之

## 災害時における燃料の優先供給及び工具類の提供に関する実施細目

東京都荒川区を「甲」とし、東京都石油商業組合荒川支部を「乙」とし、甲乙間において平成8年10月11日に締結した「災害時における燃料の優先供給及び工具類の提供に関する協定書」（以下「協定書」という。）第11条の規定に基づく細目は次のとおりとする。

## （要請の方法）

第1条 協定書第2条の規定に基づく乙に対する協力要請は、別紙協力要請書（様式1）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭・電話等の方法により行い、後日文書をもって処理するものとする。

## （給油、工具類の提供）

第2条 協定書第3条の規定に基づく燃料の優先供給は、甲の車両又は甲の委託を受けた車両（緊急輸送用車両等）が、直接乙の給油所に行き、別紙ガソリン等請求票及び供給票（様式2・3）により給油を受けるものとする。

2 乙は、前項のガソリン等請求票及び供給表を確認の上給油し、ガソリン等請求票及び供給表に給油量を記入し、1通（様式2）を保管し、1通（様式3）を甲に戻すものとする。

3 工具類の提供は、甲が指定している防災区民組織が乙の給油所に行き、乙の可能な範囲で貸出を受けるものとする。

## （代金の請求）

第3条 協定書第5条の規定により、乙の組合員がそれぞれ代金を請求する場合は、乙が組合員の請求を取りまとめ、甲に請求するものとする。

2 前項の請求書には、給油の際に保管したガソリン等請求票（様式2）を添付するものとする。

3 乙が、代金の請求に使用する用紙は、荒川区会計事務規則に基づく所定の用紙を使用するものとする。

## （表示板）

第4条 協定書第9条に規定する表示は、甲が作成する別図の表示板により行うものとする。

平成8年10月11日

甲

東京都荒川区

代表者 東京都荒川区長

藤 枝 和 博

乙

東京都石油商業組合荒川支部

代表者 荒川支部長理事

葛 岡 克 之

## 災害時におけるプロパンガス・灯油等燃料類供給に関する協定

災害時における燃料の確保に関し、東京都荒川区（以下「甲」という。）と東京都プロパンガス協会城北第一支部・東京都燃料小売商業組合荒川支部（以下「乙」という。）との間において下記のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、区内に燃料を必要とする災害が発生した場合、または、発生するおそれがある場合に、区内燃料小売業者の積極的な協力を得ることにより、東京都荒川区地域防災計画に基づき、応急対策活動を行い、区民生活の安定を確保することを目的とする。

## （協力）

第2条 乙は、災害時における甲の応急燃料の供給要請に対し、優先して供給を行い、甲の災害対策活動に積極的に協力するものとする。

## （要請手続）

第3条 甲は、災害が発生し、応急燃料を調達する必要がある場合に、乙に対して応急燃料の供給を要請するものとする。

2 乙に対する甲の要請は、東京都荒川区地域防災計画に定める担当部、または甲の指定する者が行うものとする。

3 甲は、乙に供給要請をする場合は、品名・数量・納入日時・納入場所・その他必要事項を指示するものとする。

## （納入手続）

第4条 甲の要請により、甲の指定場所に到着した乙の会員（組合員）は、区職員の指示により応急燃料を納入し、区職員の確認を受けるものとする。

## （価格及び請求）

第5条 甲の要請に基づき納入した応急燃料は、災害発生直前における販売価格とする。

2 乙は、甲の要請に基づき応急燃料を納入したときは、甲にその代金及び輸送経費を請求するものとする。

## （代金の支払）

第6条 甲は、乙から応急燃料の代金及び輸送経費の請求があった時には、その内容を確認のうえ、すみやかに支払いを行うものとする。

## （協力店の表示）

第7条 甲は、乙の会員（組合員）の承諾を得て、各店舗に「荒川区災害時応急燃料類協力店」の看板を掲示することができる。

## （従事者の災害補償）

第8条 甲の要請に基づき応急活動に従事した乙の会員（組合員）が負傷し、もしくは病気にかかり、または死亡した場合は、「災害に際し応急措置に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和36年7月荒川区条例第8号）に基づき、これを補償するものとする。

(細目)

第9条 この協定の実施するために必要な細目は、別に定める。

(協議)

第10条 この協定およびこの協定に基づく細目に定めのない事項、並びに、解釈について疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえ決定する。

(付則)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとする。

本協定締結の証として、本協定書3通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成7年5月23日

|   |                                                                |
|---|----------------------------------------------------------------|
| 甲 | 東京都荒川区<br>(代表者) 東京都荒川区荒川二丁目2番3号<br>東京都荒川区長 藤 枝 和 博             |
| 乙 | 東京都プロパンガス協会城北第一支部<br>(代表者) 東京都北区西ヶ丘一丁目36番3号<br>城北第一支部長 小 倉 徳 之 |
| 乙 | 東京都燃料小売商業組合荒川支部<br>(代表者) 東京都荒川区南千住一丁目41番10号<br>荒川支部長 佐 藤 勝 久   |



災害時におけるプロパンガス・灯油等燃料類供給に関する協定細目

平成7年5月23日付をもって締結した「災害時におけるプロパンガス・灯油等燃料類供給に関する協定」（以下「協定」という。）第9条に基づく細目は、次のとおりとする。

（要請手続）

第1条 協定第3条に定める要請は、応急燃料等供給要請書（別記第1号様式）により、乙に対して行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときには、口頭で要請し、後日文書をもって処理する。

2 乙に対して要請するいとまがないときは、直接乙の会員（組合員）に口頭で要請することができる。

3 前項に基づき直接乙の会員（組合員）に要請した場合は、後日文書をもって乙に報告するものとする。

（納入及び検査）

第2条 乙が、甲の要請に基づき応急燃料を納入したときには、要請書による際には要請書の確認欄に、また口頭の要請による際には納品書に区職員が確認して記名押印を受けるものとする。

2 甲は、納入された応急燃料と要請書もしくは納品書を確認して記名押印し、確認した文書を乙に戻すものとする。

（請求手続）

第3条 協定第5条に定める請求は、支部長が各会員（組合員）の請求を一括してとりまとめ、甲の要請書、納品書を添えて甲に提出するものとする。

（協力店の表示）

第4条 協定書第7条に定める看板の形状寸法等については、甲乙協議のうえ決定し、甲が作成するものとする。

## 災害時における自転車の提供及び応急修理に関する協定

荒川区（以下「甲」という。）及び荒川区自転車商協同組合連合会（以下「乙」という。）は、災害時における災害応急活動の円滑な実施に資するため、自転車の提供及び応急修理について、次のとおり協定を締結する。

## （目 的）

第1条 この協定は、荒川区の区域内（以下「区内」という。）において災害が発生し、甲が荒川区地域防災計画に基づく災害応急活動を実施する場合において、乙から自転車の提供及び応急修理を受けることにより、災害時における連絡、応援活動の円滑な遂行を図ることを目的とする。

## （要 請）

第2条 甲は、区内において災害が発生した場合、必要に応じ乙に対して、災害応急活動に使用する自転車の提供及び応急修理（以下「提供等」という。）の要請を行うものとする。

2 前項の規定により要請を行う提供等の内容の詳細については、実施細目で定めるものとする。

3 甲は、第1項の規定による乙に対する提供等の要請が困難な場合は、直接乙に属する自転車店（以下「加盟店」という。）に対して提供等の要請を行うことができるものとする。

4 提供等の要請は、具体的な災害の状況に応じて、日時、場所等を指定した上、文書、ファクシミリ、電話、インターネット等の方法により行うものとする。

5 前項の規定による要請後、甲は、実施細目で定める要請書を、乙に提出しなければならない。

## （提供等の実施）

第3条 乙は、提供等の要請を受けたときは、加盟店の店員を甲の指定する場所へ派遣するものとする。

2 前項に規定する指定場所は、区役所、甲の派遣する職員の中継所又は加盟店とする。

3 乙は、提供等の実施をしたときは、次に掲げる事項を口頭、文書、ファクシミリ、電話、インターネット等により、甲に報告するものとする。

- (1) 提供等の実施の内容
- (2) 従事者の氏名
- (3) 履行の期日
- (4) その他必要な事項

4 前項の規定による報告後、乙は、実施細目で定める報告書を、甲に提出しなければならない。

## （費 用）

第4条 提供等の実施に要する費用については、無料とする。

## （災害補償）

第5条 甲は、提供等の業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）の規定に基づき、これを補償するものとする。（損害賠償）

第6条 甲は、提供等の業務に従事した者が、甲の責めに帰すべき事由により乙又は第三者に対して損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならない。

2 乙は、提供等の実施に伴い、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に対して損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならない。この場合において、乙は、当該損害の発生後、速やかに甲に報告するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成15年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれからこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、当該有効期間はさらに1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協 議）

第8条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結の証として協定書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各々1通を保有する。

平成14年 9月11日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒 川 区  
代表者 荒川区長 藤澤 志光

乙 東京都荒川区町屋三丁目1番14号  
荒川区自転車商協同組合連合会  
代 表 者 新 井 茂

災害時における自転車の提供及び応急修理に関する協定実施細目

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、災害時における自転車の提供及び応急修理に関する協定（以下「協定」という。）の規定に基づく活動の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(提供等の内容)

第2条 協定第2条第2項に規定する提供等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急活動に使用する自転車の提供
- (2) 自転車の応急修理

(書 式)

第3条 協定第2条第5項の要請書は、別記第1号様式のとおりとする。

2 協定第3条第4項の報告書は、別記第2号様式のとおりとする。

この実施細目の締結の証として実施細目書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各々1通を保有する。

平成14年 9月11日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒 川 区  
代表者 荒川区長 藤澤 志光

乙 東京都荒川区町屋三丁目1番14号  
荒川区自転車商協同組合連合会  
代 表 者 新 井 茂

## 震災時における緊急炊き出し協力に関する協定書

### （協定の趣旨）

第1条 この協定は、地震発生時に荒川区の地域に災害が発生した場合において、荒川区（以下「甲」という。）が被災者への給食業務について、東京都麺類環境衛生同業組合荒川支部（以下「乙」という。）が行う協力に関し必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 乙の協力内容は次の範囲のものとする。

- 一 麺类等給食に関する原材料提供
- 二 麺类等給食に関する設備機器提供
- 三 麺类等給食に関する労務提供

### （要請の手続）

第2条 甲は乙に対しこの協定による協力を要請するときは、要請の理由、業務内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにし要請しなければならない。

### （協力）

第4条 乙は甲から要請を受けた事項に関し、特別な理由がない限り、必要な業務を実施するものとする。

### （指揮命令）

第5条 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整については、甲が指定するものが行うものとする。

### （費用負担）

第6条 甲は、乙から提供された原材料等に要した費用を乙の通常の価格により算出された費用の報告に基づき別途契約手続きを経てこれを負担する。

### （合同訓練）

第7条 乙は、甲から要請があった場合は甲が実施する合同訓練に参加し協力するものとする。

### （損害補償）

第8条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和36年7月10日条例第8号）によるものとする。

### （協力店の表示）

第9条 甲は乙の店舗に、震災時協力店である旨の表示を行い地域住民に周知するものとする。

### （地域の協力）

第10条 甲は乙の協力に係る給食業務について、町会及び防災区民組織等（以下「町会等」という。）に説明を行い、甲及び乙ならびに町会等との円滑な協力体制の確立を図るもの

とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、昭和54年11月14日から昭和55年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヵ月前までに、甲、乙なんらの申出がないとき、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協定細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別紙、協定細目のとおりとする。

(疑義の決定等)

第13条 この協定の条項の解釈について疑義が生じたとき、または、この協定に定めのない事項については、そのつど甲、乙協議のうえ定めるものとする。

本協定は、2通作成し甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和54年11月14日

甲 東京都荒川区

代表者 区長 町田 健彦

乙 東京都麺類環境衛生同業組合荒川支部

支部長 市川 益司郎

## 震災時における緊急炊き出し協力に関する協定細目

昭和54年11月14日付をもって締結した「震災時における緊急炊き出し協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）第12条に基づく細目は次のとおりとする。

（要請の手続内容）

第1条 協定書第3条に定める要請に必要な事項は要請書（様式1）に記載するものとする。

（費用負担）

第2条 協定書第6条に定める費用負担は、次のとおりとする。

- 1 原材料については、提供時直前の時価とする。
- 2 設備機器の提供使用については、別途、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の報告）

第3条 協定書第6条及び前条に定める費用の報告については、業務終了後すみやかに乙が一括して次により甲に報告するものとする。

- 1 業務実施に係る費用は、費用報告書（様式2）に、各班毎に給食業務活動報告（様式3）を添えて提出するものとする。

（費用の支払い）

第4条 甲は前条により提出された費用報告書の内容を調査のうえ、適当と認めたときは、別途、契約手続きを経て第2条により定めた額をすみやかに乙に支払うものとする。

（合同訓練に要する費用負担）

第5条 協定書第7条に定める合同訓練に要する原材料は、甲が現物で支給するものとする。

（協力店の表示）

第6条 協定書第9条に定める表示は、表示板をもってすることとし、その形状付法等については、甲、乙協議の上決定し、甲が作成するものとする。

## 災害時における給食業務の協力に関する協定書

災害時における給食業務に関し、東京都荒川区（以下、「甲」という。）と学校給食調理業務委託業者（以下、「乙」という。）との間において、下記のとおり協定を締結する。

## 記

## （目的）

第1条 この協定は、区内に給食提供を必要とする災害が発生した場合、学校給食調理業務委託業者の積極的な協力を得ることにより、災害時における区民生活の安定を確保することを目的とする。

## （協力）

第2条 乙は、災害時における甲の給食業務要請に対し、優先して業務を行い、甲の災害対策活動に積極的に協力するものとする。

2 乙の協力内容は、学校給食調理業務委託校を拠点として行う給食業務とする。

## （要請手続）

第3条 甲は、災害が発生し、給食提供の必要が生じた場合に、乙に対し給食業務を要請するものとする。

2 乙に対する甲の要請は、荒川区地域防災計画に定める担当部、又は甲の指定するものを行うものとする。

3 甲は、乙に給食業務を要請する場合、要請の理由、業務内容、日時、場所、その他必要事項を明らかにし要請するものとする。

## （連絡調整）

第4条 乙に協力に係る連絡調整については、甲の指定する者が行う。

## （費用負担）

第5条 甲の要請に基づき、乙が給食業務に要した経費は甲の負担とする。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、内容を精査し、速やかにその経費を支払うものとする。

## （従事者の災害補償）

第6条 甲の要請に基づき給食業務に従事した乙の職員が負傷し、若しくは疾病に係り、又は死亡した場合は、「荒川区災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和36年条例第8号）に基づき、これを補償するものとする。

## （細目）

第7条 この協定の実施に関し必要な細目は、別に定める。

## （協議）

第8条 この協定及び協定に基づく細目に定めのない事項、並びに解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。



(有効期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から 年 月 日までとする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲、乙なんらの申出がなく、次年度においても学校給食調理業務委託を締結したときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長

乙 学校給食調理業務委託業者

## 災害時における給食業務の協力に関する協定細目

年 月 日付をもって締結した「災害時における給食業務の協力に関する協定書（以下、「協定書」という。）第7条に基づく細目は、次のとおりとする。

## 記

## （要請手続）

第1条 協定書第3条に基づく要請は、給食業務要請書（様式1）により、乙に対して行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときには、口頭で要請し、後日文書を持って処理する。

## （費用負担）

第2条 協定第5条に定める費用負担は、次のとおりとする。

- 一 給食業務活動に係る経費は、活動時直前の時価及び学校給食調理業務委託契約に準ずるものとする。
- 二 設備機器の提供使用については、別途、甲乙協議のうえ決定するものとする。

## （費用の報告）

第3条 協定書第5条及び前条に定める費用の報告については、乙は業務終了後速やかに一括して次により甲に報告するものとする。

- 一 給食業務活動に係る経費は、給食業務費用報告書（様式2）に、給食業務活動報告書（様式3）を添えて提出するものとする。

## （費用の支払）

第4条 甲は前条により提出された給食業務費用報告書の内容を調査のうえ、適当と認めたときは、別途、契約手続を経て第2条により定めた額を速やかに乙に支払うものとする。

## 災害時協力井戸に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）とおかもとポンプ株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時に乙所有の井戸を災害時協力井戸として使用するに当たり、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大地震等の災害が発生した時（以下「災害発生時」という。）に、甲及び近隣住民組織が、乙所有の井戸を災害時協力井戸として使用することにより、被災者の生活用水等の確保を図ることを目的とする。

### （井戸の用途）

第2条 平常時は、専ら乙が使用する井戸とする。

2 災害発生時には、乙は、甲の要請により、甲及び近隣住民組織に災害時協力井戸として使用させるものとする。

### （表示板の掲示）

第3条 甲は、乙の承諾を得て、乙の門柱、塀等外部から見やすい場所に、乙所有の井戸が災害時協力井戸である旨の表示板を掲示する。

### （維持管理）

第4条 災害時協力井戸の維持管理は、乙が行う。

### （協定の解除）

第5条 甲又は乙は、この協定を解除する場合は、解除する1か月前までに申し出ることとする。

### （その他の災害時協力）

第6条 災害発生時には、甲は、乙の承諾を得て、災害時協力井戸の使用のほか乙所有の水槽等を活用することができる。

### （協議による決定）

第7条 この協定の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定の実施に関して必要な事項は、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれが署名の上、各1通を保有する。

平成28年5月13日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都荒川区南千住七丁目15番27号  
おかもとポンプ株式会社  
代表取締役 岡本 直司

## 災害時協力井戸に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）とアトラスブランズタワー三河島団地管理組合（以下「乙」という。）は、災害発生時に乙所有の井戸を災害時協力井戸として使用するに当たり、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大地震等の災害が発生した時（以下「災害発生時」という。）に、甲及び近隣住民組織が、乙所有の井戸を災害時協力井戸として使用することにより、被災者の生活用水等の確保を図ることを目的とする。

### （井戸の用途）

第2条 平常時は、専ら乙が使用する井戸とする。

2 災害発生時には、乙は、甲の要請により、甲又は近隣住民組織に災害時協力井戸として使用させるものとする。

### （表示板の掲示）

第3条 甲は、乙の承諾を得て、乙の門柱、塀等外部から見やすい場所に、乙所有の井戸が災害時協力井戸である旨の表示板を掲示する。

### （維持管理）

第4条 災害時協力井戸の維持管理は、乙が行う。

### （有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和6年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲と乙のいずれからこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

### （協議による決定）

第6条 この協定の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定の実施に関して必要な事項は、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれが署名の上、各1通を保有する。

令和6年2月1日

- 甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎
- 乙 東京都荒川区東日暮里六丁目1番1号  
アトラスブランズタワー三河島団地管理組合  
代表者 管理者 小谷 健司

## 大地震時飲料水使用協定

## (目的)

第1条 この協定は、大地震により上水道が断絶したとき、荒川区地域防災計画に基づき、給水計画の一環として東京都荒川区（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）が、協力して区民に飲料水を供給することを目的とする。

## (飲料水提供の要請)

第2条 甲は災害が発生し、荒川区のみでは十分な応急給水を実施することができない場合において、この協定受水槽の水（以下「飲料水」という。）の提供を要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害の状況により、甲が乙に要請するいとまがないときは、東京都荒川区災害対策本部（地震災害に対するものに限る。）が設置された時点をもって要請したものとみなす。

3 協定受水槽の所在地・名称・数・容量は次のとおりとする。

|           |     |    |        |
|-----------|-----|----|--------|
| 一 所在地     | 荒川区 | 丁目 | 番号     |
| 二 名称      |     |    |        |
| 三 給水用受水槽  | 基   |    | 立方メートル |
| 四 給水用高架水槽 | 基   |    | 立方メートル |

## (飲料水の提供)

第3条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し取水口の所在場所において、飲料水を提供するものとする。

2 災害の状況により、前項の規定による飲料水の受領を甲ができない場合においては、当該事業所の近隣町会が甲に代わって受領できるものとする。

3 第1項の特別な理由とは、次の場合をいう。

- 一 災害によって協定受水槽が破損し、水が枯渇した場合
- 二 災害によって協定受水槽が破損し、有害物質が流入した可能性のある場合
- 三 乙の事業所またはその近隣の火災消火のために使用した場合
- 四 上記の外、協定時において、甲、乙の合意した事項に該当した場合

4 本協定による飲料水の供給は、近隣の町会の区域内の全住民を対象とする。

## (費用負担)

第4条 甲は、この協定書に基づいて提供を受けた使用水量の料金を負担するものとする。

## (請求)

第5条 乙は、飲料水提供後、甲の認定を受けて使用水量の料金を甲に請求することができる。

## (協定受水槽等の変更)

第6条 乙は、協定受水槽等を廃止または容量もしくは取水口位置の変更をしたときは、す

みやかに書面により甲に通知するものとする。

(協定の変更ならびに廃止)

第7条 この協定を変更し、または廃止しようとする場合は、6ヵ月以前に文書によりその旨を通知するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義を生じたときは、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲 東京都荒川区荒川2丁目2番3号  
荒川区長

乙 区内主要事業所  
区内公衆浴場



## 災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区（以下「甲」と総称する。）と一般社団法人 東京環境保全協会（以下「乙」という。）は、災害時において東京23区内から発生する災害廃棄物の収集及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、東京23区に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請する災害廃棄物の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## （定義）

第2条 この協定において対象となる災害廃棄物とは、災害時に発生したがれき、生活ごみその他災害に起因する廃棄物をいう。

## （協力の要請）

第3条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

- （1）災害廃棄物の収集及び運搬
- （2）前号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

## （協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りではない。

2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第7条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

## （情報の提供等）

第5条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京23区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、災害廃棄物の収集及び運搬状況等を甲に報告する。

(協力の期間)

第6条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

(報告)

第7条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

(費用の負担)

第8条 乙の協력에要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

(守秘義務)

第9条 甲は、協力の実施中に第5条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協力の実施中に第5条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第10条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人 東京環境保全協会事務局とする。

(協定の有効期間等)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第13条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第14条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

甲 荒川区

代表者 荒川区長 西川 太一郎

(他 22区)

東京都千代田区九段北一丁目6番4号

乙 一般社団法人 東京環境保全協会

代表者 会長 田口 勝久

## 災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区（以下「甲」と総称する。）と東京廃棄物事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時において東京23区内から発生する災害廃棄物の収集及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、東京23区に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請する災害廃棄物の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## （定義）

第2条 この協定において対象となる災害廃棄物とは、災害時に発生したがれき、生活ごみその他災害に起因する廃棄物をいう。

## （協力の要請）

第3条 この協定において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（1）災害廃棄物の収集及び運搬

（2）前号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

## （協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りではない。

2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第7条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

## （情報の提供等）

第5条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京23区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、災害廃棄物の収集及び運搬状況等を甲に報告する。

(協力の期間)

第6条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

(報告)

第7条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

(費用の負担)

第8条 乙の協力を要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

(守秘義務)

第9条 甲は、協力の実施中に第5条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協力の実施中に第5条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに本協定の目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第10条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては東京廃棄物事業協同組合事務局とする。

(協定の有効期間等)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第13条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第14条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

甲 荒川区

代表者 荒川区長 西川 太一郎

(他 22区)

東京都新宿区高田馬場一丁目28番10号

乙 東京廃棄物事業協同組合

代表者 理事長 豊城 勇一

## 災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区（以下「甲」と総称する。）と一般社団法人 東京環境保全協会（以下「乙」という。）は、災害時において東京23区内から発生するし尿の収集及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、東京23区に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請するし尿の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## （協力の要請）

第2条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（1）し尿の収集及び運搬

（2）前号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

## （協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りではない。

2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第6条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

## （情報の提供等）

第4条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京23区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、し尿の収集及び運搬状況等を甲に報告する。

(協力の期間)

第5条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

(報告)

第6条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

(費用の負担)

第7条 乙の協力に要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

(守秘義務)

第8条 甲は、協力の実施中に第4条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協力の実施中に第4条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに本協定の目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第9条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人 東京環境保全協会事務局とする。

(協定の有効期間等)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第12条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。



2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第13条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

甲 荒川区

代表者 荒川区長 西川太一郎

(他 22区)

東京都千代田区九段北一丁目6番4号

乙 一般社団法人 東京環境保全協会

代表者 会長 田口勝久

## 災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区（以下「甲」と総称する。）と東京廃棄物事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時において東京23区内から発生するし尿の収集及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、東京23区に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請するし尿の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## （協力の要請）

第2条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（1）し尿の収集及び運搬

（2）前号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

## （協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りではない。

2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第6条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

## （情報の提供等）

第4条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京23区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、し尿の収集及び運搬状況等を甲に報告する。

(協力の期間)

第5条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

(報告)

第6条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

(費用の負担)

第7条 乙の協力に要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

(守秘義務)

第8条 甲は、協力の実施中に第4条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協力の実施中に第4条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに本協定の目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第9条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては東京廃棄物事業協同組合事務局とする。

(協定の有効期間等)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第12条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第13条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

甲 荒川区

代表者 荒川区長 西川 太一郎

(他 22区)

東京都新宿区高田馬場一丁目28番10号

乙 東京廃棄物事業協同組合

代表者 理事長 豊城 勇一

## 災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「甲」と総称する。）と一般社団法人 東京都産業資源循環協会（以下「乙」という。）は、災害時において東京23区内から発生する災害廃棄物の処理、処分等に関して、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、東京23区に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請する災害廃棄物の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## （定義）

第2条 この協定における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）災害廃棄物 災害時に発生したがれき、生活ごみその他災害に起因する廃棄物
- （2）仮置場 各区が設置する一次仮置場の災害廃棄物を集積し、再度分別した後、粉碎、焼却等の処理をするまでの間、保管するため、原則として東京23区が共同して設置する「二次仮置場」

## （協力の要請）

第3条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

- （1）災害廃棄物の撤去
- （2）災害廃棄物の収集及び運搬
- （3）災害廃棄物の処理及び処分
- （4）災害廃棄物の仮置場の造成及び監理
- （5）前号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

## （協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでは

ない。

- 2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第7条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

(情報の提供等)

第5条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京23区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

- 2 乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、災害廃棄物の処理状況等を甲に報告する。

(協力の期間)

第6条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

(報告)

第7条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

(費用の負担)

第8条 乙の協力に要した費用は、甲が負担する。

- 2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

(守秘義務)

第9条 甲は、協力の実施中に第5条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

- 2 乙は、協力の実施中に第5条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第10条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人 東京都産業資源循環協会事務局とする。

(協定の有効期間等)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第13条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第14条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

甲 荒川区

代表者 荒川区長 西川 太一郎

(他 22区及び東京二十三区清掃一部事務組合)

東京都千代田区内神田一丁目9番13号

乙 一般社団法人 東京都産業資源循環協会

代表者 会長 高橋 俊美

## 災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「甲」と総称する。）と一般社団法人 東京都中小建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時において東京23区内から発生する災害廃棄物の処理、処分等に関して、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、東京23区に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請する災害廃棄物の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## （定義）

第2条 この協定における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）災害廃棄物 災害時に発生したがれき、生活ごみその他災害に起因する廃棄物
- （2）仮置場 各区が設置する一次仮置場の災害廃棄物を集積し、再度分別した後、粉碎、焼却等の処理をするまでの間、保管するため、原則として東京23区が共同して設置する「二次仮置場」

## （協力の要請）

第3条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

- （1）災害廃棄物の撤去
- （2）災害廃棄物の収集及び運搬
- （3）災害廃棄物の処理及び処分
- （4）災害廃棄物の仮置場の造成及び監理
- （5）前号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

## （協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでは



ない。

- 2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第7条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

(情報の提供等)

第5条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京23区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

- 2 乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、災害廃棄物の処理状況等を甲に報告する。

(協力の期間)

第6条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

(報告)

第7条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

(費用の負担)

第8条 乙の協力に要した費用は、甲が負担する。

- 2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

(守秘義務)

第9条 甲は、協力の実施中に第5条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

- 2 乙は、協力の実施中に第5条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第10条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人 東京都中小建設業協会事務局とする。

(協定の有効期間等)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第13条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第14条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

甲 荒川区

代表者 荒川区長 西川 太一郎

(他 22区及び東京二十三区清掃一部事務組合)

東京都新宿区新宿二丁目10番7号

乙 一般社団法人 東京都中小建設業協会

代表者 会長 山口 巖

## 災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「甲」と総称する。）と株式会社 京葉興業（以下「乙」という。）は、災害時において東京23区内から発生するし尿の処理、処分等に関して、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、東京23区に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請するし尿の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## （協力の要請）

第2条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（1）し尿の受入れ並びに処理及び処分

（2）前号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

## （協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りではない。

2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第6条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

## （情報の提供等）

第4条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京23区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、し尿の処理状況等を甲に報告する。

(協力の期間)

第5条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

(報告)

第6条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

(費用の負担)

第7条 乙の協力に要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

(守秘義務)

第8条 甲は、協力の実施中に第4条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協力の実施中に第4条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第9条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては株式会社 京葉興業とする。

(協定の有効期間等)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第12条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第13条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

甲 荒川区

代表者 荒川区長 西川 太一郎

(他 22区及び東京二十三区清掃一部事務組合)

東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号

乙 株式会社 京葉興業

代表者 代表取締役会長 鈴木 宏和

## 災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「甲」と総称する。）と株式会社 太陽油化（以下「乙」という。）は、災害時において東京23区内から発生するし尿の処理、処分等に関して、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、東京23区に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請するし尿の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## （協力の要請）

第2条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（1）し尿の受入れ並びに処理及び処分

（2）前号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

## （協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りではない。

2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第6条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

## （情報の提供等）

第4条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京23区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、し尿の処理状況等を甲に報告する。

(協力の期間)

第5条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

(報告)

第6条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

(費用の負担)

第7条 乙の協力に要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

(守秘義務)

第8条 甲は、協力の実施中に第4条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協力の実施中に第4条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第9条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては株式会社 太陽油化とする。

(協定の有効期間等)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第12条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第13条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

甲 荒川区

代表者 荒川区長 西 川 太 一 郎

(他 22区及び東京二十三区清掃一部事務組合)

東京都板橋区三園二丁目12番2号

乙 株式会社 太陽油化

代表者 代表取締役会長 石 田 太 平



## 災害廃棄物の共同処理等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「各区等」という。）は、災害時において東京23区内で発生する災害廃棄物の共同処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、東京23区に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、各区等で共同処理体制を構築し、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

## （定義）

第2条 この協定における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）災害廃棄物 災害時に発生したがれき、生活ごみ、し尿その他災害に起因する廃棄物
- （2）二次仮置場 各区が設置する一次仮置き場の災害廃棄物を集積し、再度分別した後、粉碎、焼却等の処理をするまでの間、保管するための施設
- （3）仮設処理施設 災害廃棄物を応急処理するために設置する仮設の焼却炉及び粉碎選別施設。原則として二次仮置場に併設して設置する。
- （4）広域処理 東京23区内で処理しきれない災害廃棄物を、東京23区外の廃棄物処理施設で処理すること。

## （初動本部の設置）

第3条 各区等は、発災後数日間（以下「初動期」という。）における各区等の情報収集等を迅速に行うため、特別区災害廃棄物処理初動本部（以下「初動本部」という。）を設置する。

- 2 初動本部に本部長を置き、本部長は、特別区清掃リサイクル主管課長会会長をもって充てる。
- 3 初動本部は、次に掲げる事項に該当する場合、発災後1週間を目途に本部長の招集により設置する。
  - （1）東京23区内の1か所以上で震度6弱以上が観測された場合
  - （2）本部長が、特に必要があると認め、特別区清掃主管部長会会長と協議し、初動本部設置が適当と判断した場合
- 4 各区等は、特段の事情がある場合を除き、初動本部が設置された場合、速やかに従事職

員を選定する。

- 5 初動本部は、東京区政会館に設置する。ただし、東京区政会館が使用できない場合は、各区等で協議の上、決定する。
- 6 初動本部の解散については、各区等で協議の上、決定する。

（初動本部の役割）

第4条 初動本部の役割は、次に掲げる事項とする。

- （1）各区等の被害情報の集約及び共有に関すること。
- （2）次条に定める特別区災害廃棄物処理対策本部の設置準備に関すること。

（対策本部の設置）

第5条 災害廃棄物の共同処理を円滑に行うため、特別区災害廃棄物処理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

- 2 対策本部に本部長を置き、本部長は、特別区清掃主管部長会会長をもって充てる。
- 3 対策本部は、本部長の招集により設置する。
- 4 各区等は、特段の事情がある場合を除き、対策本部が設置された場合、速やかに従事職員を選定する。
- 5 対策本部は、東京区政会館に設置する。ただし、東京区政会館が使用できない場合は、各区等で協議の上、決定する。
- 6 対策本部の解散については、各区等で協議の上、決定する。

（対策本部の役割）

第6条 対策本部の役割は、次に掲げる事項とする。

- （1）災害廃棄物の共同処理における基本方針及び基本施策の策定に関すること。
- （2）関係者間の情報の収集、整理及び共有化に関すること。
- （3）車両の配車（東京二十三区清掃協議会が担任する事務を除く。）並びに二次仮置場及び仮設処理施設等への搬入の調整に関すること。
- （4）二次仮置場及び仮設処理施設の設置及び運営の調整に関すること。
- （5）民間施設での処理及び広域処理の調整に関すること。
- （6）共同処理に係る国庫補助の調整に関すること。
- （7）前各号のほか、災害廃棄物の共同処理の調整に関すること。

（費用の負担）

第7条 初動本部及び対策本部の事務の管理及び執行に要した費用の負担については、各区等で協議の上、決定する。

(従事職員の身分の取扱い)

第8条 初動本部及び対策本部に従事する職員の身分の取扱いについては、各区等で協議の上、決定する。

(平常時の措置)

第9条 各区等は、この協定が災害時に有効に機能するため、平常時に相互の情報交換、初動期の訓練及び災害廃棄物対策に関する調査、研究等に努める。

(実施細目の作成)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、各区等の協議により実施細目を定める。

2 各区等は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことがないように努める。

(その他)

第11条 この協定に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項が生じた場合は、各区等で協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区

代表者 荒川区長 西川 太一郎

他 22区及び東京二十三区清掃一部事務組合

大規模な水害時における緊急避難に関する覚書

荒川区と東京都住宅供給公社は、荒川区内で河川の氾濫や大規模な内水氾濫等の水害（以下「大規模な水害」という。）が発生した時に、荒川区の地域防災計画で指定する避難場所等に区民が避難する時間的余裕がない場合、公社一般賃貸住宅及び公社施行型都民住宅を緊急避難先とすることに関し、次のとおり覚書を締結する。

（公社賃貸住宅への緊急避難）

第1 大規模な水害時に、公社一般賃貸住宅及び公社施行型都民住宅の共用部分を、居住者とともに区民の緊急避難先とすることを、荒川区と東京都住宅供給公社の双方で確認する。

なお、その所在、形状等から避難に適さない住宅については、この限りでない。

また、本覚書は、荒川区地域防災計画上の避難場所等を指定するものではない。

（協議）

第2 本覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、荒川区と東京都住宅供給公社で協議して定めるものとする。

平成28年3月18日

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区長

西 川 太 一 郎

東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号コスモス青山

東京都住宅供給公社理事長 中 田 清 己

## 大規模な水害時における緊急避難に関する覚書

荒川区と東京都は、荒川区内で河川の氾濫や大規模な内水氾濫等の水害（以下「大規模な水害」という。）が発生した時に、荒川区の地域防災計画で指定する避難場所等に区民が避難する時間的余裕がない場合、都営住宅を緊急避難先とすることに関し、次のとおり覚書を締結する。

### （都営住宅への緊急避難）

第1 大規模な水害時に、都営住宅の共用部分を、都営住宅居住者とともに区民の緊急避難先とすることを、荒川区と東京都の双方で確認する。

なお、その所在、形状等から避難に適さない住宅については、この限りでない。

また、本覚書は、荒川区地域防災計画上の避難場所等を指定するものではない。

### （協議）

第2 本覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、荒川区と東京都で協議して定めるものとする。

平成27年12月9日

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区長 西川 太一郎

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都都市整備局長 安井 順一

## 大規模な水害時における一時避難施設の利用に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）とは、乙が所有する施設の大規模な水害時における一時避難施設としての利用に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、区内に大規模な水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙が所有する施設の一部を、近隣住民等の一時避難施設として利用させることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## （対象施設）

第2条 この協定の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、リバーハープタワー南千住（荒川区南千住四丁目9番地）とする。

## （利用範囲）

第3条 乙が提供する一時避難施設としての対象施設の利用範囲は、対象施設敷地内に存する人工地盤部分のうち第5条の規定による要請において甲が指定した部分とする。

## （利用期間）

第4条 一時避難施設としての対象施設の利用期間は、原則として、次条の規定による甲の要請の時から乙の対象施設周辺の水害が収束する時までの間とする。この場合において、当該利用期間が終了したときは、甲の責任において、対象施設に避難してきた近隣住民等を退去させるものとする。

## （協力要請）

第5条 対象施設の利用に係る要請は、一時避難施設提供要請書（別添様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、口頭により要請することができることとし、後日、速やかに要請書を送付するものとする。

## （居住者への周知）

第6条 甲は、乙と十分協議の上、連携して対象施設の居住者に対し、必要に応じてこの協定の内容について事前に周知を行うものとする。

## （費用負担）

第7条 甲の一時避難施設としての対象施設の利用に関しては、原則として無償とする。

## （避難時の事故等に係る責任）

第8条 乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、対象施設に避難してきた近隣住民等に関する事故等に対する責任を一切負わないものとする。

## （損害賠償）

第9条 この協定に基づき乙が提供した対象施設の設備等に損害が生じた場合の対応については、特別な事情がある場合を除き、甲が行うものとする。この場合において、原状回

復に要する費用が発生したときにおける負担額については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙から何らの申出がないときは、更に1年間有効に存続するものとし、それ以後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年3月18日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部  
本部長 岡 雄一

## 土砂災害時における近隣住民の緊急避難施設の提供に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と学校法人開成学園（以下「乙」という。）とは、土砂災害時における緊急避難施設の利用に関する協力に関して、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、区内にある土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内において土砂災害が発生または発生するおそれがある場合に、近隣住民が緊急一時的に避難する施設（以下「緊急避難施設」という。）として、甲の要請により乙の管理施設を使用すること等について、必要な事項を定めるものとする。

## （協力事項）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する事項は、次のとおりとする。

- （1）緊急避難施設として、乙の管理施設（所在地：東京都荒川区西日暮里四丁目2番4号）の一部を提供すること。
- （2）乙の管理施設内のトイレ等を提供すること。
- （3）知り得た災害に関する情報等を提供すること。
- （4）乙の管理施設内の誘導及び経路等の案内に関すること。
- （5）その他乙が甲に協力できること。

## （協力要請）

第3条 甲は、前条の規定による要請をするときは、乙に対し、文書により通知するものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、後日速やかに文書により通知するものとする。

## （実施期間）

第4条 第2条各号に掲げる協力活動（以下「協力活動」という。）の実施期間は、原則として、前条の規定による甲の要請の時から、降雨がおさまリ、乙の管理施設に避難してきた近隣住民（以下「避難者」という。）が自宅や避難所等へ移動するまでの間とする。この場合において、当該実施期間が終了したときは、甲の責任において、避難者を乙の管理施設から退去させ、自宅や避難所等へ誘導するものとする。

## （費用の負担）

第5条 乙が実施した協力活動に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、甲と乙の協議により決定するものとする。

## （損害賠償）

第6条 甲は、協力活動の実施中に、乙の責に帰する事由によるものを除き、乙の管理施設に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

2 甲は、協力活動の実施中に、乙の責に帰する事由によるものを除き、避難者に損害が生



じたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第7条 甲は、乙が実施した協力活動に従事した者が、当該活動において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）」に基づき補償するものとする。ただし、当該活動に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙から何らの申出がないときは、更に1年間有効に存続するものとし、それ以後もまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲と乙の協議により定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成31年2月13日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都荒川区西日暮里四丁目2番4号  
学校法人開成学園  
代表者 理事長 丹 呉 泰 健

## 大規模水害時における庁有車の緊急避難駐車場所の提供に関する覚書

荒川区（以下「甲」という。）と株式会社スーパーバリュー（以下「乙」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

## （目的）

第1条 この覚書は、荒川区内で大雨等に伴う浸水（以下「大規模水害」という。）が発生し、又はその発生が見込まれる場合において、甲が保有する車両（以下「庁有車」という。）の水没による被害の防止と、大規模水害解消後の復旧作業を円滑に行うことを目的に、乙が管理する施設を庁有車が緊急的に避難するための駐車場所（以下「緊急避難駐車場所」という。）として提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

## （緊急避難駐車場所）

第2条 緊急避難駐車場所は、乙が管理する以下の施設の駐車箇所とする。

|      |                 |
|------|-----------------|
| 施設名称 | スーパーバリュー 荒川一丁目店 |
| 所在地  | 荒川区荒川1-6-1      |
| 駐車箇所 | 屋上駐車場（15台分）     |

|      |               |
|------|---------------|
| 施設名称 | スーパーバリュー 西尾久店 |
| 所在地  | 荒川区西尾久5-24-6  |
| 駐車箇所 | 屋上駐車場（10台分）   |

## （提供期間）

第3条 緊急避難駐車場所の提供期間は、大規模水害の発生が見込まれる日から解消した日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は必要と認める場合においては、乙と協議の上、前項の提供期間を延長することができるものとする。

## （対象車両）

第4条 緊急避難駐車場所に駐車する庁有車は25台以内とする。

(要請)

第5条 甲は、緊急避難駐車場所の提供を要請するときは、文書又は口頭その他可能な手段により行うものとする。

2 前項による要請が困難である場合に甲が必要と認めたときは、甲は乙に要請を行ったとみなすことができる。この場合において、甲は乙に事後の承諾を求めるものとする。

(費用負担)

第6条 緊急避難駐車場所の提供について、甲における費用負担は発生しないものとする。

(損害賠償)

第7条 甲は、緊急避難駐車場所の提供を受けた場合において、甲の責めに帰すべき事由により乙の施設又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(有効期間)

第8条 この覚書の有効期間は、この覚書の締結の日から令和4年3月31日までとする。  
ただし、有効期間の満了の日の1月前までに、甲乙いずれからもこの覚書の解除又は変更の意思表示がない場合は、同一の内容で期間を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第9条 この覚書の解釈に疑義が生じた場合又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この覚書の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年12月20日

(甲) 東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区

代表者 荒川区長 西川 太一郎

(乙) 埼玉県上尾市愛宕三丁目1番40号

株式会社スーパーバリュー

代表者 代表取締役 岸本 圭司

## 災害時における応急協力に関する覚書

荒川区（以下、「甲」という。）と、荒川郵便局（以下、「乙」という。）は、甲乙の間において、災害時における協力事項に関し、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

## （目的）

第1条 この覚書は、荒川区地域防災計画に基づき、災害時に甲及び乙が行う活動に対する相互の協力に関して必要な事項を定める。

## （用語の定義）

第2条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号において定める被害をいう。

## （協力事項）

第3条 甲及び乙は、荒川区内に災害が発生し、次の事項について必要が生じたときは、相互に協力するものとする。

- (1) 甲及び乙が収集した被災区民の避難先等の情報を提供すること。
- (2) 乙の施設を避難所、物資集積場所等として利用すること。
- (3) 乙の車両を緊急連絡車両等として使用すること。
- (4) 避難所等において臨時郵便差出箱を設置すること。
- (5) 乙が郵政事業災害特別事務取扱いをするための、甲が所有又は管理する施設及び用地を一時使用すること。
- (6) その他、甲及び乙が相互に要請を必要とする事項

## （協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲内において、協力するものとする。

## （経費の負担）

第5条 甲及び乙は、第3条に規定する協力を要する経費について、協力した者が要した経費については、法令その他定のあるものを除き、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の負担について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議し、負担すべき額を決定する。

## （協力体制の整備）

第6条 甲及び乙は、災害時における協力体制を整備するため、相互の防災対策の整備状況等について必要に応じて情報の交換を行う。

## （連絡責任者）

第7条 この覚書に関する連絡責任者は別に定める。

## （有効期間）

第8条 この覚書の有効期間は、平成10年2月12日から平成10年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲、乙若しくは双方がこの覚書を取り

消す意思表示をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以降この例による。

(協議)

第9条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

上記覚書の証として覚書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年2月12日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
東京都荒川区  
代表者 荒川区長 藤 枝 和 博

乙 東京都荒川区荒川三丁目2番1号  
荒川郵便局  
代表者 荒川郵便局長 星 野 壯 佐

## 避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定書

荒川区を甲とし、東京都理容生活衛生同業組合荒川支部を乙とし、甲乙間において、次の条項により締結する。

## (目的)

第1条 この協定は、荒川区の区域内において、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1項に定める災害により、荒川区が開設した避難所（以下「避難所」という。）における住民の避難生活（以下「避難生活」という。）が長期化した場合において、必要に応じて理容サービス業務（以下「業務」という。）を実施することにより、住民の避難生活に伴う心労の負担軽減の一助とすることを目的とする。

## (定義)

第2条 避難生活が長期化した場合とは、避難状態がおおむね2週間を経過し、引き続き避難状態が継続されると認められることをいう。

## (対象者)

第3条 業務の提供を受けることができる者は、避難所に避難している住民で、避難生活が前条に定める状態に該当する場合に限るものとする。ただし、避難所に避難している住民で、既に就労している者を除くものとする。

## (要請)

第4条 甲は、避難生活が長期化した場合において、乙に対し、業務提供の要請を行うことができるものとする。この場合において、要請する業務の内容については、実施細目において定めるものとする。

2 前項の規定による要請は、状況により日時及び場所を指定した上で、口頭、文書、ファクシミリ、電話、インターネット等の方法により行うものとする。

3 前項の規定による要請後、甲は、実施細目に定める要請書を乙に対し、提出しなければならない。

## (業務の提供)

第5条 前条の要請がされた場合において、乙は、実施細目に定める乙の組合員等を、甲の指定する場所へ派遣するものとする。

2 前項に規定する甲の指定場所は、避難所及び乙の組合員の経営する理容店とする。

3 乙は、業務の提供をしたときは、次の各号に掲げる事項を口頭、文書、ファクシミリ、電話、インターネット等により甲に報告するものとする。

- (1) 業務の内容
- (2) 従事者の氏名
- (3) 履行の期日及び場所
- (4) その他必要な事項

4 前項の規定による報告後、乙は、実施細目に定める報告書を甲に対し、提出しなければならない。

ならない。

(費用)

第6条 乙が業務に要した化粧品、医療品等の消耗品については、甲の負担とする。

2 前項の費用は、通常要する実費であって、かつ、甲の認定を受けた金額とする。

3 甲は、乙から前項の要件を満たす費用の請求があったときは、速やかに当該費用を支払うものとする。

(災害補償)

第7条 甲は、業務に従事した者が当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、災害に際し応急措置の業務等に従事したものに係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）の例により、これを補償するものとする。

(損害賠償)

第8条 甲は、業務に従事した者が、甲の責めに帰すべき事由により乙又は第三者に対し、損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならない。

2 乙は、業務の実施に伴い、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に対し、損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならない。この場合において、乙は、事故発生後、速やかに甲に報告するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成13年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからこの協定の解除、又は変更の申し出がないときは、当該有効期間はさらに1年を延長されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定の解釈について、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各々1通を保有する。

平成13年2月2日

甲 東京都荒川区荒川二丁目二番三号  
荒川区  
代表者 荒川区長 藤 枝 和 博

乙 東京都荒川区西日暮里三丁目二十二番八号  
東京都理容生活衛生同業組合荒川支部  
代表者 支部長 飛 田 英 雄



## 避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、避難住民に対する理容サービスの提供に関する協定（以下「協定」という。）第4条及び第5条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な手続き等を定めるものとする。

(要請)

第2条 協定第4条第1項に規定する理容サービス業務（以下「業務」という。）は、次の各号に掲げるものとする。ただし、業務の提供場所の衛生状況により、要請する業務を減ずるものとする。

- (1) カット
- (2) 洗髪
- (3) 顔剃り

2 協定第4条第3項に規定する甲が乙に提出する要請書は、様式1のとおりとする。

(業務の提供)

第3条 協定第5条第1項に規定する乙の組合員等とは、理容師法（昭和22年法律第234号）に定める理容師免許証を有する者で、乙の組合員、乙の組合員の経営する理容店従業員及び甲乙にボランティア登録した者をいう。

2 協定第5条第4項に規定する乙が甲に提出する報告書は、様式2のとおりとする。

本実施細目の締結の証として本実施細目2通を作成し、甲乙署名の上、各々1通を保有する。

平成13年2月2日

甲 東京都荒川区二丁目二番三号  
荒川区  
代表者 荒川区長 藤 枝 和 博

乙 東京都荒川区西日暮里三丁目二十二番八号  
東京都理容生活衛生同業組合荒川支部  
代表者 支部長 飛 田 英 雄

